

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の精神・大学の基本理念

(1) 建学の精神

明治 40（1907）年、名古屋女子商業学校として発足した本学は、「商業教育はすなわち人物教育なり」との創設者市邨芳樹の確固たる信念を根底に据えている。そしてその精神を「一に人物、二に伎倆」として表わし、建学の精神として定めてきた。

この人物教育の中では、それぞれの個性を尊重し伸展させ、一芸に秀でた人物を養成することとして「桜は桜、松は松」との言葉で訓育を行うとともに、更に建学の精神をより正しく周知・啓蒙するため、校訓三則として「慈・忠・忍」を示してきた。「慈」はいくくしみあわれむ心、真心から人を愛する心。「忠」は、真心があつて誠実・忠実なこと。即ち与えられた自分の仕事に懸命に努力すること。「忍」は自分が失意の時、自暴自棄に陥らず、その時こそ自分を試す大事な時期と考え、いかなる苦難や困難にも耐え忍ぶことであるとした。

建学の精神とする「一に人物、二に伎倆」は、発足時は女子学校であったが故に“女子の徳性と技能を両立させ、ますますこれを涵養すべきこと”とされた。女子教育の実践は、建学の経緯と当時の社会状況を考慮すれば、すべての人々のもつ潜在的可能性を引出すための先駆的試みと位置づけることができる。

(2) 基本理念

建学の精神を支柱とした本学教育上の基本理念は、商業教育を通じた人間教育、即ち実学教育である。

創設者は、「商業教育はつまるところ人間教育である。商業といふものは、いわゆる実業の中でも技能的な要素の最も少ないものであり、人と人との交渉であり、人的要素の多いものである。商人は技術家ではなく、本当の意味での「人」でなければならない。本当の商業教育とは本当の人間教育でなければならない」と述べている。

2. 本学の使命及び目的

(1) 使命及び目的の考え方

大学の使命及び目的は、建学の精神・基本理念を礎としながらも、時代の推移や社会の変遷に伴い内容を充実させ発展させていく部分を持つ。

本学園も過去 100 年の歴史の中で、創設者の意志を温め育みながら、人材育成に関わる教育的役割を、いかに社会に貢献すべき組織体として發揮することができるかに腐心を重ねてきた。それまで考えられることもなかった女子商業教育への着目は、すべての人々が持つ諸能力を社会の中で開花させ、それを通じて各人が職業人として、また人間として尊重されることを求めたものであり、この精神に基づいて高等教育機関としてのあり方を追求し、今日に至っている。

(2) 本学の使命及び目的の変遷

（戦前－わが国初の女子商業学校の創立）

本学園の歴史は市邨芳樹による名古屋女子商業学校の創立に端を発するが、産業立国を

名古屋経済大学

目指す経済界の状況や教育制度の実態から、経済的な教養を備え自覚を持った良妻賢母を養成する、女子に対する商業教育の必要性が強く認識され、明治 40（1907）年わが国初の女子商業学校が設置された。

その教育方針は、「商人は技術家ではなく、本当の意味での「人」でなければならない。従って本当の商業教育は、本当の人間教育でなければならない」とした。

（戦後－短期大学・四年制大学の設立）

戦後のわが国経済の復興発展の下で、大学・短大への進学希望者は急増した。この社会的な要請に応えるとともに、名古屋女子商業学校設立に併せて目論まれていた、女子商業大学構想を具現化する一歩として、昭和 40（1965）年に商経科、家政科を擁する市邨学園短期大学を設立した。

その後、昭和 54（1979）年新たに四年制課程である経済学部消費経済学科を設立し、校名を市邨学園大学と改めた。

消費経済学科は消費サイドから経済を見るわが国初めての学科であり、そのため、カリキュラム編成や教員組織の構成について創意を凝らし各方面から高い評価と期待が寄せられた。

（校名変更、学部・学科の改編）

昭和 58（1983）年、本学は幅広い人材の育成を目指し、男女共学制に移行するとともに、経済学部に経営学科を増設した。これを期に大学名を名古屋経済大学と改め、新たな発展への礎を築いた。

さらに平成 3（1991）年には、法学部企業法学科の新設を行った。この新学部設立は、経済社会における企業活動の態様の変容にともない、法的思考の必要性が増大し、従来の法学とは観点を異にした研究分野の開拓が要請される状況に対応するものであった。また平成 11（1999）年には国際関係法学科を増設したが、その後、多様化した学生の志望に応じるべく従来の学科をコース制に改め、企業法学、国際関係法学に加え、行政政策、司法の四コース制とした。

平成 14（2002）年より、消費という視点を生活という視点へ発展させ現代経済の諸問題に対応できる人材を育成するため、消費経済学科を現代経済学科に改組するとともに、今日のビジネス社会が求める人材をより体系的に育成するため、経営学科を経済学部より分離し、経営学部として新設した。

平成 17（2005）年には、近年の乳幼児期の保育に対するニーズの多様化・高度化に対応するとともに、ライフステージの各段階における栄養管理の重要性から、短期大学保育科、生活文化学科食物栄養専攻を発展的に改組し、人間生活科学部幼児保育学科及び管理栄養学科を新たに設置した。さらに平成 20（2008）年度には、人間生活科学部幼児教育学科に小学校教諭一種免許取得課程を設けたのに伴い、科名を教育保育学科に改めた。

（大学院の新設）

戦後 50 年を経、経済社会の発展に伴い、高等教育に対する需要が高まる中、より高度な専門教育が求められるようになり、大学院の拡大・充実が社会的要請となった。このような趨勢の中、本学は平成 12（2000）年、法学部の設置とともに大学院法学研究科法学専攻（修士課程）及び企業法学専攻（博士後期課程）を設けた。

さらに、平成 14（2002）年、会計学研究科会計学専攻（修士課程）を設け、平成 19

(2007) 年には会計学研究科会計学専攻（博士後期課程、修士課程は博士前期課程に変更）及び人間生活科学研究科幼児保育学専攻（修士課程）及び栄養管理学専攻（修士課程）を設けた。

(3) 建学の精神・基本理念の現代化

平成17（2005）年、諸課題を全学的に改善改革する大学運営戦略会議を中心に、建学の精神、学風、ビジョン等の今日的あり方について検討を行った。

それらの語句が今の時代にどのように解釈されているか、さらに未来に向けてどのように発展させるべきかについては、未だ検討は不十分である。

本学の将来指向すべき方向を見極めるに際し、これらの「既定の語句」の理解の実態を把握するため全教職員に対するアンケート調査を行い、次のように整理した。

①本学の建学の精神と目指すべき方向について

建学の精神は“一に人物、二に伎倆”

「人物」像の現代的解釈

礼節を尊び、自主自立の意気に富み、実社会において責務を全うする人物

「伎倆」の内容の現代的解釈

社会人としての高い知識と専門能力及び時代への豊かな適応能力

②学風について

慈・忠・忍

③大学のビジョンについて

国際的視野からの地域貢献及び時代を担う構想力・技術力を体得した人物の育成

(4) 現在における本学の使命及び目的

発足以来100年を迎えた本学園の教育方針である、「商業教育を通じた人物教育」・「実学教育」は連綿として今もなお受け継がれてきている。こうした教育を通じて培われた能力を各人が發揮し、自己実現をする最もふさわしい場は、地域社会・地域経済であると本学は考えている。

現在、建学の精神・基本理念に基づく本学の使命及び目的は次のとおりである。

①地域社会、地域経済と密に連携し、この連携を支える人材の育成を行う高等教育機関たるべきこと

——地域社会、地域経済を支えるのは先ずもって人である。地域の経済界、行政、住民との密接な連携のなかで、現在どのような人材が求められ、地域にどのように貢献することが期待されているか、そうした要請を的確に把握・分析し、それに応えられる人材育成をなしうる高等教育機関であること。

②地域社会、地域経済を形づくり支える一員として、地域の様々な分野に対する連携及び積極的貢献

——情報技術・生産技術の驚異的発展やグローバリゼーションの不可避的進行のなかで、地域における生活文化の斎一性は、急速に失われつつある。このような状況を地域の新たな発展への契機として把握し、多様な価値観や生活習慣を持つ住民や企業・行政等の組織体との密接な連携を進めながら、高等教育機関にふさわしい社会、経済活動を通じた積極的な地域貢献を行うこと。

③地域社会、地域経済の各分野に溶け込み責任ある活動ができる人格ならびに技能を備

えた人物の実学的育成

——校訓三則のうち、「慈」は、地域を愛しそこに住む人々を慈しむ心として発現し、「忠」のもたらす人物像は、地域における自らの役割を誠実に果たす人物というものであり、「忍」は、地域における活動のなかで遭遇するさまざま困難に辛抱強く立ち向かう強靭さと理解される。さらに創設者が「桜は桜、松は松」と言うように、それぞれの個性にふさわしい貢献の場や方法を見出して行く。それを可能とするためには、卓越した技能によって、一つ一つの課題に着実に対処していくねばならない。ここに建学の精神「一に人物、二に伎倆」に基づく基本理念「実学教育」を、今日に生かす道がある。

II. 名古屋経済大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

1907年（明治40年）4月	名古屋女子商業学校設置の認可を得、5月に開校
1923年（大正12年）2月	名古屋第二女子商業学校設置の認可を得、熱田区横田町にて開校
1945年（昭和20年）4月	財団法人市邨学園を組織
1947年（昭和22年）4月	学制改革に伴い、名古屋女商中学校、高蔵中学校を設立
1948年（昭和23年）4月	学制改革に伴い、名古屋女子商業高等学校、高蔵女子商業高等学校を設立
1951年（昭和26年）3月	学校法人市邨学園に組織変更
1965年（昭和40年）4月	市邨学園短期大学（商経科、家政科）開学
1967年（昭和42年）4月	市邨学園短期大学に保育科を開設
1979年（昭和54年）4月	市邨学園大学（経済学部消費経済学科）開学
1983年（昭和58年）4月	市邨学園大学を名古屋経済大学に名称変更し男女共学制に移行、経済学部に経営学科を開設
1988年（昭和63年）4月	市邨学園短期大学に英語科を開設
1991年（平成03年）4月	名古屋経済大学に法学部（企業法学科）を開設
1999年（平成11年）4月	法学部に国際関係法学科を開設
2000年（平成12年）4月	名古屋経済大学大学院（法学研究科法学専攻修士課程、企業法学専攻博士後期課程）を開設
2002年（平成14年）4月	大学院に会計学研究科会計学専攻修士課程を開設、経済学部消費経済学科を現代経済学科に名称変更、経済学部経営学科を経営学部経営学科に改組、市邨学園短期大学を名古屋経済大学短期大学部に名称変更し、男女共学制に移行、英語科を現代コミュニケーション学科に改組
2003年（平成15年）4月	法学部企業法学科・国際関係法学科を法学部法学科に改組
2005年（平成17年）4月	人間生活科学部幼児保育学科・管理栄養学科を開設、短期大学部現代コミュニケーション学科・商経科・生活文化学科生活文化専攻をキャリアデザイン学科に改組
2006年（平成18年）11月	学園創立100周年
2007年（平成19年）4月	大学院に人間生活科学研究科幼児保育学専攻修士課程及び同栄養管理学専攻修士課程を開設、会計学研究科会計学専攻修士課程を会計学専攻博士前期課程に変更し、会計学専攻博士後期課程を開設
2008年（平成20年）4月	人間生活科学部幼児保育学科を人間生活科学部教育保育学科に名称変更

2. 本学の現況

平成 20 年 5 月 1 日現在

大学名：名古屋経済大学

所在地：愛知県犬山市字内久保 61-1（犬山キャンパス）

愛知県名古屋市中区栄 4-16-29（栄サテライトキャンパス）

構 成：

大学院	研究科名	専攻名	学生数(人)
法学研究科	法学専攻（修士課程）	129	
	企業法学専攻（博士後期課程）	16	
会計学研究科	会計学専攻（修士課程）	12	
	（博士前期課程）	44	
	（博士後期課程）	5	
人間生活科学研究科	幼児保育学専攻	8	
	栄養管理学専攻	3	
合 計			217

大 学	学 部 名	学 科 名	学生数(人)
経済学部	現代経済学科	428	
経営学部	経営学科	543	
法学部	法学科	503	
人間生活科学部	教育保育学科（1年次）	69	
	幼児保育学科（2年次～4年次）	206	
	管理栄養学科	316	
合 計			2,065

III. 基準ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

本学の建学の精神は、学則においても「本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、豊かな教養と専門的知識及び技能を授けるとともに、本学の建学の精神に則り、人物教育を主眼とし、個性を伸長して実践的人物を育成し、広く社会に寄与することを目的とする。」と定めている。

この建学の精神である「一に人物、二に伎倆」については、現在においても入学式から卒業式までの年間を通じ、様々な行事、催し等において度々言及されている。また、キャンパス内には創設者のレリーフや彫像が設置され、そこには、この言葉が彫り込まれており、誰でも容易に目にすることのできるものとなっている。

求めるべき人物像としての「慈・忠・忍」については、「桜は桜、松は松」と同様に多くの機会に用いられ説かれてきており、今の学風を形作る大きな要素となっている。また、「慈・忠・忍」の文字そのものをデザイン化したものが校旗にもなっており、その外各種印刷物の表紙・裏表紙等には、シンボリックデザインとして多く用いられている。

これらの語句に表現される建学の精神・大学の基本理念は、本学の発行する入学案内や要覧をはじめ広報誌等の外、ホームページ等にも紹介をして学外にも周知を図っている。

(2) 1-1 の自己評価

建学の精神・大学の基本理念については、これ迄様々な機会や手法を通じて、本学学生や教職員あるいは本学園、大学関係者の外、本学への入学を志望する者、本学と関わりを持つ人々や機関等に対しても趣旨の周知普及に努めてきた。

「一に人物、二に伎倆」であれ、「慈・忠・忍」であれ、または「桜は桜、松は松」であれ、その本質は連綿と継承されている。しかし、建学の精神の解釈については、その時代時代に応じた表現とするのが、むしろ相応しく、この点の対応が課題となる。またそれを前提に学生に対して建学の精神を現代にふさわしく体得させる手段を検討することが課題である。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

I-2-(3)、(4)で述べた建学の精神の現代化と現在における本学の使命及び目的につき、学生に対しては入学時のオリエンテーションや1年次のゼミナール（必修）において周知徹底をはかるとともに、学外に対しても、各種媒体の利用可能性をさらに検討する。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学においては、「建学の精神・大学の基本理念」は、建学以来明確に定められ、受け

継がれてきたのに対し、「大学としての使命及び目的」については、今日にいたるまで一定の語句として具体的に示されてはこなかった。

これは本学が基本理念・教育方針として掲げる「商業教育を通じた人間教育」・「実学教育」をおろそかにしてきたことを意味するものではない。本学は、その時々の時代背景への洞察を基礎に将来への展望を見定め、教育機関として担うべき役割や進むべき道筋を、自らその時代に応じた必然的な結果として導き出し、われわれの抛って立つ精神や理念を、実際の行動によって具現化してきたという経緯による。

したがって具体的には学則に規定された各学部・各研究科の教育目標に示されている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

「大学の使命・目的」については、明確に定めてはいないが、本学の基本理念・教育方針および各学部・各研究科の教育目標を基に、教育目標は「学生ハンドブック」に明記され、さらに学生及び教職員には学内行事や広報媒体を通じ、周知徹底している。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学においては前項にも記したように大学の使命及び目的を明確に定め記したものではなく、長年にわたる学園及び大学の運営の実体がそれを示してきた。各学部・各研究科の教育目標や方針については、「大学案内」やホームページ等で公表している。

(2) 1-2 の自己評価

大学の使命・目的の学生及び教職員への周知と学外への公表に関しては、定型的な内容や様式をもって行ったことはなく、教育研究あるいは大学運営の実態によって現してきたことになる。しかし大学の規模拡大と充実につれて使命・目的の解釈にも多様な観点が生じてきており、さらに急速な時代の推移と諸環境の変化の中で、大学の使命・目的を明確とすることが課題である。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的については、運営戦略会議を軸に時代に即応した明確化を行なう。

それに基づき、学内に対しては、学生便覧や学内報、その他印刷物への掲載明記や諸行事での趣旨説明を行うとともに、具体的な行動指針・行動計画の策定を行い、本学の明確な姿勢として計画的に実行に移していく。その際には上記の諸施策に加えて、情報機器を利用した視覚的かつ簡明な教材・広報媒体の開発、学生が本学の使命・目的について学ぶ機会のより積極的な提供などを実施していく。また学外に対しては明確な使命・目的をあらゆる媒体を使って公表発信していく。また、地域連携等を中心とした本学の基本的姿勢を具体的・計画的に日常的行動を通じて、周知し、理解の深化を図っていく。

[基準1の自己評価]

本学の建学の精神・大学の理念については、「一に人物、二に伎倆」とする人間教育を根底に据え、100年をきざむ教育研究活動の中で「人間教育即ち実学教育」としてその具現化を成し遂げてきた。名古屋女子商業学校として発足以来、本学園を巣立った者が、地元経済界をはじめとして広く活躍しながら、この訓育を自らの活動の支柱として堅持し定着させてきたことは、よく知られていることでもある。

しかし、長年に亘り受け継がれてきた精神・理念であっても時代の様々な変化は、その本質にさえ影響を与え、変容を迫る場合も皆無とは限らない。

本学においては連綿と受け継がれてきたこの精神・理念とその歴史をこれからもより正

確に広く学内外へ周知するため、利用可能な全ての媒体を使って、出来る限り理解を深めるよう努めている。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

本学の建学の精神、基本理念を学生及び教職員等が十分に理解し、日々の行動に始まり将来への活動へ反映させていくことが基本的に重要なことである。このため、学内環境としての周知徹底は勿論ながら諸々の媒体と機会を使って、その本旨を構成員全体が一定の水準で体得できるよう努めていく。また、カリキュラムの中にも一定の時間を折り込むことにより、学生と教職員が共通の基盤の上で理解を深められるよう積極的に進めていきたい。学外に対してもその本旨を広く経済界を含め社会全体にあらゆる媒体を利用して周知していく。使命及び目的については、特に学内においては、時代を捉え将来を見据えた方向性を常に検討し協議するシステムを充実し定着していく。また学外からも多様且つ能動的な意見や提言を積極的に受入れる姿勢を持つ体制を設けていく。

基準2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学の研究教育上の組織は、大学院は法学研究科（修士課程、博士後期課程）、会計学研究科（博士前期課程、博士後期課程）及び人間生活科学研究科（修士課程）の3研究科、大学は経済学部現代経済学科および経営学部経営学科、法学部法学科、人間生活科学部教育保育学科、人間生活科学部管理栄養学科の4学部5学科の体制である。大学においては、教養教育重視の観点から共通科目群科目担当者連絡会を規定に基づく正規の組織と認めている。

大学の附属機関等として、図書館、消費者問題研究所、企業法制研究所、学術研究センター、英語教育センター、臨床栄養センター、発達臨床センターを設けており、全学から教員の多くが兼任として配置され、運営されている。

経済学部には地域社会に貢献できる人材を育成することを目標とした地域社会特別研究室が、経営学部には税理士試験への合格を目標とした会計特別研究室が設置されている。

（特記事項参照）

図書館

大学が設立されてからの年数が浅く、蔵書数は洋書・和書あわせて337,262冊（短大分も含む）と決して多いとはいえないが、学生の日常の学習活動を支える上で、また卒業論文やレポートを書く上でなくてはならない存在となっている。学生および大学院生の入館者数は、平成19（2007）年度1年間で延べ37,741人であり、貸し出し冊数は13,596冊であった。

消費者問題研究所

現代経済社会の重要な課題である「消費」を研究対象とし、これまで、機関紙『研究所報』に発表された論文は、高い評価を得ている。また、消費生活に関するあらゆる側面からの学際的アプローチをはかるため、各分野の研究者が協力し研究にあたるほか、全国の研究者・国および地方行政機関・企業とも連携を密にして消費者問題研究の総合拠点的役割を担うべく努力を重ねている。日常運営のために所長及び所員会議において選出された運営委員により運営委員会が置かれている。

企業法制研究所

「企業法に関する総合的な研究を行うこと」をテーマとし、機関紙『企業法研究』を発行して、その組織的・実証的な研究成果を発表し、他大学や企業など多方面から高く評価されている。また、研究会の開催、企業法に関する図書や資料の収集およびその利用に関する便益の供与などさまざまな活動も積極的に行っているが、特に毎年秋に開く公開講演会は大きな期待が寄せられている。

学術研究センター

教員と学生による研究組織である。研究活動や講演会の開催を財政的に支援し、広く一般市民に向けオープンカレッジを開催するなど「社会に開かれた大学」としての役割を果たしている。

学術研究センターは、以下の7研究組織をもって構成されている。人文科学研究会、経済・経営研究会、自然科学研究会、法学会、地域社会研究会、比較文化研究会、幼児教育研究会である。

英語教育センター

英語教育センター（Meikei English Language Center）は通称 MELC（メルク）と呼ばれ、実践力を養う「英語教育の推進」、「学生の語学力の向上」、「地域社会への貢献」を目標とした学内支援機関である。

臨床栄養センター

臨床栄養センターは、人間生活科学部の教育及び研究活動の一環として、同学部学生のための臨床栄養教育を行うとともに、当地域の医療にかかる職種、とりわけ栄養士の再教育、及び地域住民の食生活と健康に関する知識の敷衍に寄与することを目的としている。(特記事項参照)

発達臨床センター

発達臨床センターは本学の教育及び研究活動の一環として、人間生活科学部の教員及び学生のための発達臨床活動を行うとともに、地域児童の教育と福祉の向上に資することを目的としている。(特記事項参照)

国際交流委員会

学術及び教育の分野での国際交流の発展に寄与することを目的に国際交流委員会が設置されている。国際交流委員会は、学長、副学長、各学部の学部長及び学部から選出される国際交流委員会委員4名によって構成されている。委員長は学長であり、必要に応じて作業部会を設置することができる。

FD委員会

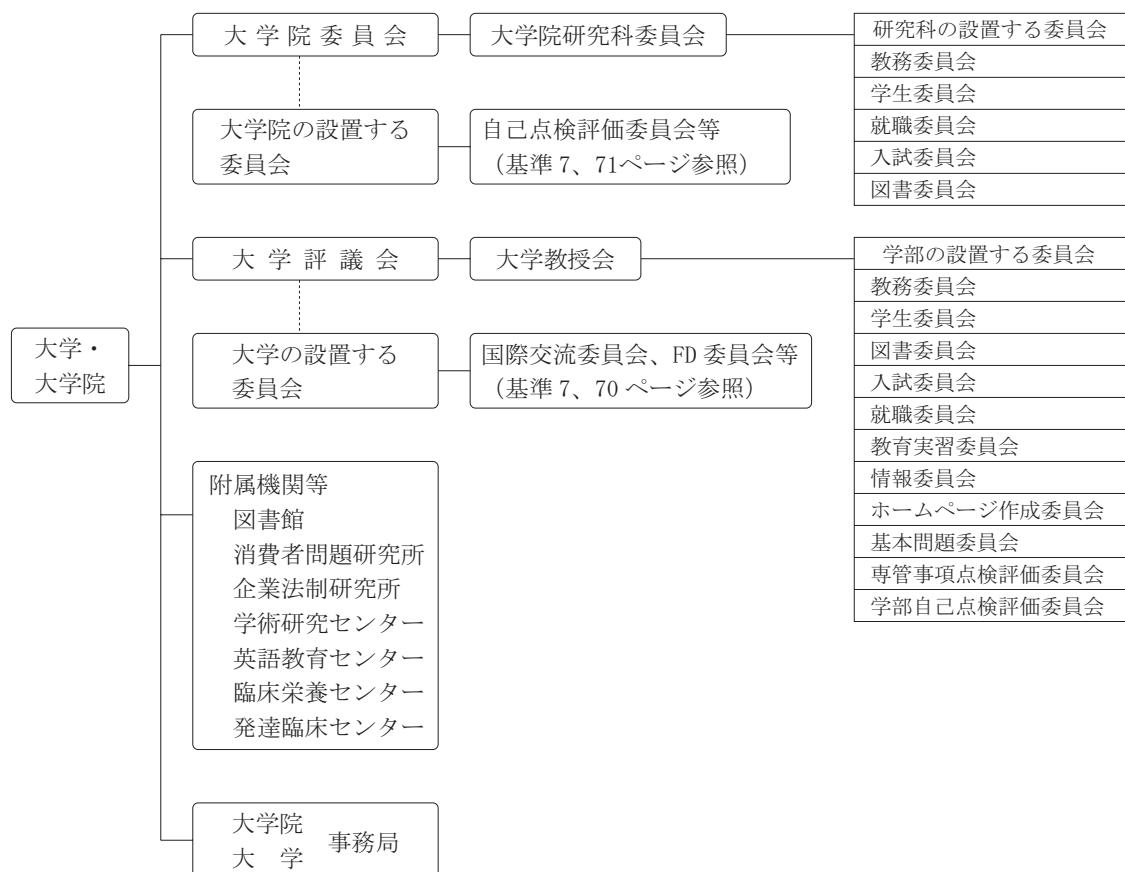
教育機能の改善を図るためにFD委員会が置かれている。主な活動項目は以下のようにある。

- (1) 教育内容及び教育方法等の改善に関する検討と研修
- (2) 学生の授業評価等の実施、集計と分析、結果の学長への報告
- (3) FD活動に関する資料の収集及び保管
- (4) 自己点検評価委員会との連携と協力
- (5) その他教育機能等の改善を図るための諸活動

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

教育研究の基本的な組織の関連は次の通りである。

図 2-1-1 教育研究組織図



(2) 2-1 の自己評価

本学は、建学の精神「一に人物、二に技倅」に基づき、社会的ニーズ、なかでも実業界や地域の要請に機敏に応えるべく改革を行い続けている。大学院および学部の組織体制は適切なものとなっている。また組織運営についても、規程に基づき適切に運営され、全学的な調整と連携が十分確保されている。

しかし、急速に変化している社会的ニーズなどに対応するための研究教育組織の改革を常に行う必要がある。また研究教育組織の規模についても入学者数の減少への対応が求められる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会的ニーズなどへの対応を運営戦略会議などを中心に全学的に敏速に行う。また研究教育組織の規模や内容についても、各研究科、各学部で積極的に取り組んでいるところである。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

建学の精神に基づき、人物教育の中で個性を尊重するためには、教養教育が不可欠となる。技術や技能を習得することは大切であるけれども、職業人の前にひとりの人間としての成長や発達が重要である。

教養教育は、本学の場合、主として共通科目群の科目で行われている。共通科目群の科

目は、幅広く深い教養、総合的判断力、豊かな人間性の育成を目指すという趣旨に基づいて設けられている。

共通科目群の科目は、経済学部、経営学部では、人文、社会、自然、情報、語学、体育に区分されている。法学部では、基礎の領域、人文の領域、社会の領域、自然の領域に区分されている。人間生活科学部では、基礎科目、外国語科目、健康とスポーツ、人間と文化、社会と歴史、科学と自然に区分されている。

共通科目群の卒業に必要な単位数は、それぞれの学部で次のように定められている。

経済学部 34 単位以上 (外国語科目 4 単位以上、「健康とスポーツ」2 単位を含む。)

経営学部 34 単位以上 (外国語科目 6 単位以上、「健康とスポーツ」2 単位を含む。)

法学部 総合科目群の単位と合わせて 30 単位以上 (「基礎英語」2 単位、「健康とスポーツ」2 単位を含む。)

人間生活科学部 教育保育学科 28 単位以上 (外国語科目 4 単位以上、「健康とスポーツ」2 単位を含む。)

人間生活科学部 管理栄養学科 20 単位以上 (基礎科目 2 単位以上、外国語科目 4 単位以上 「健康とスポーツ」2 単位を含む。)

それぞれの学部ごとに、共通科目群の科目の区分と開設科目数は以下のとおりである。

経済学部では、人文が 7 科目、社会が 7 科目、自然が 9 科目、情報が 8 科目、語学が 20 科目、体育が 5 科目開設されている。その他に日本語レッスン I、II が開設されている。

経営学部では、人文が 9 科目、社会が 7 科目、自然が 8 科目、情報が 8 科目、語学が 19 科目、体育が 3 科目開設されている。

法学部では、基礎の領域が 35 科目、人文の領域が 7 科目、社会の領域が 6 科目、自然の領域が 9 科目開設されている。外国語科目と体育科目は、基礎の領域に含まれている。

人間生活科学部では、管理栄養学科と教育保育学科ともに、基礎科目が 6 科目、外国語科目が 9 科目、健康とスポーツが 4 科目、人間と文化が 6 科目、社会と歴史が 11 科目、科学と自然が 7 科目開設されている。

開設科目数については、法学部が一番多くの科目を開設しており、人間生活科学部が一番スリム化した科目を開設している。

さらに、経済学部、経営学部、法学部では、留学生対象科目が、共通科目群の中に設置されている。留学生対象科目は、「日本語 I」から「日本語IV」、「日本事情 I」から「日本事情VI」まで開設されている。

留学生の取り扱いについては、次のように定められている。

(1) 「日本語 I」から「日本語IV」及び「日本事情 I」から「日本事情VI」を共通科目群卒業要件単位数に 20 単位まで算入することができる。また、共通科目群外国語科目の履修にあっては、母語を履修することはできない。

(2) 共通科目群「基礎英語 2 単位取得」を「日本語 I」から「日本語IV」のうちいずれか 2 単位取得」と読み替えて履修できる。

共通科目を担当する教員は、それぞれの学部に所属しているが、人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置として、「共通科目群科目担当者連絡会」が設置されている。

従来から、一般教育連絡会が定期的に開催されていた。大学設置基準の大綱化を受けて、

一般教育が共通科目に衣替えし、共通科目担当者連絡会に関する規程が整備された。

この規程に従い、「共通科目群科目担当者連絡会」が1年に2回、定期的に開催されている。連絡会には、共通科目を担当する教員が参加する。連絡会では、共通科目のカリキュラムなどについて「連絡調整を図るため」意見交換をする。連絡会は意見交換の場であるが、話し合われた内容はそれぞれの学部において報告される。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

それぞれの学部において、共通科目の担当教員の中から座長が選出される。連絡会の司会は、4学部の座長が交代で務めている。「共通科目群科目担当者連絡会」は、担当の座長が大学副学長に申し出て、副学長が招集する。

このように、教養教育の運営上の責任体制については、副学長を責任者として、必要に応じて学部長及び4学部の教務委員長にも出席を依頼した上で、4学部の座長がその実際的な運営を担当する。したがって、教養教育の運営上の責任体制は確立されている。

(2) 2-2 の自己評価

本学では、「共通科目群科目担当者連絡会」が設置され、人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置が講じられている。定時の連絡会は1年に2回開催され、共通科目担当者の間で意見交換が行われている。

共通科目群の科目は、1年次から4年次まで学年配当されている。外国語科目、情報処理科目、体育実技科目は、1年次と2年次に学年配当されている。共通科目群の科目は、すべて半期の科目である。外国語科目は、週に2コマ開講している。外国語科目、情報処理科目、「日本語レッスン」は、少人数で授業を行っている。

共通科目群の科目は、主として経済学部と経営学部、法学部と人間生活科学部を対象にして開設されている。これは、担当者の負担を軽減するためである。

共通科目群の科目については、見直しが行われており、現代化、スリム化を実現する努力が行われている。

共通科目群の科目の一部については、受講する学生の人数が多くなっている。学生が興味を持つ科目もあるし、時間割の都合で学生が集中して履修する科目もある。受講人数が多いと、使用する教室の大きさも問題となる。受講人数が多い授業については、担当教員の申し出により、2つに分割して開設することができるようになっている。しかし、担当教員の負担を考えると、分割して開設することが難しい場合もある。

共通科目群の科目については、一部廃止した科目があるが、全体としてはそれほど変わつてはいない。学部の数も1から4に増え、共通科目群の科目担当者の負担も増え続けている。一部の科目を隔年開設にする案もあるが、学生がその科目を履修しにくいことが予想され、検討中である。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

「共通科目群科目担当者連絡会」では、共通科目のカリキュラムについて意見交換することになっている。共通科目の設置、廃止については、それぞれの学部が連携をしなければならない。

共通科目群の一部の科目に学生が集中することに対しては、時間割の上で学生が集中しないように配慮する。

共通科目群の科目については、専任と非常勤のバランスを考慮しつつ全体として見直し

を継続する。

共通科目群の科目的卒業に必要な単位数は、それぞれの学部で異なっている。経済学部と経営学部では、卒業に必要な単位数が 34 単位以上になっており、共通科目群の科目が重視されていると言える。その反面、法学部では、総合科目を含めて、30 単位以上となつてている。人間生活科学部教育保育学科では、28 単位以上、管理栄養学科では、20 単位以上となっており、卒業に必要な単位数が少なくなっている。人間生活科学部教育保育学科では、保育士資格と幼稚園教員免許、小学校教員免許を取得するという理由があり、管理栄養学科では、栄養士免許と管理栄養士国家試験受験資格、栄養教員免許を取得するという理由があるためである。

卒業単位が 124 単位なので、資格や免許を取得しようとすると、共通科目群の科目的単位数を削ることになる。大学教育全体の中で、共通科目群の科目的単位数がどれくらい必要かにつき「共通科目群科目担当者連絡会」を中心に試案を作成し、各学部との協議を進める。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学では、学内意思決定機関として、学部間に共通する全学的事項を審議する機関として、「大学評議会」がある。「大学評議会」は、名古屋経済大学学則第 41 条に則り、「名古屋経済大学評議会規程」に定められている。この構成員は、学長、副学長、事務局長、市邨学園学園長、同副学園長、各学部長、各学部教授会より選出された、それぞれ 1 名の教員及び学長の委嘱する教員 4 名から構成されている。審議事項は、(1) 学則その他重要な規則の制定及び改廃に関する事項、(2) 大学運営予算の運用に関する事項 (3) 学部及び学科の組織に関する事項 (4) 人事の基準に関する事項 (5) 学生定員に関する事項 (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項 (7) 名誉教授に関する事項 (8) 学部その他機関の連絡調整に関する事項 (9) その他大学の運営に関する重要事項が挙げられ、学長が招集し、議長となり、毎月 1 回定例に開催されている。

学部意思決定機関として、大学及び学部の運営に関する事項を審議するため、「学部教授会」がある。この構成員は、当該学部の教授、准教授及び講師をもって構成されている。審議事項は、(1) 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事項 (2) 学生の入学、再入学、転入学、編入学、退学、転学、転学部、転学科、休学、復学、除籍及び卒業に関する事項 (3) 学生の賞罰に関する事項 (4) 学生の厚生及び補導に関する事項 (5) 教育課程の編成及び履修並びに試験及び学業評価に関する事項 (6) 教員組織の基準に関する事項 (7) 教員の任免及び資格その他教員の学内人事に関する事項 (8) 教員の選考及び資格審査に関する事項 (9) 教育及び研究予算の運用に関する事項 (10) 教員の研究に関する事項 (11) 公開講座等学外教育活動に関する事項 (12) 学部長候補者の選出に関する事項 (13) その他大学並びに学部の運営及び連絡調整に関する事項が挙げられ、学部長が招集し、議長となり毎月あらかじめ定められた曜日に開催されている。

「学部教授会」には、教務、学生、図書、入試、就職及び教育実習の各種の「委員会」

名古屋経済大学

が置かれている。このうち、学生、入試、就職及び教育実習の委員会は、全学合同委員会として開催されている。

この外に本学の総合的な計画の立案を行う組織として「運営戦略会議」がある（基準7-3-①参照）。

2-3-② 教育研究に関する学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

大学の使命・目的に基づく教育研究上の機能を遂行するために重要な役割を果たしているのは、「大学評議会」「学部教授会」「運営戦略会議」である。「大学評議会」は学部間に共通する全学的事項を審議し、併せて「運営戦略会議」で大学の運営や将来計画に関する重要事項を検討審議し、意思統一が図られたうえで、「学部教授会」に提案され審議決定される。

学生の授業に関する要求への対応については、「授業アンケート」結果を真摯に受けとめ、改善をはかっている。

なお、学生の日常上での要求を汲みあげ、学生生活の指導に反映させていくための重要な役割を果たしているのが「学生委員会」である。ここでは、学生の生活指導、学生の行事、学生自治会、クラブ、同好会、教員からの提案事項等について審議する組織となっている。とりわけ本学では、演習科目を1年次から4年次生にいたるまで配置し、少人数でそれぞれの指導教員が学生ときめ細かく接触できる体制となっている。さらには、「面談時間」制度が設けられており、学部学科を超えて教員と学生が勉学に限らず日常生活上のこととも含め親しく相談・歓談できるようにしてあり、学生が大学生活を過ごす上での不安や心配事が解消できるよう整備している。

留学生は、現在77名が在籍している。これら母国を遠く離れて勉学に勤しむ留学生が日本人学生との交流を一層図ることができるよう方策を講じてある。

本学では、学生からの生の声を細かく汲みあげることを常に念頭に置き、様々な要求について委員会で整理検討した上で、各学部教授会に報告をし、学生が必要とする事項につき真摯に対応し円滑に機能するように配慮をしている。

(2) 2-3の自己評価

学部の教育研究に関する意思決定機関は適切に運営されている。各種委員会と教授会との連携が円滑に行われ、全学的な調整は学長、副学長を中心に「大学評議会」および「大学院・大学・短期大学部連絡会」などにより適切に行われている。なお、学部間の連絡調整は「学部長連絡会」により定期的に行なわれている。

大学院においても、意思決定機関である「大学院委員会」、各「研究科委員会」は適切に運営されている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究を巡る変化の急速さに対応するため「運営戦略会議」の機能強化と各意思決定機関との連携強化をはかる必要がある。またラインとしての意思決定機関を支えるスタッフ、スタッフ部門の強化が課題となり、この点の検討を急ぐ必要がある。

[基準2の自己評価]

教育研究組織の運営は規程に基づき適切に行われている。各構成員、各構成組織による協議、審議により、合意を形成している。

「大学評議会」や「運営戦略会議」を中心とする戦略的方向づけと全学的調整により、

各学部の自主的な独自の取り組みを進めながら、全体の連携を確保している。

大学院においても社会的ニーズに応える適切な取り組みが各意思決定機関により行われている。

[基準2の改善・向上方策（将来計画）]

教育研究組織の運営は適切に行われているが、やや組織が肥大化しその機能を十分に迅速に果たしえないところがある。「運営戦略会議」を中心にスリム化などを含め再編を検討中である。

大学院においても、企業にかかる法律・法制度や会計制度をめぐる変化は急速であり、継続的に「大学院委員会」、各「研究科委員会」でその対応を検討中である。

基準 3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

建学の精神と教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、本学の学則第1条では、「豊かな教養と専門的知識及び技能を授けるとともに、本学の建学精神に則り、人物教育を主眼とし、個性を伸張して、実践的人物を育成し、広く社会に寄与する」ことを大学の基本理念としている。建学の精神・大学の理念に基づき、大学の各学部、大学院の各研究科の教育目的・目標が設定されている。

【経済学部】

豊かな人間性を身につけるとともに、経済学の基礎的理論に立脚し、消費者・生活者の視点から、情報化・グローバル化を中心とする現代経済の動向がもたらす諸問題を科学的に分析し、かつ実践的な問題解決能力に富む人材を育成することを教育目的としている。具体的には、国際化に対応した経済人の育成、東海圏の地域特性を、グローバルな視野のもとに活用して、人材育成を図っていくこと、情報・通信革命に対応できる人材の育成を目標としている。

教育目標として、「地域社会や地域経済の諸問題を理解し、行政を担ったり、行政に政策的提言をするなど地域に貢献する人材の育成を目指す」ことを掲げている。

【経営学部】

教育目的・目標は、豊かな教養と社会人としての高い見識・倫理感・良識を身につけ、さらに合理的理性的なビジネス思考およびスキルの基礎を修得し、今日のビジネス界さらに広く社会に貢献できる人材=人的資源の育成である。

国際化やIT化の急速かつダイナミックな進展に応え得るように、経営を中心に会計・マーケティング・情報についての科学的かつ実践的な専門的知識およびスキルの基礎の修得を目指している。このためには、理論面と実践面とを統一した経営関係諸学の系統立てた教育が必要となる。その内容は、ビジネス界、特に東海地域の経済社会の求めるところに十分応え得るものである。この教育目的・目標は、学生をこれからの企業社会において地位・キャリアを築き得る人材として育成していく基本的指針となっている。

【法学部】

学則は、「法学部は、社会生活に不可欠な基礎学力を身につけ、法学の骨格・基本を確実に修得したうえで、豊かな人間性と幅広い視野をもって総合的に社会現象を把握し、主体的に課題を探求して、問題を解決できる能力を持つ人材の育成を目的とする」と述べている。設立当初から第一に法学を通して時代の要請に応える人材の養成、第二に個々人が生きていく力を自らに「養う」こと、この二つを基本的な教育目標としている。この教育目標を踏まえ、第一に、社会生活に不可欠な基礎学力を身に付け、法学の基本を確実に修得したうえで、豊かな人間性と幅広い視野を育てること、第二に、そのようにして培われた人間性によって、総合的に社会現象を把握し、自ら課題を探求して、問題を解決できる能力の育成を目的としている。

【人間生活科学部 教育保育学科】

建学の精神を中心に据え、社会の要請に応えるべく、豊かな教養と社会人としての高い見識、倫理観、良識に裏付けられた、高度な専門的知識と技能を備えた保育者・小学校教諭の育成を教育の目的・目標としている。近年特に、就学前の保育に対する期待が大きく膨らみ、子どもの発達段階をその内面から十分理解することで子どもとの信頼関係を築き、併せて様々な形で保護者や地域との連携を図ることができ、地域の子育て支援の中核を担える、専門職としての保育者・小学校教諭となる人材の養成を目標としている。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

急速な医療の進歩や、食形態の変化に寄与しうる管理栄養士および栄養教諭の養成を目的としている。そのために、基本的な栄養学や食品学、さらには医学に関する知識と実践能力を備え、生涯にわたり、臨床栄養や公衆栄養、食品産業及び栄養教育を通じて社会に貢献できる人材の養成を目標としている。

具体的には、次の3点を目標としている。

- (1) 医師などと対等の立場で医療活動を行える、管理栄養士を育成する。
- (2) 食品産業、給食産業における高度なフードマネジメント、市民の求めに応じた栄養・食品関連情報の提供などの分野で活躍できる、高度な素養を持った管理栄養士を育成する。
- (3) 栄養教諭を養成する。

【大学院 法学研究科】

教育目的・目標について、学則によりつぎのように設定している。

「法学研究科は、企業法学を主体とする法学について、幅広く教育研究を行い、豊かな学識と高度な法的研究能力を備え、社会で指導的な役割を果たしうる高度専門職業人及び法学研究者の養成、社会人のリカレント教育及び生涯教育の推進を目的とする。」

【大学院 会計学研究科】

次のことを教育目標として掲げている。

- (1) 会計学関連の高度な専門職業人（公認会計士、税理士など）の養成
- (2) 職業人の再教育・リカレント教育の推進
- (3) 一般社会人の生涯教育の推進
- (4) 企業経営や社会システムのリーダーとなるスペシャリストの養成
- (5) 研究者の資質を有する者に対して、研究者としての能力の開発

公正で健全な経営と密接に係わる会計学の分野に特化して、現代企業活動に課せられた諸問題について進歩と改革の方向を究明し、系統的かつ幅広い視野に立つ教育研究の実現を図って会計学に関する学術研究を推進するとともに、より高度で精深な専門的知識と研究能力を有する人材養成を目的としている。

【大学院 人間生活科学研究科】

学部段階で養成される基礎的かつ基本的な資質能力の修得を前提として、より高度で実践的な指導力や専門的な能力を備えた管理職的な役割を果たす高度専門職業人の養成を目標としている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

【経済学部・経営学部】

次の諸点を基本方針として教育課程は編成されている。

- (1) 専門科目の充実
- (2) 教養教育と情報リテラシー教育の重視
- (3) 総合的判断力と洞察力を培う教育
- (4) 導入教育科目の開設
- (5) 少人数教育の充実
- (6) 課題設定能力と問題解決能力の涵養—卒業論文（必修）の作成
- (7) 科目履修の多様性と系統性との統合

【法学部】

教育課程編成の考え方として、幅広く深い教養、総合的判断力および豊かな人間性を修得するための科目群として「共通科目群」および「総合科目群」を設置し、法学の基礎・基本を確実に修得したうえで、豊かな人間性と幅広い視野をもって、現代社会に生起する様々な社会現象や法的問題を総合的・有機的に理解把握し、主体的に課題を探求して解決に導きうるような法的対応能力を備えた人材を育成するための科目群として「専門科目群」を設置している。また、日本語能力の向上に力点を置くとともに、社会で生起する様々な現象について関心と問題意識をもって主体的に調べ、思考し、他人と意見交換し、解決への道筋を探求することのできる知性と能力を養成するための「演習Ⅰ」、文献検索の方法、レジュメの書き方、ゼミナールにおける研究報告および討論の方法等を修得させるための「演習Ⅱ」、主体的にテーマを設定し、深く研究することにより、より専門的な知識と法的問題解決能力の修得を図る「演習Ⅲ」および「演習Ⅳ」といった「演習群」科目の設置を行っている。

【人間生活科学部 教育保育学科】

教育課程の編成方針は、社会の急激な変容に対応できるよう、専門分野に関する基礎的な知識の理解と技能の習得に加えて、人間理解や職業倫理などの関連する諸領域に関する基礎的な知識の習得を目指すものである。教育課程を「共通科目群」「総合科目群」「専門科目群」「演習群」の四つの科目群に区分して編成している。「専門科目群」と他の三つの「科目群」の学習結果を調和、融合させることで、専門知識と実践力を有した保育者・小学校教諭の養成という教育目標を達成するための教育課程である。

教育課程の体系は次のとおりである。

- (1) 共通科目群
- (2) 総合科目群
- (3) 専門科目群
- (4) 演習群
- (5) 卒業研究

【人間生活科学部 管理栄養学科】

教育目標を体系的に達成するために、下記のような枠組により教育課程の編成がなされている。

教育課程編成の特色

- (1) 共通科目群
- (2) 総合科目群
- (3) 専門科目群
- (4) 演習群
- (5) 卒業課題研究

各学部で取得できる教員免許状は以下のようである。

経済学部 高等学校教諭一種（商業、情報）

経営学部 高等学校教諭一種（商業、情報）

法学部 中学校教諭一種（社会）、高等学校教諭一種（公民）

人間生活科学部教育保育学科 幼稚園教諭一種、小学校教諭一種

人間生活科学部管理栄養学科 栄養教諭一種

【大学院 法学研究科】

教育課程の編成方針と主な特色は、つぎの通りである。

- (1) 法学専攻修士課程では、基本的な法理論の基礎研究を通して、学術研究の進展や社会の変化に主体的に対応して自ら課題を探求し、継続してその課題の法的専門性の向上を究明しうる能力を養成するために、「専修科目」を開設している。また、専修科目と関連ある領域について幅広い視野と高度の専門的学識を修得し、高度の専門性を要する職業人等に必要な法的対応能力と実務処理能力を養成するための科目として、「関連科目」を開設している。生涯教育機関としての機能をも果たすための教育課程編成を行う。
- (2) 博士後期課程では、専攻分野を「企業法学」に特化して、企業法学についての学術的・実務的な研究を推進するとともに、指導的高度専門職業人の養成及び研究者の養成のため、「企業法学」に関する主たる分野について専修科目を設定し、博士（法学）の学位を取得するための研究指導を行う。したがって、単位制は採用していない。

【大学院 会計学研究科】

博士前期課程は、その教育目的を達成するため、次のような教育課程の編成方針をとっている。

- (1) 科目群を「会計学科目群」、「経済・経営科目群」、「関連科目群」とに区分して、教育課程の体系化に努めている。
- (2) 「専修科目」および「研究科目」を配置し、きめ細かな修士論文作成指導による専門的知識の修得と研究能力の養成にあたっている。
- (3) 職業人・社会人のために履修モデルを設けている。

博士後期課程は、前期課程との間の専門性と継続性とに配慮しつつ、体系的な編成を考え、科目区分を専門基幹科目、専門展開科目、専門応用科目、研究演習科目として設定している。

【大学院 人間生活科学研究科】

学部教育との連携を重視し、専門性と継続性に配慮しつつその発展的な性格としての教育課程を編成している。学部教育を通して習得される専門分野に関する基礎的な知識と能

力を基盤にして、さらに高度専門職業人を養成するための教育課程を設定している。

教育課程を「基礎科目」、「基本科目」、「実践科目」、「研究科目」の各科目群から編成し、体系性と系統性に配慮した授業科目を配置することにより、実践現場で必要とされる高度な専門知識と実践的能力を習得させる教育課程を編成するとともに、複数の指導教員による研究指導体制を導入することにより、現場で必要とされる「臨床」的力量の養成に力点をおいた研究指導となる編成としている。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

【大学】

(1) 卒業要件

卒業要件として、卒業後の進路や学問的関心に応じた体系的な科目履修を可能にし、かつ余裕を持って有意義な学生生活を過ごせるように配慮している。科目履修選択の幅を広げ、豊かな教養と広い視野、より専門的かつ総合的な知識を修得できるようにしている。

授業時間については半期 15 週、通年 30 週を厳格に確保している。

各学年における履修可能な単位数の上限を設けている。また一定の単位数の他学部履修を認めている。

(2) 履修方法

各科目群をグルーピングし、その中から一定単位数以上を修得させている。

(3) 履修指導方法

オリエンテーションによる指導、履修モデルの提示、面談時間（オフィスアワー）、演習科目による日常的な指導を行なっていく。特に、1 年次における指導については、新入生オリエンテーションにおいて、教育目的・目標、教育方針、カリキュラムの意義・内容・特色を説明し、履修指導を実施している。

【大学院 法学研究科】

- (1) 学生は、入学に際して、法学専攻修士課程に開設された授業科目のなかから、自己の専攻すべき専修科目を選定してその授業を受け、同時に、専修科目を担当する教員（指導教授）の研究指導を受ける。
- (2) 博士後期課程では、教育目的・目標を達成するため、その教育は、研究指導によって行っている。
- (3) 修士課程及び博士後期課程では、職業人・社会人に教育研究指導上の利便を提供し、就学を可能にするため、昼夜開講制を実施している。

【大学院 会計学研究科】

- (1) いわゆる「開かれた大学院」による教育を推進する。したがって、大学を卒業した学生、大学を卒業した職業人・社会人・外国人に広く門戸を開放している。
- (2) 「指導教授」制をとっている。
- (3) 2 と同じ趣旨から、学生に対して 1 年次の初めに「研究計画書」の提出、2 年次には「修士論文研究発表会」での報告、「修士論文経過報告書」の提出を求めている。博士後期課程については、定期的に成果発表を行ない、複数の教員による指導を行なう。
- (4) 既設の法学研究科の研究教育成果を踏えつつ、相互に連携して、複合大学院として、入学者の多様なニーズに応えている。

【大学院 人間生活科学研究科】

本研究科の教育の目的・目標を達成するために、その教育は授業科目の授業（講義と演習）及び研究指導によって行い、履修指導を行っている。

また、指導教授は「研究科目」履修学生が、入学目的を達成するように、研究一般及び修士論文（または課題研究）作成についての指導を行う。なお、本研究科入学直後から指導教授による指導体制に入ることによって、教育の効果を高めるようにしている。

(2) 3-1 の自己評価

建学の精神・大学の理念及び社会的ニーズに基づき教育目的・教育目標が各学部、各研究科とも適切に設定され、その実現のため教育課程の編成方針がたてられている。教育方法については、社会的ニーズや学生の現状・要望に基づき継続的に改革を検討している。

【大学】

卒業要件は系統的な科目履修を可能にし、十分に機能している。履修モデルの提示により、系統的で有効な学修を可能とし、学生の学業への関心・興味に応えるとともに、希望進路に即した勉学の目標を立て易くしている。また本学の特徴である演習科目担当者による少人数教育の日常的・継続的な実践により、教育目的は教育方法等に十分反映されている。しかし、演習科目担当者の負担は過大になっており、新たな対応が必要である。また授業時間については半期 15 週、通年 30 週を厳格に確保しており、面談時間（オフィスアワー）を設定するなど、学生に対する履修指導体制は十分整っている。

【経済学部】

教育目標はカリキュラムに具現化しており、情報化やグローバル化、安全・安心社会の実現や地域の時代といった社会的需要や学生ニーズを満たすものとなっている。

学生の実情を見れば、専門的知識・技能を修得させることと併せて、入学後早期に基盤学力を引き上げること、若者の就業意欲、働く意識を高めること、社会的倫理・規範意識の涵養も重要な課題である。

教育課程の編成方針は適切なものといえる。しかし実際に学生が履修科目を選択するにあたっては、体系的な履修となっていないきらいがあり、学生の体系的履修を担保するような措置が必要である。従来の座学中心の教育から、フィールド・ワークや自ら学ぶことをより重視した実践的・体験的授業を増加させていく必要がある。

【経営学部】

教育目標・教育実践活動は、地元経済界にも広く認知され、毎年多くの有能な人材を世に送り出している。また国際化や IT 化の進展に応え得るように、学生の希望に沿って経営を中心に会計・マーケティング・情報についての科学的かつ実践的専門的知識およびスキルの修得を目指すカリキュラムを揃えている。

しかし、本学のように規模の小さい大学では、第一に専門科目の充実を掲げながら、一方で基礎的な科目の充実をも図るということでは、どちらの目標も十分には達成できていないという側面が見られる。また学術研究の高度化に対応した科目の改変が十分迅速に行なわれているとはいえない。

【法学部】

教育課程の編成方針は、社会におけるさまざまな法的問題を総合的・有機的に理解させ、幅広く社会的要請に応えうる法的対応能力を備えた人間を育成するという法学部の「理念・

目的」を実現するうえで適切妥当である。

近年における基礎学力を欠いた入学者の増加や、法学の体系的理解にまでいたらない学生の増加が懸念され、こうした学生への対応も含めた教育課程のあり方について検討していくことは、大きな課題である。履修コースに関しては、コース選択に大きな偏りが存在し、それぞれのコースの特色を十分に生かすことができていない懸念があつたため、本年度より専攻制を導入した。さらに法学教育は、人文科学・社会科学、自然科学の知識と素養が求められ、幅広い教養が必須である。基礎法学および政治学関係科目の設置が少ないことが懸念されるほか、経済および経営科目の履修がより一層可能になるような方策が求められる。

カリキュラムを含めた教育方法への配慮が十分に行われているものの、学生の主体的学修の機会を保障するため、必修科目を最小限にし、選択科目を増やす等の方法を行ったことによって、法学を体系的に学修することのない学生の存在する問題への方策を検討しなければならない。

【人間生活科学部 教育保育学科】

乳幼児期から児童期に至る保育、教育に携わる人材を育成する学科として、人間性豊かで十分な専門的知識と技能を備えた保育者・小学校教諭の育成を目指している。しかし、社会状況は目まぐるしく変わり、近々では、幼児教育を含めた初等教育を巡っての課題は、幼児教育から小学校教育との連携・接続の強化となってきた。

教育課程の編成は、必修科目数のみならず、かなりの割合で通年開講の科目が占めている。しかし、保育士資格には修得単位数による資格差ではなく、幼稚園教諭免許では種別はあるものの、高次の学習内容を求めず、楽に資格・免許取得につながる学習結果を望む入学生が混在している現状では、教育課程の編成のねらいと学生の学習意識の実態との乖離を認めざるを得ない。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

入学当初から4年次に至るまで、少人数のゼミ制度を導入して、学業から一般生活に亘り、学生との緊密なコミュニケーションを絶やさないようにしている。退学や学習意欲の向上に、かなりの効果を表しているものと判断される。今後、臨地実習等を通じて総合的力量を身に付けるとともに、人格の陶冶の面でも成果を挙げることが期待される。

設置より、ほぼ順調に当初の計画に添った教育が行われている。

【大学院 法学研究科】

教育目的は、「建学の精神」を体現するものである。また、大学院に対する社会的・学問的要請や学生のニーズ等に基づくものであり、学校教育法、大学院設置基準にそれぞれ具体的に整合しており、適切妥当である。

進学者の大半は、社会人・職業人であるため、大学院における教育研究指導も、社会人・職業人の専門性を高めるとともに、その広範な知的関心に応えるような生涯教育機能の強化も必要である。さらに、外国人留学生も漸次増える傾向にあることから、一般学生、社会人・職業人学生をも加えた各種の要望に応えうるような教育研究体制の整備に努めることも、肝要と考えられる。

教育課程編成方針は、教育目的・目標を達成するために機能しているものとして、評価することができる。同様に、主として社会人・職業人学生に対する履修指導として、履修

モデルを設定している点も、体系的で有効な科目履修の目安を提示するものとして、適切である。

しかし、専攻分野に関連する学問領域の基礎的素養を涵養するための配慮にやや欠ける。

教育方法は、大学院設置基準に基づき、しかも、法学研究科の教育目的を十分反映したものとなっている。とくに、法学専攻修士課程では、専修科目の講義及び演習とは別個に、「研究指導」の時間が確保されており、教育目的の達成に効果を挙げている。

本校のほか、名古屋市内に、サテライトキャンパスを設けて大学院教育の一部を実施する体制を確立したことは、高度専門職業人や法学研究者の育成、社会人のリカレント教育・生涯教育の推進という本法学研究科の教育目的にもっとも適合した教育方法である。

【大学院 会計学研究科】

教育目的・目標が果たされつつあることは、入学学生の多数が様々な職業に就き、会計学についてより高度で精深な専門的知識と研究能力を求める人たちであることからも明らかである。

教育課程は、その教育目的・目標と適合したものとなっている。

また、会計学に特化しているにもかかわらず、広範な視野に立った教育研究を行うのにふさわしい幅の広さを持った教育課程という観点から「経済・経営科目群」を「専修科目」として配置しているのも、特色ということができる。ただ、近年本研究科に対するニーズに変化がみられ、これへの対応が必要である。

職業人・社会人のために設けている履修モデルは、新入学生の履修科目選択の指針として一定の役割りを果たしている。

本研究科は「開かれた大学院」として多様な志願者を受け入れてきた。「開かれた大学院」としての実質を備えていると評価することができる。サテライト・キャンパスを置いて平日の夜間および土曜日のみの科目履修でも修了単位を修得できるようにしていること、本大学院法学研究科との単位互換が認められていること、が大きく貢献している。

入学後から修士論文提出までの間の報告書・報告の義務付けは、学生に対する修士論文作成への良い動機付けとなっている。博士後期課程における成果発表についても同様である。

【大学院 人間生活科学研究科】

教育目的・目標は、適切妥当である。

開設初年度には幼児保育学専攻で3名、栄養管理学専攻で2名、合計5名の入学者を迎えた。また、開設2年目には幼児保育学専攻で5名、栄養管理学専攻で2名、合計7名の入学者を迎えている。このような結果が得られた背景には、「社会人入学制度」、「長期履修学生制度」などを設けていることが理由として考えられる。

本研究科は設置年次進行中であるが、教育課程の特徴となる「実践科目」、「研究科目」の設定の意義は、必ず大きな成果を生むものと確信している。とりわけ現場経験の豊かな社会人入学者に対して、これらの科目設定の意義はきわめて大きい。

設置初年度入学学生の履修状況を見ると、順調に単位修得が行われており、取り立てて問題となる点は見られない。また、「研究科目」においても指導教授の指導が順調に行われている状況にある。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

【経済学部】

基礎学力の向上という課題に対し、基礎ゼミにおいて統一して取り組むとともに、そのための科目を新たに追加する。また、学生の学力低下の下で、わかる授業を開設していくために、学部を挙げて FD に取り組み、教育力を向上させていく。

学生に働くことの意義をより良く理解させ、働く意欲を高めさせるためには、キャリア教育をカリキュラムの一環として組み込んでいく。

また、人物教育、礼節感の育成をより充実させるような取り組みを行う。

【経営学部】

経営を中心に会計・マーケティング・情報については、従来では 5・6 年置きにしか見直して来なかったカリキュラムを柔軟に隨時見直すことと改め、国際化や IT 化の進展に即し対応する。人物教育は、建学の精神に立ち戻り、企業倫理教育をカリキュラムの一環に取り入れ、本格的に取り組んでいく。

学術研究の高度化に対応した専門科目の充実を、教育課程編成の基本的な考え方の中で、何よりも優先する最重要課題とする。これにより学部としてのポテンシャルが自然に高まり、基礎的な科目も付随的に充実してくる効果がある。

オリエンテーションや面談時間（オフィスアワー）以外にも演習科目担当教員は様々な形で学生を教育しており、負担が大きく、この点の改善を検討する必要がある。演習科目担当者による教育活動は週一コマの演習では限界に達している。

【法学部】

基礎学力の向上という観点からは、初年度教育の重要性を念頭に置きながら、「読み・書き・話す」を主な内容としている「演習 I」と、国語力をつけるために設けられた科目である「日本語レッスン」の 2 科目を活用していく。

本年度より実施された専攻制の実施状況を見守り、改善を図る。

「共通科目群」、「総合科目群」および「専門科目群」の意義・目的を再確認するとともに、体系的学修を促す枠組みに関する工夫や改善方策とともに、社会情勢の変化に伴う社会的要請と学生の自主的・創造的で積極的な学習姿勢を導くことのできる教育課程に関する工夫や改善方策について、組織的な検討を図っている。

【人間生活科学部】

人間生活科学部の両学科それぞれに、将来問題検討委員会を設置し、教務委員会の中に立ち上げるカリキュラム検討委員会と密接な連携を保ちながら、将来構想について検討する。

【人間生活科学部 教育保育学科】

学生の学習意識の実態を考慮して、単位の分割や専門科目の基礎段階を配慮するなど教育内容を見直し、履修の機会を学生の関心の持ち方に応じて可能にする教育課程を編成する。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

基礎科目群、基幹科目群、展開科目群のあり方を検討し、開講科目における学年配当の適正化について見直す。

管理栄養士養成課程に必要な科目の担当者間での連携が重要であり、授業内容について

標準化したコアカリキュラムを作成する。

専門関連科目については、専門科目群と重複する部分もあるため、履修モデルも含めて、さらに検討を重ねる。

教養科目の充実など、管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）に添った教育計画の再検討を行う。

【大学院 法学研究科】

開設後7年の間に、博士（法学）の学位取得者2名が誕生するなど、その存在意義はきわめて高く、教育目的・目標に相応する結果は、これまでのところ、順調に生み出されている。今後の課題は、さらに一層、教育研究上の実績を挙げるとともに、人材育成に努め、教育目的・目標を着実に達成していくことである。なお、大学院設立・法学研究科開設後も、法学研究科の教育目的については、法学研究科委員会及び大学院委員会においてひきつづき検討されている。

専攻分野に関連する学問領域の基礎的素養を涵養するための適切な配慮については、「充実・改編検討プロジェクトチーム」の検討を経て、審議される予定である。

本研究科のめざす「開かれた大学院」教育が、広く社会の要請に即したものである。今後も、教育課程編成方針は、より一層推進・発展させていくべきである。

今後の課題としては、教育研究の内容及び教育方法の水準の維持・向上に努め、より充実した教育研究指導を展開していくことである。

本大学院の教育環境の整備も重要である。より一層の教育研究指導上の利便を提供し就学を可能にするために、平成21（2009）年度実施を目指して、法学研究科「充実・改編検討プロジェクトチーム」では、サテライトキャンパス移転に伴う施設・設備の充実に関する計画案の検討を進めている。

【大学院 会計学研究科】

社会の急速な変化や学術研究の著しい進展に伴い、社会的な要請や進学需要を踏まえた専門分野における教育研究の方向性や学部教育との継続性と専門性に配慮した、教育研究体制や教育研究の内容のさらなる整備充実が求められている。

特に、最近の会計環境の激変に伴う会計プロフェッショナル職域の拡大（例えば平成18（2006）年5月施行の会社法に対応した会計参与制度の創設など）に対応できるよう、会計プロフェッショナルに対し、一層高度な最新の知識と技術を、理論的・実践的に修得するための研究の場を提供する。

既設の大学院会計学研究科会計学専攻博士前期課程、およびそれとの間の専門性と継続性を配慮した博士後期課程（なお、当面学位取得者の誕生を目指す）において展開している会計分野における学術研究のさらなる進展と教育研究内容のより一層の高度化を図る。

なお、会計監査・税務等の実務家のリカレント教育のための講座を開設する。

「開かれた大学院」、特に職業人・社会人の教育研究の便宜、入学後早期からの優れた問題意識の涵養、本大学院法学研究科との連携は今後も常に検討され、改善されていかなければならない重要なテーマである。特に「開かれた大学院」によって多種のニーズを持った学生が入学するようになった現在、いかに学生自身の問題意識と課題追求能力を涵養していくのかが今後の最大の課題となっている。サテライトキャンパス移転に伴う諸問題の検討を進めている。

【大学院 人間生活科学研究科】

本研究科は設置後2年目を迎えるにあたり、建学の精神・大学の基本理念、大学院に対する社会的・学問的要請に応えるためにも、着実・堅実に教育を実行していくかなければならない段階である。

より効果的に教育目標を達成することを目指し、教育課程の改善・向上をはかるため、完成年次を迎えた時点で学生アンケート等を実施して、本研究科全体で討議・検討を加えたりうえで改善していく計画である。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

【大学】

教育課程全体を科目種別ごとに編成し、必修・選択別を定めるとともに、選択幅が十分となるよう設定、また科目の年次配当を適切に行なうことによって、4年間の教育を遂行する仕組みとして、十分に機能している。

【経済学部】

教育課程の編成体系として、授業科目の種別を「共通科目群」、「総合科目群」、「専門科目群」、「演習群」とし、種別毎に卒業要件となる履修必要単位数を設定している。

並行して、1年次から総合科目群を開講するとともに、演習群において学生を少人数で指導している。

さらに、教職に関する専門科目群が1年次から順次開講されている。

【経営学部】

教育課程の編成体系として、「共通科目群」、「総合科目群」、「専門科目群」、「演習群」とし、種別毎に卒業要件となる履修必要単位数を設定している。

教職に関する専門科目群が開設されている

【法学部】

教育課程の編成の体系として、授業科目の区分を「共通科目群」、「総合科目群」、「専門科目群」、「演習群」とし、この区分のうち「共通科目群」、「専門科目群」、「演習群」においては卒業要件となる「必修科目」を設定している。

【人間生活科学部 教育保育学科】

教育課程の編成体系として、授業科目を「共通科目群」「総合科目群」「専門科目群」「演習群」に区分されおり、各区分ごとに卒業要件となる履修必要単位数を設定している。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

教育課程の編成体系として、授業科目の種別を「共通科目群」、「総合科目群」、「専門科目群」とし、種別毎に卒業要件となる履修必要単位数を設定している。

【大学院 法学研究科】

(1) 法学専攻修士課程における教育課程編成の基本方針

法学の最も基本的な法理論の基礎研究能力の養成を目的とする「専修科目」として講義科目及び演習科目をそれぞれ17科目ずつ開設している。また、高度な法知識を修得する

とともに、幅の広い視野から柔軟かつ総合的に対応しうる法的判断能力を養うための科目として、「関連科目」（講義科目）を開設している。税理士資格取得志望者のために、演習形式で税法指導も行っている。

(2) 企業法学専攻博士後期課程における教育課程編成の基本方針

指導的高度専門職業人の養成、及び、自立して研究活動を行う能力を身につけた、企業法学の進展に貢献しうる研究者の養成を推進するため、「専修科目」を設けて広く研究指導を行うこととし、単位制は採用していない。

【大学院 会計学研究科】

科目群を「会計学科目群」、「経済・経営科目群」、「関連科目群」とに区分して、教育課程の体系化を図るとともに、きめ細かな修士論文作成指導による専門的知識の修得と研究能力の養成を図っている。

また、本大学院会計学研究科では、1、2年次を通じた「研究指導」と2年次の「演習」とを必修として、きめ細かな修士論文作成指導による専門的知識の修得と研究能力の養成を目指している。

【大学院 人間生活科学研究科】

本研究科は、幼児保育学と栄養管理において理論と実践を架橋した臨床家の養成を目的としている。この目的を達成するために、教育課程では「基礎科目」、「基本科目」、「実践科目」、「研究科目」の各群を配している。教育課程は、理論科目と実践科目のバランスと内容について十分に検討したうえで作成されている。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

大学・大学院とも教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の体系・内容となっており、学生・院生の履修上の便宜にも十分な配慮がなされている。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学の授業科目の単位数は、適切に定められている。

したがって、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたるように設定されている。1年間は前期と後期の2期に分けられ、年間行事予定、授業期間などは「学年暦」および「行事予定表」として教務委員会が原案を作成し、教授会で審議され、決定される。

3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

【大学】

年次ごとの履修科目の上限や進級と卒業要件を規定しており（『学生ハンドブック』「[8] 授業科目の履修について」）、この規定に則り教授会において進級と卒業判定をしている。

新規に履修できる単位数は1年次から4年次まで定められている。学部の修業年限は4年とし8年を越えることはできない。本学に4年以上在学し、各学部で定められた卒業に必要な単位数を含め124単位以上修得することを卒業要件としている。学生は学内のLANに接続したパソコンで自分の成績を確認でき、自ら作成した履修計画が、進級・卒業要件を満たしているか否か「自己判定」できる。

【大学院 法学研究科】

(1) 修士課程の修了要件

修士課程の修了要件は、2年以上在籍し、授業科目のうち必修科目を含めて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出し本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格すること。

(2) 博士後期課程の修了要件

博士後期課程は、単位制を採らないため、修了要件としての取得単位数の定めはない。

そこで、教育研究指導上の効果を充分に高めるため、学生は、指導教授の指示により、法学専攻修士課程に開設されている授業科目を特別に履修することができる。修了は、3年以上在籍し、かつ、論文作成のために必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し博士論文の審査及び試験に合格すること。

(1)、(2)ともその要件は厳密に守られている。

【大学院 会計学研究科】

本大学院会計学研究科では、年次別履修科目の上限は定められていない。

本大学院会計学研究科の修了要件は次のとおりとなっている。

(1) 博士前期課程の修了要件

博士前期課程に原則として2年以上在学して、授業科目について「専修科目」8単位（1年次講義4単位、2年次演習4単位、1、2年次研究指導ゼロ単位）を含む30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(2) 博士後期課程の修了要件

3年以上在籍し、所定の単位を取得し、かつ、論文作成のために必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、博士論文の審査及び試験に合格すること。

(1)、(2)とも修了要件は厳密に守られている。

【大学院 人間生活科学研究科】

本研究科の修了要件は、原則として2年以上在学して、必修及び選択科目をあわせて30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文又は課題研究の審査及び最終試験に合格しなければならない。修得すべき30単位の内訳は、「基礎科目（2単位）」、「基本科目（18単位以上）」、「実践科目（2単位）」、「研究科目（8単位）」、合計30単位以上である。このことは、本学大学院学則に定められ、厳密に適用されている。

3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

【大学】

履修科目の成績は、定期試験、授業中に適宜行なう小テスト、出席状況、レポートなどから各科目担当者が評価している。各科目の成績評価の方法は、シラバス（講義要項）に明示されている。

やむをえない事由で試験を受けることが出来なかった者は、追試験を受けることができる。修得単位数が進級要件または卒業要件に一定の範囲内でみたない者には、本人が申請し、教務委員会が認めれば、当該範囲内で不合格となった科目の再試験を受けることができる。

【大学院 法学研究科】

学生が履修した授業科目について、教育研究指導上の効果を測定し、単位を認定するための試験制度については、学則に規定されている。また、大学院要項にも示されている。

【大学院 会計学研究科】

期末試験は、筆記試験、レポート試験、口述試験等が認められているが、大多数はレポート試験によって評価されている。なお、試験制度については、学則に規定され、大学院要項にも示されている。

【大学院 人間生活科学研究科】

本研究科学生が履修した授業科目について、教育研究指導上の効果を測定し、単位を認定するための試験制度に基づいて実施している。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。**【大学】****(1) 演習における徹底した少人数教育の実施**

本学の特色のひとつである少人数教育の一環として、1年次から4年次までの各学年に演習が設けられている。

(2) 初年度教育の充実および導入教育を重視している。**(3) 入学前教育を実施している。****【経済学部】**

全国的に消費経済学教育を中心とする経済学部は極めて稀であり、本学経済学部の特色となっている。消費者問題研究所における研究活動を通して研究水準を高め、この成果を経済学部の消費経済学教育に生かしていくという体制がとられてきた。

また、「消費経済コース」「金融コース」「地域政策コース」「経済実践コース」の4コースを設け、定められた科目のうち、24単位以上修得した場合、コース修了を認定する。

地域政策コースにおける教育的工夫として「地域社会特別研究室」が設置されている。

(特記事項参照)

【経営学部】

教育課程の編成方針に即した体系的な学修をより確実なものとするために、履修モデルをさらに発展させてコース制とし、「起業・経営コース」「マーケティング・流通コース」「ビジネス情報コース」「会計・税務コース」を置いている。

経営学部経営学科では、特色ある教育の一施策として「会計特別研究室」を開設している。

(特記事項参照)

【法学部】

3年次から「総合法学専攻」「ビジネス法専攻」「行政政策専攻」の3専攻のうち1つを選択し、各専攻ごとに指定の科目を中心に学習させる。法学部法学科では、特色ある教育の一施策として「学習支援室」の運営を開始したところである。(特記事項参照)

【人間生活科学部 教育保育学科】

近年の急速な都市化や少子化など、子どもを取り巻く社会環境や家庭環境の著しい変化に応え得る幼児保育者・小学校教諭の養成を目的とし、学生の自主的な学習意欲、課題探求解決能力の向上の取り組みをしている。ゼミナール制度を1年次から必修に置き、初年

名古屋経済大学

次教育の性格を持つ少人数の「基礎演習」を中心に、大学教育への円滑な導入に始まり、基礎学力の向上はもちろん周囲との協調性など、いわゆる社会人としての基礎力を身に付けさせることも教育の重点としてきた。これは2年次の学生に対しても同様である。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

- (1) フレッシュマンセミナー
- (2) 学生に理解させるための教授方法の工夫・研究の取り組み
- (3) 学生の視点を導入した授業改善の取り組み
- (4) 基礎学力の形成のための工夫・改善状況
- (5) 各授業科目担当者間での授業内容の調整
- (6) 視聴覚教育の実施
- (7) 学生の自己学習支援のための環境整備

【大学院 法学研究科】

(1) 修士課程における教育方法および履修指導

- ①学生は、自己の専攻すべき専修科目を選定し、8単位を必修しなければならない。指導教授は、授業科目の選択、研究一般および論文作成の指導を行う。
- ②学生は、専修科目として選択した講義科目（必修）以外の講義科目の中から、22単位以上を選択履修しなければならない。
- ③修士論文は、専修科目によって作成しなければならない。

(2) 博士後期課程における教育方法および履修指導

設置の趣旨および教育研究の理念・目的を達成するため、次のような教育方法と履修指導を行っている。

- ①学生は、入学に際し、専修科目の中から、自己の専攻しようとする1科目を選択し研究指導を受けなければならない。
- ②指導教授は、それぞれの研究意欲・目標・関心にそった研究課題を選ばせ、具体的な研究方法の指導及び文献指導等を通じて論文構成ができるように学生の指導を行うものとする。とくに、高度に専門的な業務に従事する職業人については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選ばせ、これに関する研究の完成を目標にしてより先進的・独創的な研究成果をあげることができるように指導するものとする。

【大学院 会計学研究科】

(1) 博士前期課程における教育方法および履修指導

優れた修士論文の執筆を促すために、特に修士論文作成過程を重視している。1年次入学後1ヶ月ほどの間に、学生に対して、少しでも早く修士論文のテーマの発見を促す趣旨から、「研究計画書」の提出を義務付けている。

また2年次には、7月に「修士論文研究発表会」を開いている。

(2) 博士後期課程における教育方法および履修指導

主指導教授を中心に複数の教員による研究指導、さらに語学教育を行なっている。履修指導については、履修モデルの提示のもと、学位論文作成に向け、指導教授が導いていく。

【大学院 人間生活科学研究科】

本研究科設置の目的は、「臨床」能力を前面に打ち出した高度専門職業人の養成にある。これらを実現するために、本研究科では教育課程に設定した「研究科目」担当の教員を通

じて行われる修士論文作成にとどまらない研究領域全般にわたる個別性に配慮した教育に大きな特色がある。

(2) 3-2 の自己評価

教育課程の編成方針は大学設置基準の要件を満たし、教育目的に応じた教育課程の編成方針とこれに対応した授業内容との関連性も明らかであり、また授業内容の詳細を学則、『学生生活ハンドブック』および「シラバス」などに明示するとともに、その運用を厳格に行っており、授業科目および授業内容は、教育課程の編成方針に即したものとして十分に機能している。同時に教育はじめ入試や学生指導などの教員の負担増の解決も検討しなければならない。

学生に対する指導・教育に関しては、今後の教育の改善を模索するための授業アンケートの実施のほか、面談時間の設定や、徹底した少人数教育を実施するなど、一定の工夫が図られている。

しかし、社会情勢の変化、入試の多様化、少子化などの影響による学生の学力低下、意欲の低調な学生や大学入学後に目標を見失う学生の存在などが問題となっているところであり、こうした学生に対応するための教育内容の検討が大きな課題となっている。

「学年暦」は学生に配布され、「行事予定表」については掲示板に常に張り出されており、学生と教職員に明示されている。

【大学】

大部分の学生は進級と卒業要件をクリアしている。しかし、入試がますます「易化」し、留年退学のやむなきに至る学生も増えている。3年にかろうじて進級した学生も4年の終わりで卒業要件に満たず、留年するものも少なくない。卒業要件は大学設置基準に基づき、適切である。進級制度については総単位数の要件であり、むしろ「緩く」なっている。学生に「計画的」学修を促す意味で現在の制度は有意義である。

評価は適切であり、その結果は有効に活用されているが、改善を要する点もある。

【経済学部】

カリキュラムは適切に編成されている。経済学の体系的学修にくわえ、重点的に学ぶ領域として消費経済・金融・地域政策・経済実践の4コースを設け、「差別化」をはかっている。

カリキュラムについて、第1は専門科目の履修を促す改革をした。改組のおりに、いわゆるフリーゾーンを減らし、専門科目群のなかに基幹科目を設け、専門科目群の体系的履修を促すようにした。

第2は、演習について、学生が偏るのを防ぐため、各ゼミの人数の上限を設定し、専門演習と基礎演習Ⅱではできるだけ均等に学生が散らばるようにしている。しかし、その結果として、希望した演習に入れないこともおこる。さらに、学習意欲の低い学生は演習担当教員の選考に落ち、上限に満たない演習に学習意欲の低い学生が集まると、演習の基本である学生の報告・議論ができず、学生の指導が困難になる。

第3は、外国語について、必要修得単位数のみを示している。このせいか、本学では英語を苦手とする、アレルギー反応を示す学生のなかには、「単位を取りやすい」外国語を履修する者が少なくない。様々な外国語を学ぶのは有意義であるが、基本的な英語を「疎か」にするのは安易なやり方というほかない。入学直後に英語の「プレイスメント・テス

ト」を行い、英語について能力別の授業をしているのは評価できる。

消費者問題研究所における消費経済学に関する研究は、消費経済学教育に生かされている。また、消費者問題研究所の公開講演会は、社会と地域に対し、貢献してきたが、同時に、学生にカリキュラム外において消費経済学を学ぶ場を提供し、学生の問題意識と勉学意欲を高める役割を果たしてきた。

地域政策コースにおけるフィールド・ワーク科目である「地域調査」の実施にあたっては、さまざまな面で教育効果を確認することができる。

【経営学部】

基本的には、教育課程は体系的に編成され、その内容は時代に即したものである。現状の問題点を挙げれば、科目履修の幅を広げることにより学生が総合的な学習を自主的に選択できるようにしているが、そのような配慮が、当初の意図とは逆に、専門科目を十分に選択しないで、共通科目群の科目や総合科目の科目を多く選択して卒業単位を満たす学生の増加を招いている傾向がある。

コース制を実施することにより、学生各自の体系的な学修を可能としており、全体として教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっている。教職に関する専門科目についても、十分な内容を保持している。

【法学部】

教育課程全体が各科目群ごとに編成され、総合科目群を除く各科目群において必修科目が設定される一方で、科目選択における学生の主体性が配慮されるよう選択の幅が十分に設定され、また、科目の年次配当も適切に行われている。

演習Ⅰおよび法学入門における2名の教員に基づく教育・指導により初年度教育の充実を図ろうとする点は、本法学部の大きな特色である。総じていえば、法学部の教育内容・方法に関しては、一定の範囲ではあるが、特色のある工夫がなされている。

【人間生活科学部 教育保育学科】

教育課程全体を科目区分ごとに編成し、必修・選択を定め、科目の年次配当を適切に行うことによって、4年間の教育を教育目標に沿って遂行できるように十分に機能させている。ただ、年次進行途中にあり、教育課程の内容が適切か否かについての評価は軽々に出来ないが、専門科目群における必修科目数が学生の学問的興味や関心を狭小にし、硬直化させる要因の一つになることを懸念している。高度な専門性を備えた保育者の養成という教育目的であり、必修科目数のみならず、かなりの割合で通年開講の科目が占めている。しかし、楽に資格・免許取得につながる学習結果を望む入学生が混在している現状では、教育課程の編成のねらいと学生の学習意識の実態との乖離を認めざるを得ない。現行の教育課程は、高度な専門性を備えた保育者を養成することが目的であるが、全学生には対応しきれない可能性があることを認識している。

卒業要件124単位に対して、総単位数243単位の科目を開設しており、目的に沿った学生の今日的学習のニーズに応えうる十分で主体的な選択が可能である。また、履修モデルを示すことで、学生各自の体系的な学習を可能としており、全体として教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容になっている。

ゼミナール制度を中心とした本学科の教育は、教育保育学科が持つ性格やその設置目的を達成しうる教育的成果がある。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

設置以降の2年間の経験に基づき、教育課程の内容は適切であったと判断している。

これまでの2年間、教育課程は体系的に編成され、授業の内容は適切であった。

各ゼミナールの担当教員によるきめ細かい指導が、本学科の管理栄養士養成を目標とする教育課程の順調な実施に大きく貢献している。

【大学院 法学研究科】

法学専攻修士課程においては、開学当初の「専修科目」14科目から17科目への増設、「関連科目」については当初の13科目から15科目への増設、また、企業法学専攻博士後期課程においては、開学当初の7分野8専修科目から10分野11専修科目への科目増は、本研究科の目指す教育の「幅の広さ」という趣旨に適合する。

法学専攻修士課程においては、授業科目を企業関係法科目群および公法関係科目群に区分しそれぞれに多彩な講義科目と演習科目が開設されており、法学に関する基本的な法理論の研究を通して、幅広い視野と高度の専門的学識の修得を目指すという教育課程の編成方針が具体化されたものになっている。また、演習科目では、演習問題を通して法の機能と有効性を探求し、実務的処理能力と問題解決能力を養成するという目的を果たしている。加えて、職業資格との関連性を重視した科目も設定されており、高度専門職業人養成の教育目的にも適っている。

企業法専攻博士後期課程では、企業法学に特化した授業科目が設けられており、開学当初より専修科目の増設が実現され、より充実した科目編成となっている点は評価してよい。

修士課程、博士後期課程の修了要件は、いずれも適切である。また、ともに厳格な適用がなされてきたところである。

社会人・職業人（修士課程）の履修モデルの設定や講義要項・シラバスの提示が実施されている点は、評価してよい。

社会人・職業人の入学者が多いことから、昼夜開講制を導入し、教育効果をあげている点も、適切な教育方法の現れであろう。また、交通の便の良い名古屋の栄にサテライトキャンパスを設けたことは、社会人・職業人にとっての利便性を高めている。

【大学院 会計学研究科】

教育課程は、教育課程の編成方針に基づき、3つの群に分けられ、それぞれが独自の位置付けを与えられている。また、2年次の「演習」および1、2年次の「研究指導」を通じた修士論文作成指導も、専門的知識の修得や研究能力の養成には有効である。教育課程は、体系的に編成されていると評価することができる。

博士前期課程の授業科目は、会計学を構成する基本的な分野の科目群である「会計学科目群」を軸として、教育目的・目標、さらにそれに基づく教育課程の編成方針により体系的に編成され、その内容も適切なものとなっている。また、会計学に特化しているにもかかわらず、広範な視野に立った教育研究を行うのにふさわしい幅の広さを持った教育課程という観点から「経済・経営科目群」を「専修科目」として配置しているのも、評価できる。

博士前期課程における教育・学習結果の評価は、厳正・適切に行われている。博士後期課程においても、学位論文の審査・合否判定は、名古屋経済大学大学院学位規程にもとづき厳正に行われた。

博士後期課程の授業科目は、高度な専門性の高い会計職業人の養成および研究者養成に適したものとなっている。

一年次からの卒業論文作成指導は、学生に対して、とかく遅くなりがちな修士論文作成への取り組みを少しでも早めさせるのに大きく役立っている。

博士後期課程における、語学重視や集団的指導体制は評価できる。

【大学院 人間生活科学研究科】

教育課程編成の方針に合致するように授業科目が配されており、とりわけ「実践科目」配して「臨床」のニーズに対応している点は大きな特徴である。

授業内容についての科目担当者間の連絡も行われており、取り立てて問題となる点も見られていない。なお、本研究科の授業科目には、複数教員で担当するオムニバス科目が複数見られることから、内容の重複等について今後も密に協議・調整していく必要がある。

教育・学習の評価は、学則に則り厳密に適用されている。なお、修了認定については設置年次進行中であることから、現在行われていない。

学生への指導は、学則に基づいて適切に実施されており、現在の指導体制にも問題点は見られない。

上述の特徴は、各教員の専門性とチームワークによってよってよく発揮され比較的順調な研究科の教育と運営が行われている。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

該当なし。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

「学年暦」・行事予定をどのように定めるかについては、これまで様々な議論が行われてきた。「学年暦」については教務委員会を中心に改善を進める。

【大学】

進級と卒業要件については、学生の学修を促す措置が講じられている。少子化のもと少なくない大学が定員割れにおちいっている。本学も同様であり、このため、学力が低く、学習意欲も乏しい学生も入学させている。その結果として、講義では授業を理解できない学生が増えている。このことは教員が個々に実施していた講義アンケートによても明らかである。また講義を担当する教員によっても年々より強く感じられてきているところである。本学では全学的に理解しやすい授業やカリキュラム体系をより現代的にし、学生の関心を惹くように改善するため、毎年この問題の集中的討議のための臨時教授会を開いてきたが、今後はさらにこのような取組みを強めていく。

また授業評価アンケートについても学生の声を正確に捉えるとともに、具体的な個々の改善に役立つものとするよう工夫していく。

成績不振の学生について、年2回「履修懇談会」を開き、父母と学生に指導教員から成績について話をし、無事に進級および卒業できるように励ましている。

成績評価についても、現状にあわせるべく検討をしている。たとえば、再試可と再試不可という評価があってもよい。またAについても、高得点についてはAAなどの評価があつ

てもよい。

【経済学部】

4コースが設けられているが、「消費経済コース」は本学開学以来の長い歴史があり充実しているが、地域政策の領域はようやく体系化が完成し、金融及び経済実践の領域はなお検討を必要としている。

学生の学力と学習意欲の低下に危機感をいただき、演習と卒業論文について、次のような意見が出ている。第1は、1年次の基礎演習について読み書きや計算の学習に力をいれるべきである。第2は、1年次の基礎演習を半年に短縮して、基礎演習Ⅱと専門演習を早く始めたほうがよい。この意見は4年次の専門演習についてとくに前期に就職活動のため学生が勉強に集中して取り組めないことを踏まえている。第3は、経済学部と経営学部では大学における学修のまとめとして卒業論文を課しており、学習意欲の低い学生にもこの卒業論文に真剣に取り組ませるため、なにか手立てが必要ではないだろうか、などである。これらのうち卒業論文の質を向上させる取り組みとして、平成18（2006）年度から経済学部と経営学部の教員に卒業論文の公開をした。卒業論文のなかには、努力のあとがみられないものもあることが明らかになった。学生が卒業論文により真剣に取り組む方途につき、検討すべきである。

【経営学部】

専門基礎科目、専門基幹科目、専門展開科目に分類される専門科目群の科目を充実させ、かつ必修あるいは選択必修の必要単位数を増加させ、共通科目群の科目や総合科目の必要単位数を、教養教育の質を落とさない範囲で若干整理し調整することによりカリキュラムの一層の充実を図るコース制の実施状況を踏まえ、個々の学生のニーズに合わせた学習と専門性の深化とが両立できるよう改善を進める。さらに各コース毎の履修モデルを提示することにより学生がわかりやすく単位を取得できるように配慮する。

【法学部】

教育目的に照らし、共通科目群、総合科目群および専門科目群ならびに演習群の適正な組み合わせをどのように行うかを、今後も絶えず検討していくことが必要である。とくに専門科目群の編成においては、各専攻の特色を示すものでなければならず、常に社会情勢の変化にともなう社会的要請と学生の自主的・創造的で積極的な学修姿勢を導く必要性に対応できるようなカリキュラム編成を検討している。

授業科目・授業内容は教育課程の編成方針に即したものとして概ね整備されているといえるが、社会情勢の変化にともなう社会的要請と学生の自主的・創造的で積極的な学修姿勢を導く必要性に対応できるような授業科目の設定および授業内容の充実を、カリキュラムの再編成を通して行っていく。

学生の学力低下、学生間の理解力のばらつきなどに対応するための教育内容および工夫を今後も心掛けていく必要があり、それへの対応が求められている。したがって、共通科目群科目担当者連絡会、外国語科目担当者会議、演習科目担当者会議などの開催を通しての現状分析および検証を継続的に行っていく。そして初年度教育の適正化・充実化および基礎学力向上に向けた取り組みをはじめ、講義科目のあり方、演習のあり方などの検討を含め、本学部の学生に求められる教育内容および教育上の工夫について、今後も検討を行っていく。

【人間生活科学部 教育保育学科】

学生の学習意識の実態を考慮して、単位を分割し、専門科目の基礎段階を設けることなどを考慮して教育内容を見直し、履修の機会を学生の関心の持ち方に応じて可能にすることで、より学生の実体に即して教育効果を高めることが出来る教育課程の編成の必要性がある。

教育課程の編成方針に沿って教育目標を実質効果的に達成するためには、学生の学習意欲、実態に即したカリキュラム改訂は必要であり、教育内容も学生の様態を見ながら絶えず変更していかねばならない。

本学科設置からの年次進行中であり、学生が就職などで社会と結び着いていく完成年次を待たなければ具体的には構想しにくい面があるが、今日の社会状況を鑑みたとき、社会との関係、すなわち保育士、幼稚園教諭・小学校教諭という専門的職を得させるための方策を検討しなければならない。

【人間生活科学部 管理栄養学科】

平成 19（2007）年度後期から検討委員会において、これまでの実施状況を検証し、それに基づく将来計画を立てる。

これらの課題については、今後も全学的に検討・改善がなされてゆく計画であり、本学科独自にも平成 19（2007）年度から開始される、将来計画検討委員会において、さらに詳細に検討し、改善してゆく。

【大学院】

名古屋 栄のサテライトキャンパスの名古屋駅前への移転が計画中であり、それに伴う施設・設備の充実が望まれる。

適切な広さの教員控室および教室の教員個室の設置、教室・演習室の増設、学生相談室・指導室の設置、学生自習室・図書室の拡充・充実、パソコン・印刷機等の更新・補充、事務室の整備等を要望している。

【大学院 法学研究科】

学生の勉学ニーズに応じた授業科目のさらなる増設をはかるうえで半期講義科目（2 単位）を増やすなどして、よりきめこまかにカリキュラムの編成を試みる必要があろう。

法学専攻修士課程では、教育研究内容の充実を図るために、カリキュラムの見直し及び改正、並びに担当教員の補充について検討中である。

博士後期課程は、単位制を探っていない。今後、単位制導入の是非を検討することも考えられよう。

本大学院における独自の奨学金制度の充実が検討されており、優秀な学生を選考する基準としてより一層有効に活用されることになろう。

【大学院 会計学研究科】

近年本大学院会計学研究科に対するニーズの変化が進みつつある。従来本大学院会計学研究科の中核目的を形成してきた会計学についての高度専門職業人の養成に係わる「専修科目」よりも、広範な視野にたった教育研究を行うにふさわしい幅の広さを有する科目編成という観点から設けられている「経済・経営科目群」を「専修科目」として選択する学生が増えてきている。こうしたニーズの変化に対応するため、現行の教育課程の編成方針に依拠した、体系的かつ拡充された新たなカリキュラムが必要になり、改革を予定してい

る。

近年会計学ではなく広く経済や経営について研究を深めたいというニーズが出ている。このニーズは特に外国人留学生の間で強い。こうしたニーズに応えるため、本大学院会計学研究科はその教育目的・目標を堅持しつつ、既述の教育課程の編成方針を基礎とした新たな体系的なカリキュラムの実施を検討中である。

1年次の単位修得が46単位に達する学生もあり、1学年の履修制限をして各履修科目にじっくり取り組ませた方がよいとの意見もある。今後の課題である。

大学院における期末試験のあり方については研究科委員会で検討を進める。大学院の教育研究の観点から見ると、双方向授業を重視し、講義や演習の際に学生の報告や意見を求めるなどの方法によって、学生の理解度や関心を知るというのが現実的である。

修士論文の作成指導を重視することは今後も続けられるべきである。

本大学大学院では、プロジェクトやビデオカメラなどの情報機器はあまり利用されていない。今後これらの機器の充実を図るとともに、これらの機器の利用による学生にとってより分かりやすい授業を目指す必要がある。

博士後期課程は、現在2年次生までであるが、その実績を検討し、改善を図っていく。

【大学院 人間生活科学研究科】

設置年次進行中であることから、現在教育課程の改定を行う予定はない。本研究科修了生を輩出した時点で学生へのアンケート等を実施したうえで、検討を加えていく予定である。

設置年次進行中であることから、現在教育課程の改定を行う予定はない。本研究科修了生を輩出した時点で授業科目、授業内容についての学生へのアンケート等を実施したうえで、検討を加えていく予定である。

現在設置年次進行中であることから、今後は学生からの意見聴取等を積極的に行い、さらに教育内容・方法に特色を持たせる検討を加えていく予定である。

[基準3の自己評価]

建学の精神・大学の理念に基づき、また社会的ニーズに応え教育目的は設定されており、それぞれの学部・学科、研究科において具体的な教育目標がたてられている。

それぞれの学部・学科の教育目標を達成するため、一方で今日の社会・地域の要請に応えるべく専門科目の体系的配置の見直しを継続的に行い、同時に人物教育に深くかかわる教養教育を重視し続けています。また学生の実情に合わせ、基礎学力や入門・導入教育を重視している。これらの点は評価できる。さらにカリキュラム検討委員会において授業科目の改廃やその体系化について検討をしている。またFD委員会などを中心に授業アンケートなどをより教育方法・内容の改善に結び付ける検討をおこなっている。

大学院については、基準3にかかる事項については適切に実施されているが、自己点検評価委員会、FD委員会などを通じ、自己点検と改善とを継続的に実施している。

年間学事予定、履修に関する事項（登録、確認など）、成績の評価基準については『学生生活ハンドブック』『大学院要項』に明示され、オリエンテーションなどにより周知徹底を図っているが、なお改善の工夫を検討しなければならない。

[基準3の改善・向上方策（将来計画）]

自己点検と自己評価に基づき全学的な改善・向上のための取り組みをFD委員会などを

名古屋経済大学

中心に継続的に進めている。同時に各学部・各研究科においても教育課程の現状の把握とその問題点・課題の抽出に取り組み続けている。特にカリキュラムと教育方法の改善については組織的な取り組みを強めていく。

基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学は建学の精神に基づき、「自分に責任を持てる人」「社会で評価される人」の人間形成を具体的な目標としている。この人間形成を達成するため、本学では人間的な触れ合いを大切にした少人数教育をモットーとし、教員と学生のフェイス・トゥ・フェイスの交流による教育を実践している。入学から卒業までステップ・アップしていく意欲を持つ学生を受け入れることこそ本学のアドミッションポリシーである。

本学では大学案内やホームページ、受験雑誌など各種の媒介を用いて、受験生（高校生）やその保護者、高校の先生方などに入学者の受入れ方針を周知している。これらの情報に加え、受験生（高校生）に対しては進学相談会やオープンキャンパスを通じて、「意欲」を持って努力してきたことを評価し、さらにキャンパスで将来の夢に向かって可能性を広げることができることを説明している。また、進学相談会やオープンキャンパスで本学の学部教育の特色、カリキュラム、学生への支援体制などの情報も提供している。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

大学の入学試験方法

AO 入学試験および推薦入学試験では面接を重視し、学力入学試験および大学入試センター試験利用試験で基礎的学力が中心である。面接・学力で各学部の担当教員はアドミッションポリシーを強く意識し、意欲ある学生の確保に努めている。現在の入学試験の実施方法を下記に記す。

(1) AO 入学試験

本学では、建学の精神の個性を尊重し伸長させ、一芸に秀でた人物を養成するうたい、学ぶ「意欲」ある人材を募集している。アドミッションポリシーは募集要項に明確に記載している。第一次審査、第二次審査を行い。面接をそれぞれ実施している。第一次審査はそれに加え、志願理由などの論文を 600～800 字程度で書かせ、優れた個性・一芸を見つけるとしている。

(2) 推薦入学試験

①指定校推薦

本人が本学の教育に即応した着実な性格であることを当該の学校長による推薦を通じて確認するものであり、本学を専願とする募集である。原則として評定平均値が経済・経営・法学部は 3.0 以上、人間生活科学部・教育保育学科は 3.5 以上、管理栄養学科は 3.8 以上で依頼している。

②特別奨学生

経済学部、経営学部にて募集。経済学部は将来地域活性化のために活躍したい人、公務員を目指したい人、経営学部は税理士を目指したい人を募集している。ただし、経済学部は普通科で原則として評定平均値 4.0 以上、経営学部は日商簿記検定 2 級以上の人人が対象

名古屋経済大学

である。

③内部校推薦

附属高校 2 校からの特別推薦である。

④公募制推薦

A 方式から E 方式まで 5 つの方式を設けている。基礎力テスト、小論文、面接の異なる組み合わせで、受験生が自分の得意な方式を選択することで自分の特性が一番に發揮できる受験である。

⑤スポーツ推薦

特別推薦として野球部・ラグビー部と剣道部を指定。セレクションと面接を実施する。

(3) 学力入学試験

基礎的学力を身につけた学生に国語、英語、日本史、世界史、政治経済、数学、生物、化学から 2 科目受験を実施。ただし、管理栄養学科は生物または化学が必須である。

(4) 大学入試センター試験利用試験

基礎的学力で「大学入試センター試験」を受験している受験生を対象にその成績を利用し合否を判定する。

大学院の入学試験方法

大学院では一般入試、推薦入試、社会人入試を実施している。一般入試は小論文または外国語および面接を実施している。推薦および社会人入試は出願の際、研究計画書の提出が必要。入試当日は面接のみ実施。

(1) 法学研究科

(これまでの入学者の推移)

次の表のとおり、平成 15 (2003) 年度は 90 名で入学者が多いが、平成 16 (2004) 年度以降は減少し、平成 19 (2007) 年度まで 60 名前後の入学者で推移している。

表 4-1-1 入学者の推移（法学研究科）

平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
70 人	90 人	55 人	61 人	64 人	53 人	62 人

(入学相談会の実施)

その 1 一般向けの入学相談会

本研究科の入学志願者は、税理士資格を目標にしている者が非常に多い。税理士に関する相談会も含め、一般向けの入学相談会を 7 月と 11 月に会計学研究科と合同で実施している。毎回 20 名前後の相談者が来ており、入学相談会を経て入学する者も多い。

その 2 本学（学部）学生向けの入学相談会

本学学部を卒業して、本研究科に入学する者も多い。こちらは定例ではないが、年 2 回、学部学生向けの相談会を開催し、PR に努めている。

(地域職業専門家団体との連携・交流)

名古屋地区法学系大学院との単位互換協定を結び、情報交換・意見交換をしている。さらに、税法関係科目を多数開設している関係から名古屋税理士会から税理士を派遣していただき連携・交流を密にしている。今後は、税理士事務所の所員（資格未取得者）に対する修習課程の入学 PR や、税理士のリカレント教育・レベルアップに資するための博士課

程の入学 PR を実施していく。

(2) 会計学研究科

(これまでの入学者の推移)

次の表のとおり、平成 17（2005）年度に若干の落ち込みはあるが、平成 18（2006）年度には増加し、平成 19（2007）年度には 30 人弱で推移している。

表 4-1-2 入学者の推移（会計学研究科）

平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
28 人	26 人	25 人	18 人	37 人	27 人	23 人

(入学相談会の実施)

その 1 一般向けの入学相談会

本研究科の入学志願者は、税理士資格を目標にしている者が多い。税理士に関する相談会も含め、一般向けの入学相談会を 7 月と 11 月に実施している。毎回 10 名前後の相談者が来ており、入学相談会を経て入学する者も多い。

その 2 本学（学部）学生向けの入学相談会

本学学部を卒業して、本研究科に入学する者も多くなってきた。こちらは定例月ではないが、年 2 回、学部学生向けの相談会を開催し、PR に努めている。

(地域職業専門家団体との連携・交流)

名古屋税理士会、東海税理士会との連携を強化している。情報交換会・意見交換会・懇親会などを通じて、税理士会役員との交流も深めてきた。この連携により、会計参与特別講座開設の際も協力を得られている。

今後は、税理士事務所の所員（資格未取得者）に対する博士前期課程の入学 PR や、税理士のリカレント教育・レベルアップに資するための博士後期課程の入学 PR を実施していく。

(3) 人間生活科学研究科

(これまでの入学者の推移)

次の表のとおり。

表 4-1-3 入学者の推移（人間生活科学研究科）

平成 19 年度	20 年度
5 人	7 人

(入学相談会の実施)

検討中である。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

18 才人口の減少とともに志願者数も下降線をたどり、現在の状況に至っている。平成 17（2005）年度の開設以来、人間生活科学部幼児保育学科（現教育保育学科）と管理栄養学科については近年の実学志向の高さからほぼ計画どおりの学生数を確保してきたが、教育保育学科については定員増もあり、充足率が低下した。大学院においては、法学研究科は開設以来定員数を上回る入学者を確保している。会計学研究科は定員数に満たないもの

名古屋経済大学

の相当数の入学者を確保している。人間生活科学研究科にあっては、十分な入学者数を確保しているとは言えない。

表 4-1-4 平成 20 年度 区分別平均受講人数表

区分	日本語 レッスン	情報処理	英語科目 (必修)	英語科目 (選択)	第 2 外国語	留学生対象 外国語	スポーツ	共通科目 (講義科目)
平均人数	9.6	12.9	36.2	21.9	9.6	7.1	46.6	117.7

クラスサイズが大きくなりがちな共通科目（講義科目）で、受講者 150 人を超える科目は 14 科目あり、内 1 科目は 300 人超である。

（2）4-1 の自己評価

アドミッションポリシーの明確化

大学案内、ホームページなどに建学の精神を公表し、本学がどのような人材を育成しようとしているかを明記し、オープンキャンパス、入学相談会および高校訪問等で直接説明している。しかし、アドミッションポリシーを明確化し、さらにわかりやすく明示するという点では不十分である。

入試について

AO 入試の志願者が増加傾向にあり、アドミッションポリシーに合致した学生を確保できるようになった。入学者の約 60% が推薦入試の合格者であり、これについても面接を実施している場合が多いため意欲ある学生の確保が図られている。

共通科目（講義科目）での過大なクラスサイズの解消が課題である。

（3）4-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーを明確化し、大学案内、入試要項、ホームページなどに掲載し、建学の精神とともに、本学の姿勢を理解してもらう。また、入試説明会、相談会、大学展などでも積極的にこれをアピールし、高校の教員、受験生、保護者の理解を得られるよう努力していく。

入試については、入試区分別、都道府県別、高校別、男女別など分析調査を行い、入試方式が適正であるかどうかの検討をしていく。また特に附属校に対してさらに連携を深め、大学見学会、高校での説明会を積極的に実施することにより、本学の理解を深めていく。

過大なクラスサイズの是正策を教務委員会で検討し、実施する。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

（1）事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、学生の学習活動を支援し、また学生の生活全般にわたって、指導・助言できるように、1 年次から 4 年次までの少人数集団によるゼミナールを必修化し、その担当教員による指導教員体制をとっている。

この指導教員制の目的は、指導教員であるゼミ担当教員が学生に対してよりきめ細かな学習指導を行えるようにすること、および学生の生活全般を把握して、必要かつ適切な指導・助言をすることにある。また、本学では指導教員による指導だけでなく、学生が希望する他の教員の指導・助言も仰げるよう、面談時間制度を設けている。各教員はそれぞれ週 1 回の面談時間（オフィス・アワー）を設定して、アポイントメントがなくても学生

の研究室訪問を受け入れることになっている。面談時間はホームページで確認できるが、そこには面談時間とともに研究テーマや業績に加えて教員の趣味なども記されていて、講義とは異なる次元での交流が生まれ、そのもとでより適切な学習支援ができるように配慮されている。

表 4-2-1 教育懇談会出席者数

年 度	本 学 会 場				小 計	地方会場	合 計
	経済学部	経営学部	法学部	人間生活科学部			
平成 17 年度	94	108	117	51	370	46	416
平成 18 年度	57	69	63	31	220	46	266
平成 19 年度	29	38	40	31	138	34	172

※平成 17 年度本学会場は 3 回開催

個々の教員に対しては講義時の出席確認を要望するとともに、指導教員間の申し合わせとして、ゼミを欠席しがちな学生とはこまめに連絡を取り、2 回以上連續で欠席した場合には電話やはがき等で出席を促すこととしている。また、年 2 回開催されている教育懇談会の場を利用して、保証人とも連絡を取り合い、側面からの協力を要請している。教育懇談会は 6 月と 11 月、本学および数カ所の地方会場で開催されるが、その出席状況は表 4-2-1 のとおりである。著しく取得単位数が少なく、進級もしくは卒業が危ぶまれる学生については、これ以外に、履修懇談会を 9 月と 3 月に開催して、履修指導を行っている。

学生の対人関係能力の不足が懸念されている今日においては、直接的な学習支援にとどまらないさまざまな働きかけが必要になっている。見知らぬもの同士のなかで学生がお互いに孤立感を深めることのないように、また顔なじみの友達ができればその後の学生生活も順調にいくことが多いため、新入学時早々に様々な取り組みを行って友達作りの機会を供している。情報センターには、センター長、および教員・事務局からの 2 人の副センター長のもと、職員 3 人およびヘルプデスク 1 人が常駐して情報機器を利用する学生の便益を図っている。情報センターには情報機器 114 台（多言語用を含む）とプリンター 30 台、スキャナ 8 台が設置され、学生の自習利用用に供されているが、自習学生の便宜を図るために開設時間帯には上記職員以外に学生から募集したティーチング・アシスタントが配置され、学習支援を行っている。

情報化が進んだ今日では、一定レベルの情報処理能力を修得していることが就職活動をする上でも必須要件となっている。そのために、情報センターではマイクロソフト・オフィス・スペシャリスト (MOS) の試験会場を開設して学内で受験できるようにして、学生の資格取得を支援している。平成 19 (2007) 年度の受験者は 212 名（うち学外の市民 13 名）、157 名が合格し、合格率は 75.5% であった。

英語教育センターでは、英語担当教員のほか、職員を 1 人配置して、学生の実践的な英語能力の習得を目的として、さまざまな学習支援を行うとともに、年 2 回発行する『メルク通信』を通じてその活動を周知している。

学長賞の授与は勉学やその他さまざまな方面で優秀な成績を収めた学生を表彰することによって、その学生の意欲を評価すると同時にその前向きな姿勢によって他の学生に刺激を与えることが期待されており、学生に対する間接的な学習支援となっている。教員の研

究機関である学術研究センターによる顕彰制度、meikei award もその意味で設けられた制度であり、研究・論文部門、文化・芸術活動部門など、優れた業績を上げた学生個人あるいは学生団体を顕彰している。平成 19（2007）年度は個人・団体あわせて 21 件の応募があり、厳密な選考を行ったうえで、最優秀賞個人部門で 1 名、団体部門 1 団体、優秀賞個人 2 名、奨励賞個人 2 名、1 団体が表彰された。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談をおこなうための適切な組織を設けているか。

該当なし。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

本学では少人数を単位とする演習を必修化しているが、演習では少人数ゆえの利点を生かして、よりきめ細かな学習支援が行われ、また学生にとっても小集団ゆえに自分の意見を開陳しやすく、したがってさまざまな事柄についての学生からの意見を汲み上げる場として機能している。ゼミの時間以外にも、週 1 回の面談時間（オフィス・アワー）設定されており、その時間なら学生はアポイントメントなしに教員の研究室を訪問することができる。学部によっては新入時のオリエンテーション時に学外合宿などの取り組みを行ったり、また教職員にはネーム・プレートの着用を奨励するなどして、学生と教職員との距離を縮める工夫をしている。

(2) 4-2 の自己評価

学生に対する学習支援として本学では 1 年次から 4 年までの少人数によるゼミナールの必修化を行い、学習支援だけでなく、生活全般への目配りができる体制になっている。しかし、本学では、不本意入学の学生もすくなく、また、友達つくりの下手な学生もいるために、学習支援にとどまらない働きかけが必要であり、それも教職員の側からの積極的な働きかけが必要になっている。

大学に入学てくる学生のニーズはますます多様になりつつある。学習に対する前向きな姿勢を評価し励ますために、卒業式には成績優秀者や社会活動やスポーツ活動等において功績があった学生には学長賞を授与するなどして、その意欲と努力を称えていることは評価できる。

また、目的意識がないままに入学てくる学生に対しては、早い時期から資格取得やスキルアップなどの目標をもつように働きかけていることは評価できる。

これらの学習支援については、各学部から選出された教員、あるいは科目担当の教員からなる委員会で諮られ、その決定事項についてはいづれとも教授会で報告されることになっている。

学習支援に対する学生の意見・要望を汲みあげるシステムの整備は今後の課題である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

少人数集団を単位とする指導教員体制は個々の学生に目が行き届き、学習支援のみならず、生活全般にわたってより適切な指導がしやすいという点で今後とも学生に対する学習支援の柱として位置づけていく必要がある。また、新入学時の早い時期から、学生を巻き込んで、交流の輪を広げていくような取り組みは、結果的に学生の学習支援になるという意味で、今後とも意識的に推進していく必要がある。ただどのよう取り組みをするにせよ、

より多くの学生を巻き込んでいくためには、教員による上からの指導方式ではなくて、より年齢的に近い先輩学生による活発かつ多様な働きかけのあることが望ましい。そのためにも、自治会活動やクラブ活動を活性化し、学生自身の組織力や指導能力を育てることが求められている。また一部教員の熱意だけに頼ることのないように全学的なバックアップ体制を考える必要がある。

学生の意見・要望を汲み上げるため、学生満足度調査などの組織的体制の整備をおこなう。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

【組織の設置】

学生サービス、厚生補導のための組織として、各学部から選出された教員からなる学生委員会が設置されている。当委員会は定例として原則1ヶ月に1回開催し、必要に応じ、臨時に開催している。審議する内容は、学生の身上異動、課外活動、福利厚生など学生生活全般にわたり、重要案件に関しては学部教授会に提案、一般案件に関しては報告し、実行に移している。

ここに述べた学生委員会は主に教員で構成された組織であるが、事務局員で構成されているのが学務部学生課である。構成員は、学務部学生課長1名、学務部学生課員6名、医務室員1名、学生相談室カウンセラー1名の計9名である。

【実行した具体的な学生サービスの例】

[スクールバスの運行]

最寄りの名古屋鉄道田県神社前駅より本学まで徒歩約15分を要する。平成10(1998)年度よりスクールバスの運行を開始し、現在は運行本数を平日で約40往復と大幅な改善をおこなった。

[在校表示システムの設置]

平成18(2006)年度より、学内3箇所に教員の在校表示システムを設置した。

[バーベキュー施設の設置]

平成18(2006)年度に学内の体育館横にバーベキュー施設を設置した。

[コンビニエンスストア(ローソン)の誘致および設置]

従来のコンビニエンスストアに加え、平成19(2007)年度より6号館学生ホール内にローソンを誘致し開店した。

[携帯電話充電器の設置]

携帯電話の充電器を平成19(2007)年度より設置した。

[ATMの設置]

ATMを平成20(2008)年度より設置した。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

【奨学金】

本学では学生に対する経済的な支援として次の奨学金を取り扱っている。

貸与制：日本学生支援機構奨学金、提携銀行教育ローン(みずほ銀行、東春信用金庫)

給付制：名古屋経済大学奨学金、名古屋経済大学留学生奨学金

名古屋経済大学

以上について学務部学生課の掲示板での掲示および奨学金に関する冊子を配布して学生に対し紹介をおこなっている。

また、学生自身が学費の一部を負担することも少なくなく、こういったケースの学生への支援としてアルバイトの紹介を外部業者に委託し、おこなっている。

なお、給付制の奨学金の内容は次のとおり。

[名古屋経済大学奨学金]

平成 18（2006）年度に設置。学術、文化、スポーツの分野において、特に顕著な成果をあげた個人または団体が対象。支給金額は個人の場合は 1 名に対し 30 万円。団体の場合は 1 団体に対し 30 万円。

[名古屋経済大学留学生奨学金]

平成 15（2003）年度に設置。留学生を対象に給付。本学が指定する条件（取得単位数など）を満たした者に支給する制度で人数枠は設けていない。支給金額は 1 名に対し、年額 20 万円。なお、平成 17（2005）年度以降の受給者数は次のとおり。

表 4-3-1 名古屋経済大学留学生奨学金受給者数

	平成 17（2005）年度	平成 18（2006）年度	平成 19（2007）年度
受給者数	90	64	41
在籍者数	107	80	75

【学生寮の設置】

遠方より入学する学生に対する経済的支援として本学では学生寮（男子寮、女子寮各 1 棟）を設置している。男子寮（蓮池寮）は本学より徒歩で約 5 分の場所に位置し、女子寮（呉竹寮）はキャンパス内に設置している。寮費に関しては、保護者の負担を配慮し、安価な寮費を設定している。

また、各寮には学務部学生課所属の職員である寮長を配置して寮生の生活状況を常に把握し寮生からの相談に対応できる体制を整備している。各寮の寮費等は次のとおり。

表 4-3-2 寮費

寮の名称	蓮池寮（男子）	呉竹寮（女子）
定員・寮室数	28 名 ・ 14 室	36 名 ・ 18 室
1 室収容人数	2 名	
入寮費	50,000 円	80,000 円
寮費（1 年分）	192,000 円	240,000 円

【アパートの紹介】

本学では、遠方から入学する学生で学生寮ではなく、民間のアパートに入居を希望する者に対して家主や管理する不動産業者と連携し、紹介をおこなっている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学では、課外活動の活性化と課外活動への学生の加入率の向上は、学生が学生生活をより有意義に過ごし、大学への高い帰属意識を持つためには不可欠であると考えており、次のとおり支援をおこなっている。

【団体結成の奨励】

体育系、文科系を問わず、1つでも多くの課外活動団体が設置されることを目標に掲げ、学生自身が新規団体を創りやすい環境作りを心がけている。実際に、その手続き方法を掲示にて案内するなどして、平成19（2007）年度に新たに7団体が新設された。

【用具助成】

体育系、文科系の団体を問わず、原則、年1回、活動に必要な用具を課外活動振興会から助成を受けている。主に消耗品や不特定数の者が使用するであろうと考えられる物品を助成している。

また、個々の団体対象ではなく、幾つかの団体に還元できると考えられる助成も実施している。その代表的な例が平成18（2006）年に設置した野球場、総合グランドの照明設備である。

【公式試合の交通費の助成】

本学では、学内団体が公式試合の出場で学外に遠征する場合には課外活動振興会と学生自治会から交通費を助成している。

【部室の設置と提供】

本学では、公式に認められた団体には原則として1団体に1つの部室を提供している。

【合宿所の設置】

本学では学生が宿泊できる施設（合宿所）を2棟（A棟、B棟）設置し、その活用を各団体に呼びかけている。

なお、平成18（2006）年度にA棟を改装している。

【大学祭の開催】

本学では学生の大学生活における最大の行事の一つである大学祭の開催について積極的に支援している。

以前は、模擬店を出店していたのはゼミや課外活動団体に限られていたが、平成17（2005）年度より、事務局も各部局で必ず模擬店を出すようにし、事務局員も何らかのかたちで大学祭に参加するように取り組んでいる。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

本学では学生が健康、心的、学生生活に関する悩みを持った際に相談できる体制を次のように整備している。

【医務室】

学生が授業中などに怪我をした際、または体調不良を訴えた際にその応急処置をするために医務室を設置している。

医務室には看護師の資格を持つ医務室員が常時、待機しておりそれに対応している。また、学生より入学時に既往症の有無などを記載した保健調査書を提出させ、怪我や体調不良が発生した際にその学生に対し、適切な処置ができるよう体制を整えている。

【学生相談室】

学生が心的な悩みを相談できる機関として本学では学生相談室を設置している。

学生相談室には臨床心理士の資格を持つカウンセラーが月曜日、火曜日、水曜日、木曜日の10時から15時まで待機しておりそれに対応している。近年、様々な心的な悩みを抱える若者が増えていることは周知のとおりであるが、本学も例外ではなく、年々、学生相

談室を訪れる学生数は増える傾向にある。

なお、平成 17（2005）年度以降の学生相談室への学生の来室者数は次のとおり。

表 4-3-3 学生相談室学生来室者数

	平成 17（2005）年度	平成 18（2006）年度	平成 19（2007）年度
相談者数	57 名	72 名	59 名

【少人数教育制度とアドバイザーリスト制度】

本学では、少人数教育制度を実施している。これは、全学生が必須でゼミナール（正式な科目名称は学部によって異なる）に所属し、その担当教員が指導教員となり、当該ゼミ学生（1ゼミナールあたり学生 15 名程度）の学生生活全般にわたる相談役となるものである。また、平成 18（2006）年度より、1 年次生のゼミナールには事務局員を指導教員の補助者として配置している。

【セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会】

本学では学生がセクシュアル・ハラスメントを受けた際に相談する機関としてセクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会を設置している。当委員会は大学の全学部から各 1 名、併設の短期大学部から 2 名、事務局から 2 名の計 8 名で組織されている。

【セクシュアル・ハラスメント苦情・相談窓口】

セクシュアル・ハラスメント苦情・相談窓口として大学から 7 名、併設の短期大学部から 3 名、学生相談室のカウンセラー、医務室員、学務部長の計 13 名を配置し、学生が相談しやすい環境を整備している。

実際に、苦情、相談があった場合は相談者である学生の立場を第一に考え、相談学生の不利益にならないように慎重に処理している。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

本学では学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるための策として次の措置を講じている。

【提案箱の設置】

学生が学生生活を送るにあたり、大学に対する意見や要望を抱くことは当然、予想される。そこで本学では、学生が本学に対する意見や要望を自由に投書できる提案箱を平成 18（2006）年度に設置した。実際に寄せられた意見や要望は、授業に関する事、施設、設備に関する事、学生食堂のメニュー等の学生サービスに関する事など多岐にわたる。

これを集約して実行したのが、先に記したスクールバスの運行形態の改善、コンビニエンスストア『ローソン』の設置などである。

【クラブ代表者会議の開催】

本学では、体育系、文科系を問わずクラブ代表者が集まり、それぞれの活動状況を報告すると共に、クラブ活動に関する大学への意見や要望を協議する会を年 1 度開催している。

ここで出された意見や要望を基に実行したものとして、平成 18（2006）年度におこなった野球場、総合グランドの照明設備の設置が挙げられる。

【学生食堂担当者と学生との懇談会の開催】

本学が学生食堂の営業、管理などを委託している業者の担当者と体育系クラブ学生、寮

生など選抜された学生が特に食堂のメニューを議題として話し合う場を設けている。

(2) 4-3 の自己評価

経済的な支援について、日本学生支援機構の奨学金制度の他、金融機関と提携した貸与制の奨学金制度、学業やスポーツにおいて優れた業績を残した者に給費する本学独自の奨学金制度があるが、施行してから日が浅く、まだ実績はないのが現状である。今後の活用が課題である。

この他の経済的な支援として評価できるのが学生寮に関するものである。本学では、男子寮、女子寮ともに安価な寮費を設定している。民間のアパートでの学生生活を望む者も多数いることから、できるだけ賃貸料の安い物件を紹介できるように努めている。

次に学生の健康相談、心的相談に関する体制はほぼ整っている。

最後に学生の意見を汲み上げる策については、提案箱を設置し、その意見や要望が実現されている。また、クラブ代表者会議など学生の生の意見や要望を聞く機会も設けており、評価できるものと考える。しかし、学生満足度調査などの組織的体制の整備が課題である。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス体制を向上させるため、事務局組織についてはセクショナリズムを払拭する取組みを行う。具体的な学生サービスに関しては、提案箱に集約された意見や要望を実現する方途を探るにとどまらず、こうした対応を投書した学生たちに説得力のあるかたちで伝える方法を検討する。加えて学生満足度調査の実施を検討する。

今後は、クラブ代表者、寮生、民間アパートで生活している学生など、同じ悩みや意見を持っていると考えられる学生達と学生委員、学生課員との懇談会の開催を増やし、今以上に学生の意見を汲み上げることができるようにしたいと考える。

経済的な支援に関しては、家庭の経済事情により学業継続が困難な学生が少なからずいることから、本学としての大きな課題である。「名古屋経済大学奨学金」については、広報等を利用し、周知をはかる。

次に、課外活動に関しては、平成19（2007）年度45団体が登録されているが、平成22年度には60団体の登録を目指す。これにより、活動量に違いはあるものの、本学に入学した学生が、何かのクラブに入部しやすいように受け皿を増やし、学生の課外活動への加入率を上げていく。

次に、学生からの健康相談、心的相談に関するものであるが、年々、学生相談室への来室者数が増えており、現状のカウンセラーが一人という体制では処理能力の点で限界に来ており、将来的には、カウンセラーの増員を図る必要がある。また、昨今、よく聞かれるパワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに関し、現状では、セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会がその対応を兼務しているが、それぞれに専門的に対応できる組織の設置を急ぐ。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

キャリア支援及び就職支援の中長期的施策を検討する機関として、副学長の下に就職対策委員会が設置されている。その実施には各学部2名の教員からなる就職委員会が、キャ

リアセンターの協力を得て、当たっている。学生個人については、全学年必修のゼミナールにおいて、指導教員がキャリアセンターと緊密な協力をとりつつ、日常的に相談・助言を行っている。

キャリアセンターはセンター長以下5名の職員で構成され、うちCDA（キャリア・ディベロップメント・アドバイザー）の資格保有者1名、キャリアコンサルタントの資格保有者3名がいる。これとは別にキャリアコンサルタント資格保有者1名を学生課にも配置し、事務局全体として相談・助言を行う体制を目指している。キャリアセンターは、学生が自由に利用できるパソコン12台を設置し、学生との接触の機会を増やし、個別の相談に応じる業務に重点を置いている。この観点から、相互に余裕をもった相談ができるようまた緊急の必要にも対応できるよう、土曜日も業務を行っている。

本年度のキャリア支援および就職支援行事の概略は次のとおりである。(1)4月、1年次学生対象に、「自己発見レポート」実施。以下は主に3年次学生が対象となる。(2)5月～6月「ゼミ別就職面談」、この際に進学もふくめて、進路希望について個別に把握する。(3)7月「自己分析ガイダンス」、(4)9月「キャリアセンターガイダンス」(学内および学外のネット利用方法の指導)、(5)9月～10月「エントリーシート対策」、(6)10月「内定者報告会」、(7)11月「就職活動出陣式」、(8)2月「学内就職博」。日程及び内容の詳細は、ゼミナールでの配布、保証人への郵送、学内向けホームページへの掲載、さらに学内放送による呼びかけなどをを利用して、周知徹底している。

留学生については、ゼミ別面談の際に、日本での就職または母国での就職のどちらか、希望を確認し、日本での就職希望については、個別に対応している。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

キャリア教育のための支援体制は、(1)教育課程の一環として行われるもの、(2)それ以外のもの、に大別できる。

(1)では、教育課程におけるキャリア教育推進は必須という認識を共有しつつ、各学部が独自の工夫をこらしている。

①インターンシップ

大学機関として「インターンシップ推進委員会」を設置している。構成員は教員8名にくわえ学務部教務課長及びキャリアセンター長である。ほかに実務担当として教員11名からなる「インターンシップ実習委員会」を設置。

これらの委員会の所管は、「臨地実習」の科目をもつ人間生活科学部管理栄養学科をのぞく、学部・学科におかれている「企業・行政実習」である。派遣される「実習生」への事前指導、実習期間中の巡回、実習日誌、レポート提出、報告会を厳格に行い、「名古屋経済大学授業科目「企業・行政実習」の実施に関する規程」に基づき単位を認定している。実習生数は平成18(2006)・19(2007)年度ともに10名である。なお人間生活科学部教育保育学科は4年次配当であり、本年度完成年次を迎えていため、実習生派遣の実績はない。

表4-4-1 企業・行政実習 実施状況一覧

締結事業所名	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
特定非営利活動法人	団体	—	—	—	—

いぬやま e-コミュニティーネットワーク					
犬山市役所	行政	2	5	3	4
小牧市役所	行政	—	—	—	1
扶桑町役場	行政	—	—	1	1
石原機械株式会社	企業	—	—	—	—
エザキ株式会社	企業	—	—	—	—
大崎晴由司法書士事務所	企業	—	1	2	2
小栗・石畔法律事務所	企業	—	1	—	—
株式会社白川園本舗	企業	—	—	—	—
株式会社丸栄	企業	—	—	—	—
株式会社レンタリース東海 バジエットレンタカー	企業	—	—	—	—
後藤好弘税理士事務所	企業	—	—	—	—
菱源株式会社	企業	—	—	—	—
光岡朗公認会計士事務所	企業	1	1	2	1
安江総合事務所	企業	—	—	1	—
吉田化学株式会社	企業	1	—	1	1
渡邊基成税理士事務所	企業	1	—	—	—
合 計		5	8	10	10

②キャリア関係科目

学部ごとに、次のような科目を置いている。経済学部：「総合科目Ⅴ（キャリアの基礎Ⅰ）」「総合科目（キャリアの基礎Ⅱ）」「インターンシップ論」、経営学部：「インターンシップ論」、法学部：「法学検定対策Ⅰ」「法学検定対策Ⅱ」「インターンシップ論」、人間生活科学部教育保育学科：「特殊講義」（他学部の「インターンシップ論」に相当）。人間生活科学部管理栄養学科は、管理栄養士養成という学科の性格上、特にキャリア関係科目は置いていない。なおいずれの学部においても、他学部のキャリア関係科目の履修は可能となっている。

(2) の教育課程外の支援策には、資格取得支援と短期就業体験がある。

①資格取得支援

同一キャンパス内に併設する名古屋経済大学短期大学部と共に大学機関として「資格取得支援講座運営委員会」を設置し、構成員は大学教員5名、短大教員2名、キャリアセンター長からなる。平成19(2007)年度の受講者数は延122名(大学)。平成20(2008)年度の開講講座は次のとおりである(平成20(2008)年5月15日現在、予定も含む)。公務員講座(地方上級・国家II種、市役所/警察官・消防官)、保育士、行政書士、宅地建物取引主任者、社会保険労務士、日商簿記3級・2級、ファイナンシャルプランナー3級・2級、販売士2級、Microsoft Office Specialist(Word/Excel/PowerPoint)。なおこれらの講座のうち過半数は、地域連携の一環として市民開放している。

「資格取得奨励賞」の制度を設け、図書カードを賞品として該当の資格取得者を励ますとともに、資格取得に対する学生の意欲を引き出すよう工夫している。平成19(2007)年度の「資格取得奨励賞」該当者数は延123名である。

②短期就業体験

この制度の意図は、「企業・行政実習」とは異なり、ゆるやかな条件でなるべく多くの学生に就業体験の機会を提供することである。キャリアセンターが窓口となり、希望の学生に対して夏季休業中の10日間、就業体験をさせている。派遣学生には事前研修、実習日誌の記入、実習報告書の作成、報告会での発表等の指導をキャリアセンターにておこなう。平成19(2007)年度の派遣学生数は1名である。

(2) 4-4の自己評価

就職・進学支援、キャリア教育についても、基本的な制度はほぼ整備されていると評価している。その結果、近年の求人増ともあいまって、就職率は堅調に推移している。

表4-4-2 就職率推移（過去3年間）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	学部別就職率
経済学部	93.7%	94.8%	94.6%	94.4%
経営学部	99.1%	95.8%	90.7%	95.3%
法学部	94.7%	88.5%	97.5%	93.4%
年度別就職率	96.0%	92.7%	94.5%	94.3%

進学の支援については、ゼミナールの指導教員を軸に、適切に行われている。

教育課程でのキャリア教育は、開講科目にみられるように各学部足並みの揃わないところもあり、試行錯誤の段階である。

全般に制度は整備されてきたものの、各種行事・講座への学生の参加率の向上が課題である。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

キャリア教育については、基礎学力を含めいわゆる「社会人基礎力」の涵養を目標として、各学部の教育目標に適合させつつ、教育課程における位置づけを明確として、引き続き推進していく。

就職支援・資格取得支援については、参加率向上を目標とし、①支援行事・開講講座の見直し、②講義型ガイダンスから学生参加型イベントへの変革、③個別対応の推進、の方策によって学生の主体的参加を促していく。

[基準4の自己評価]

アドミッションポリシーは、基本的に明確であるが、学外に対しさらにわかりやすく明示することが課題である。

学生への学習支援については、少人数教育の実施により、学習支援のみならず生活全般に配慮できる体制となっていることは、評価できる。現在は学生生活全般について、教職員側からの積極的な働きかけが必要な状況である。

学生サービスの体制は、基本的に整備され、適切に運営されている。経済的支援については、各種の奨学金の活用が課題である。健康相談・心的相談の増加傾向について、現体制では対応の限界にあり、この改善が課題である。

就職・進学支援等の体制は、基本的に整備され、適切に運営されている。就職支援については、学生の主体的参加を促すことが課題である。キャリア教育に教育課程の一環として取り組んでいることは評価できるが、試行錯誤の段階にある。

学生の意見を汲み上げる方策はとられているが、組織的体制の整備が課題である。

[基準4の改善・向上方策（将来計画）]

アドミッションポリシーを一層明示的にし、各種の媒体を通じて学外の理解を得るためにの方策を実施する。

学習を含む学生生活全般への支援の中軸として、少人数教育体制は今後とも維持していく。教職員からの働きかけについては、学生自身の組織力・指導力を育成する方向で全学的な体制構築を「運営戦略会議」を中心に進める。

学生サービスの体制は、現状を維持した上、経済的支援における奨学金制度の一層の活用と健康相談・心的相談への対応体制の増強を検討する。

就職・進学支援等の体制は、現状を維持した上、就職支援については学生の主体的参加を促す施策を実施し、キャリア教育については教育課程での位置づけの明確化を各学部で検討する。

学生の意見を汲み上げる方策については、学生満足度調査等、組織的体制の整備を行う。

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

表 5-1-1 全学の教員組織

学部・学科、研究科	専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員数	設置基準上 必要専任教授数	専任教員 1人当たりの 在籍学生数	兼任 教員数	兼任 (非常勤) 教員数	
	教授	准教授	講師	助教	計							
経済学部	13	6	1	0	20	0	14	7	21.4	36	23	
法学部	18	8	0	0	26	0	16	8	19.3	31	25	
経営学部	11	7	1	0	19	0	15	8	28.6	32	13	
人間生活 科学部	9	2	4	0	15	0	10	5	19.7	34	36	
管理栄養学科	8	4	3	0	15	4	10	5		27	18	
人間生活科学部計	17	6	7	0	30	4	20	10		61	54	
法学研究科計	3	0	0	0	3	0	/ / /			27	13	
会計学研究科計	7	0	0	0	7	0	/ / /			22	4	
人間生活科学研究科計	0	0	0	0	0	0	/ / /			28	7	
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数	/ / / /					30		/ / /			/ /	
合 計	69	27	9	0	105	4	95	/ / /			237 139	

教育課程を適切に運営するため、各学部及び学科において、いずれも大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。また、専任教員1人当たりの学生数は、経済学部21.4人、法学部19.3人、経営学部28.6人、人間生活科学部19.7人と少人数教育を実践する上でも適切な配置となっている。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

教員構成は下の表5-1-2に示すとおりである。

表 5-1-2 専任教員一覧

		30代以下	40代	50代	60代以上	計	学部計
経済学部	男	3	1	5	7	16	20
	女	0	0	2	2	4	
経営学部	男	1	4	5	7	17	19
	女	0	1	1	0	2	
法学部	男	2	5	5	10	22	26
	女	0	0	2	2	4	
人間生活科学部	男	1	3	5	14	23	30
	女	1	4	1	1	7	
合 計		8	18	26	43	95	

〈経済学部現代経済学科〉

専任教員数は、20名。教授13名、准教授6名、専任教員1名である。職位比率は、教授

65%、准教授 30%、専任講師 5%、経済学部の兼任（非常勤講師）依存率は 34%である。

全教員の年齢構成は、30 代以下 3 名 15%、40 代 1 名 5%、50 代 7 名 35%、60 代以上 9 名 45%となっている。

〈経営学部経営学科〉

専任教員数は、19 名。教授 11 名、准教授 7 名、専任講師 1 名である。職位比率は、教授 58%、准教授 37%、専任講師 5%、経営学部の兼任（非常勤講師）依存率は 34%である。

全教員の年齢構成は、30 代以下 1 名 5%、40 代 5 名 26%、50 代 6 名 32%、60 代以上 7 名 37%となっている。

〈法学部法学科〉

専任教員数は、26 名。教授 18 名、准教授 8 名である。職位比率は、教授 69%、准教授 31%、法学部の兼任（非常勤講師）依存率は 35%である。

全教員の年齢構成は、30 代以下 2 名 7.7%、40 代 5 名 19.2%、50 代 7 名 27%、60 代以上 12 名 46.1%となっている。

〈人間生活科学部教育保育学科・管理栄養学科〉

専任教員数は、30 名。教授 17 名、准教授 6 名、専任講師 7 名である。職位比率は、教授 56.7%、准教授 20%、専任講師 23.3%、人間生活科学部の兼任（非常勤講師）依存率は 38.5%である。

全教員の年齢構成は、30 代以下 2 名 6.7%、40 代 7 名 23.3%、50 代 6 名 20%、60 代以上 15 名 50%となっている。

(2) 5-1 の自己評価

教育課程を遂行するために必要な教員を確保して適切な配置が行われているかの点では、大学設置基準に則り必要とされる教員数を満たしている。非常勤講師も配置されていることにより、本学の特色を遂行する教育体制は整えられている。

職位別の点では、教授 59 名 62.1%、准教授 27 名 28.4%、専任講師 9 名 9.4%で教授の比率が高いことが伺える。年齢別の点では、30 代 8.4%、40 代 18.9%、50 代 27.4%、60 代以上 45.3%という構成となっている。

今後の課題としては、職位別・年齢別のバランスを適切に考慮に入れ、定年等による削減を考慮しつつ、若手の教員の採用を推し進めていく必要がある。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学に対する社会の要請や学生のニーズの変化に対応して教育課程のあり方を常に見直して行く必要があり、こうした見直しにより教育課程の編成が変わること、あるいは今後とも予想されるであろう入学学生の減少に対応し、教員編成をどのように調整・変更していくのかなど、本学の教育課程を遂行する上でよりよい教員配置に、現在よりも更に質の高い教育環境を保っていくための工夫や改善の必要性がますます高まってくるので、教員配置の調整・変更等に柔軟に対応していく。

教員構成を若手教員構成に修正する方向として、定年を迎えた教員の補充の段階で、全体のバランスや各学部学科の特色が活かされるような対応を進める。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の教育目標は、礼節を尊び、自主自立の意気に富み、実社会において責務を全うする人材の育成を目指しており、いわゆる大学での教育研究成果を重視した採用だけでなく、人材としての教員構成を改善し、本学の特質と使命とに符合した教員構成とする方針としている。

教員の新規採用については、経済学部及び経営学部においては、一般公募制を原則とし、本学のホームページにも掲載している。法学部においては、学部設立以来、法学部内の専任教員による推薦制を探っている。人間生活科学部においては、未だ完成年次を迎えておらず原則は未確立である。人材を確保する手段として、一般公募制と内部教員による推薦制という方法があろうが、双方ともに一長一短があり、どちらかの方法を是とすることは一概にいえないが、基本的には、いわゆる大学での教育研究成果を重視した採用にとどまらず、大学と実社会、とくに産業界とを連携するに足る活動の業績を有する人も採用し、人材としての教員構成を改善しつつ、本学の特質と使命とに符合した教員構成とすることが大切である。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用および昇格は、本学の「名古屋経済大学専任教員の採用、昇格等に関する規程」、「名古屋経済大学専任教員資格審査規程」および「名古屋経済大学専任教員資格審査基準細則」に基づき行われている。

教員の採用は、教授会に採用人事案件を学部長が発議し、専任教授をもって構成する人事教授会において審議する。人事教授会は選考委員会を組織し、候補者についての原案の作成をこの委員会に委ねる。この委員会の報告に基づき、人事教授会は構成員の3分の2以上の賛成を得た場合に採用候補者として決定し、学長に報告する。

昇格人事については、専任講師または准教授での在職年数、当職在任中の業績および自然年齢を勘案し、学部長が関連授業科目担当専任教授の意見を参考にし、人事教授会に発議する。発議された事案が承認されれば、資格審査委員会を人事教授会に設置し、事前の審査を委任する。人事教授会は、この委員会の報告を受けて当該教員の昇格の是非を決定し、学長に報告する。

また、名誉教授の称号の授与については、「名古屋経済大学名誉教授称号授与規程」に基づき行われている。

これまでのところ、上記は厳正に守られており、また審査手順においても民主的に行われており、規程に則った適切な運用がなされている。

(2) 5-2 の自己評価

教員の採用・昇格の方針については、本学の教育課程の特質に適合したものである。このことは、本学のこれまでの発展経緯と現状に照らしてみても適切なものであり、採用・昇格に関する諸規程は適切であり、これを厳正に実行していることは評価できる。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の各学部学科の改編や今後の動向を視野に入れ、教員の採用計画は重要な課題となってくると予想されるが、全学的に計画的な方策を実行していく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

表 5-3-1 専任教員担当授業時間数

区分		教授	准教授	講師	助教
経済学部	最高	8.1	7.1	5.5	—
	最低	4.9	0.0	5.5	—
	平均	6.3	5.6	5.5	—
経営学部	最高	9.0	9.0	8.5	—
	最低	4.0	5.0	8.5	—
	平均	6.6	6.9	8.5	—
法学部	最高	7.3	7.8	—	—
	最低	0.0	5.0	—	—
	平均	5.0	6.7	—	—
人間生活科学部	最高	10.0	10.8	9.5	—
	最低	2.5	6.5	2.0	—
	平均	7.2	8.5	6.2	—

注) 1 授業時間は 90 分である。

本学の授業は月曜日から土曜日まで開講されている。経済学部では前期 28 コマ後期 28 コマ、経営学部では前期 28 コマ後期 28 コマ、法学部では前期 24 コマ後期 24 コマ、人間生活科学部では前期 27 コマ後期 26 コマが時間割上配置されている。1 授業時間は 90 分で前期 15 回、後期 15 回、年間 30 回を厳守している。

「授業体制」においては、講義科目は通常 1 コマ単位で行われているが、人間生活科学部管理栄養学科で行われている実験実習科目は通常 2 コマ単位で行われる場合が多い。講義科目は原則として 1 人の教員が担当するが、実験実習科目は複数の教員が担当する場合が多い。これは、個別指導を伴う実習教育の質を維持するために、学生数に応じた教員配置をとっていることによるものである。

専任教員の授業担当コマ数であるが、経済学部においては、平均 6 コマ、経営学部においては、平均 7 コマ、法学部においては、平均 6 コマ、人間生活科学部においては、平均 7 コマとなっており、全体として、授業担当時間の数値は多いといえる。

経済学部、経営学部では一部の教員が、また法学部においては、教授全員が、大学院担当となっており、学部にて授業を担当している関係上コマ数が多くなっている。人間生活科学部教育保育学科の教員担当コマ数が多いのは、短期大学部での授業があるからである。

なお、教員の教育担当時間が適切に配分されているかという観点からみると、授業に携わる直接的な時間のみならず、授業準備、各課題の初期・中期指導、補講や個別指導、定期試験やレポートの採点、論文指導などの業務がある。担当する授業の種類の多少、科目担当教員が単独か複数か、履修学生数の多少、等によっても負担が異なるため、一概に授業時間からのみでは計ることができないものがある。

また、教員の授業以外での業務をみると、教授会、各種委員会等への出席、大学行事等

名古屋経済大学

の準備、入試や作問、学生募集に伴う出張等に時間を費やしており、授業以外の諸作業に要する時間が近年拡大している傾向にある。

さらには、近年の入学生の基礎学力不足も否めず、授業以外での指導もかかせない状況があるということも事実である。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。

表 5-3-2 平成 19 年度 学生スタッフ数

	大学院籍	大学籍	短大籍
情報センター	0	8	0
会計特別研究室	1	0	0
栄 SC	0	7	0
キャリアセンター	0	2	0
図書館	0	4	3
その他	0	0	0

表 5-3-3 平成 20 年度 学生スタッフ数

	大学院籍	大学籍	短大籍
情報センター	0	7	0
会計特別研究室	2	0	0
栄 SC	0	6	1
キャリアセンター	0	0	0
図書館	0	4	2
その他	0	0	0

一部情報処理の科目及び経営学部における会計特別研究室においてティーチングアシスタント等を活用している。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

「研究費」については、「名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部専任教員研究費規程」により、各教員に年額 50 万円が支給されており、学会・研究会出張、研究用の図書、機器、備品の購入に使用することができる。なお、この「研究費」は、5 年間にわたって繰越が認められており、研究用の大型機器、備品の購入に充てることができるようなシステムとなっている。

(2) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間が適切であるかについては、各学部学科によってバラツキはあるものの、授業担当数の数値は高くなっている。これは、本学が少人数教育を徹底させており、また基礎的な授業科目を複数人の教員で担当するため負担となっているが、これも本学の教育の質の確保ということからすればやむを得ないことである。しかしながら、今後の問題として、授業時間の拡大を抑え、授業担当の配分等を適正なものへと改善する方策は必要である。

教員の教育研究活動を支援するためティーチングアシスタントを配置するのが望ましい。本学では、情報処理の科目の一部において活用しているが、他の科目での導入が今後の課題である。

教員の研究活動の支援については、研究活動そのものに対する支援として「専任教員研究費規程」に基づく「個人研究費」がある。一方、「学術研究センター規程」に基づき 7 つの研究組織が各紀要を発行し、研究成果を公表・発表するため支援を行っている。また、「在外研究及び国内研究に関する規程」に基づいた運用実績も大いに活用されている。さらには、創立 100 周年を記念し叢書の刊行が開始され、本年までに 2 冊刊行されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員の授業担当時間の改善については、教育課程改善と併せて行う必要があろう。

3学部3学科（人間生活科学部を除く）において各学部学科の特色を更に特徴付けるカリキュラムが平成20（2008）年度から実施されている。

なお、各学部教授会、各委員会、入試・学生募集関係の業務の拡大等により、担当授業への対応、研究活動の時間確保が困難な状況となっていることについては「運営戦略会議」を中心に組織の改編を進める。

ティーチングアシスタント制度の活用はこれからであるが、教育課程を遂行していく支援体制という点から、今後はこの制度を活用し、本学ならではの教育のために効果を発揮する仕組み作りを進める。

教員が研究活動を活性化するための支援体制については、いうまでもなく組織的かつ多方面からの検討が必要とされる。教育と研究のバランスの良い関係作りが教員への支援体制の重要な一つであるという認識を強くもって取り組んでいく。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

本学では、すでに各学部にFD委員会を立ち上げ、全教員に対して研修や研究を行うなど、教員個人が教育研究のための研鑽を積むように組織的取組みをしてきた。教員の自発的な自己点検と日頃の研鑽が重要であることは言をまたないが、大学が組織として教育研究を積極的に推進遂行するためには、FDに対する共通認識をもち、教員の授業の改善・工夫方策等を支援する「全学FD委員会」が組織され、学生による「授業評価アンケート」等、教育研究活動の改善・向上に取り組んでいる。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

平成17（2005）年度より、全学的な授業評価アンケートを実施している。平成17（2005）年度のアンケート対象は講義科目、平成18（2006）年度は演習、実技、実習科目であったが、実施率・回収率は低かった。この状況を開拓するため平成19（2007）年度は開講されているすべての科目を対象とし、前期と後期に実施した。その結果実施率は前期97%、後期99%にまで改善し、回収率も出席者については100%近くまで向上した。しかし、履修登録者数に対する回答数の比率は前期62%、後期56%にとどまった。アンケートの結果は、個別の科目については担当教員に配布し、概略については小冊子にまとめて配布するとともにホームページに掲載し、学内外に公表している。

教員相互による授業評価体制は、各学部により多少のばらつきはあるものの、平成19（2007）年度より「公開授業」の試みが開始された。今後は、これを定着させる。

教員の業績評価については、本年度より教育研究活動にあわせて社会貢献・管理運営の観点も加え、当該年度の計画と実績に関する「教育・研究についての報告書」を提出している。

(2) 5-4 の自己評価

教員の教育研究活動の向上のためにFD等に積極的に取り組んできたことは評価できる。「大学は、該当大学の授業内容や方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない」と大学設置基準にあることからも、全学FD委員会を設置し、

今後とも FD の方針並びに具体策の検討を進めていることは評価できる。

学生による授業評価アンケートの結果から明らかとなった課題は、次の 2 点である。1. 履修登録者数に対する回答数の比率はほぼ出席率であるので、学生の出席率を向上させる工夫をする。2. 個々の教員がアンケート結果を授業改善につなげていくフィードバックの体制を整備する。

教員相互の授業評価体制については、「公開授業」の実施を端緒として整備していくことが課題である。

教員の業績評価については、「教育・研究についての報告書」の活用が課題である。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育研究を活性化させ、質を向上させ、自発的な自己点検と日頃の研鑽が重要であることは言うまでもないが、今後とも積極的に研修や研究を行う等組織的取組みを強め、その活動成果を大学として共有していく。

教員の自発的な自己点検と日頃の研鑽が重要であることに言を俟たないが、大学が組織として教育研究を積極的に遂行するためには、さらに FD に対する全学的な取組み方針と内容を共有できるようにすることが先決であると考える。このことを重要課題と認識し、全学的な体制で前向きに取り組む。

「授業評価アンケート」については、教員各人が担当科目につき自己点検・評価を行い、結果の分析とフィードバックの体制を整備する。

教員相互の授業評価体制については、「公開授業」を推進し、これを全学に波及させていく。

教員の業績評価については、教員の責務全般にかかる総合的な評価体制を構築する。

[基準 5 の自己評価]

基準 5 では、教員が教育研究上の目的を達成するために必要な教員数の確保とバランスのよい配置、教員の採用・昇任等の方針の明確さと適切な運用、また、教員の担当時間の適切さ、教育研究支援としての TA 制度や研究費の配分、さらには FD への取組み、教員の評価体制の整備と運用についてみてきた。

必要な教員数の確保については、大学設置基準上必要とされる専任教員数を満たしており、非常勤講師も配置されていることによって本学の特色を遂行する教育体制は整えられている。

教員の年齢構成について偏りがあることは問題である。

教員の採用・昇任等の方針も明確であり、運用面においても問題はない。

教員の授業担当時間コマ数では、少人数教育ときめの細かい教育を標榜する本学においては、ある程度授業担当時間が多いことはやむを得ない。しかし、今一度、教員の平常の教育と研究のかかわり合いを総点検する必要がある。

教員の研究活動の活性化については、個人研究費支援のみではなく、積極的に外部の研究費獲得を推し進めることが課題である。

教員の質的向上の方策については、さらなる組織的取組みの方針や具体的な内容の検討を要するが、教育研究活動を活性化させるための評価体制は、全学的に積極的に取り組んでいる体制にある。

[基準 5 の改善・向上方策（将来計画）]

専任教員については年齢構成の偏りを是正するため「運営戦略会議」において採用計画を検討している。

教員の採用・昇任の方針も原則を厳正に適用し、人間生活科学部においては学部の独自性を配慮した原則を確立する。

教員の業績評価については、「教育・研究についての報告書」を基礎に、評価体制を整備する。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

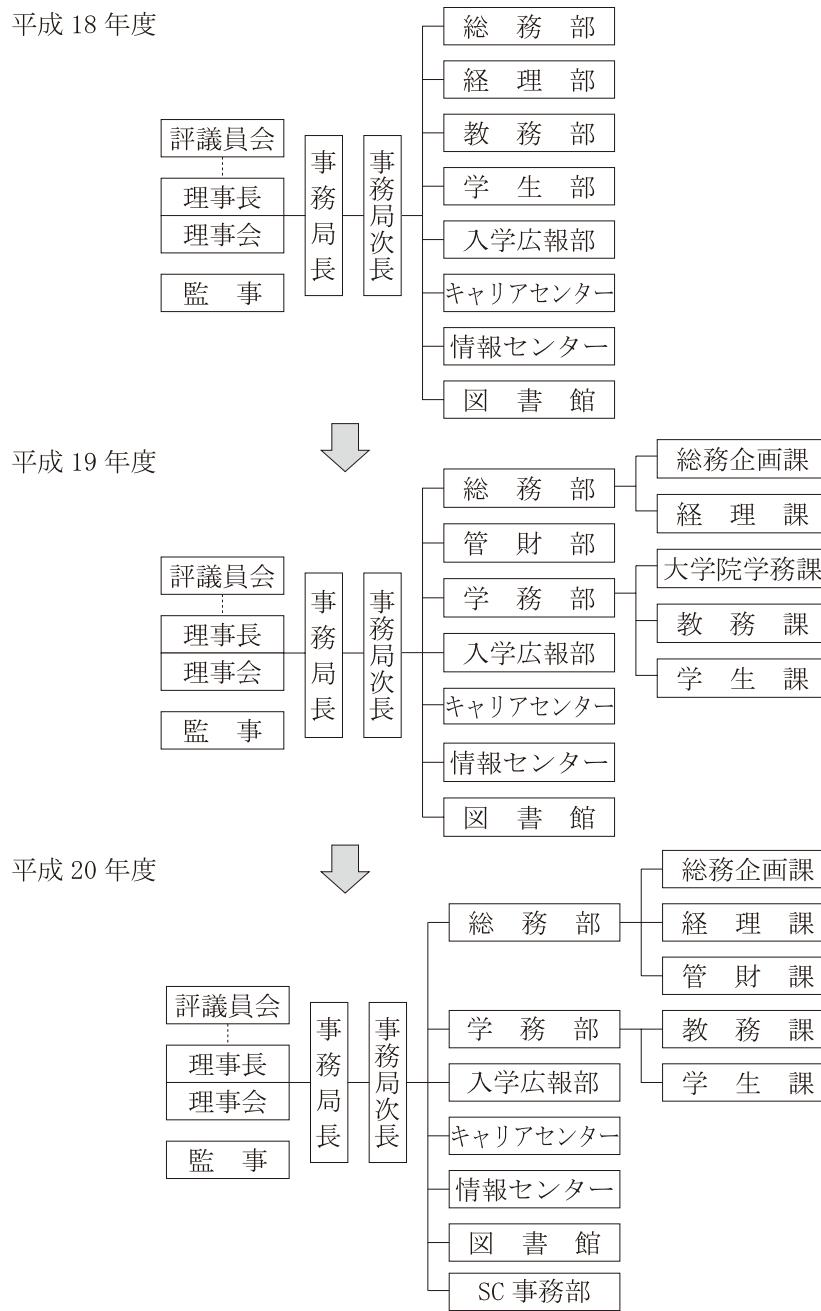
(1) 事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

本学においても在籍学生数は減少の傾向にあり、したがって事務局職員についてもこの傾向を見据えて適正数を求めていかねばならない。特に職員数は教員、学生に対する支援、サービスの質・量に関わる要素も内包するが、基本的に支援、サービスの低下を招かない範囲内での適正化は避けて通ることはできない。

このため出来る限りの業務処理の省力化と職員の能力向上を併せて進める必要があり、機構改革とともに進めつつある。

図 6-1-1 名古屋経済大学事務局組織図



本学の事務局職員は平成 18 (2006) 年度当初において専任職員 41 名、嘱託職員 16 名、その他 4 名であったものを再編成し、平成 19 (2007) 年度は総数 57 名、そして平成 20 (2008) 年度は専任職員 33 名、嘱託職員 16 名、その他 3 名の総数 52 名に圧縮・再編成して取り組むものである。

表 6-1-1 事務職員数

平成 18 年度	総務部	経理部		院・ 教務部	教務部	学生部	入学 広報部	キャリア センター	情報 センター	図書館	その他	計	
				3	10	10	7	6	4	5	4	61	
平成 19 年度	総務部		管財部	学務部			入学 広報部	キャリア センター	情報 センター	図書館	その他	計	
	総務企画課	経理課		院学務課	教務課	学生課						57(※1)	
平成 20 年度	総務部			SC	学務部			入学 広報部	キャリア センター	情報 センター	図書館	その他	計
	総務企画課	経理課	管財課		事務部	教務課	学生課					52(※1)	

上記表には、各部署の部長は人数に含まない。

※1 管財部（課）のうち 1 名は総務企画課との兼任。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員採用・昇任・異動については、理事会で決定した基本方針に基づき理事長の指示により、事務局長、事務局次長が各部門と調整し実施している。

職員の採用に関しては、定期的にではないが、年齢構成や異動・退職を考慮しながら学園内外からの公募によって実施している。特に近年では、即戦力として、また他業種のノウハウを取り入れ組織の活力を高めるため、学外からの中途採用を積極的に行っている。

異動については、管理職による職員評価制度及び職員による自己申告制度を平成 17 (2005) 年度より導入しており、愛知県人事課長を招き全職員参加の研修会を開催するなどして、平成 18 (2006) 年度異動では試行的に実施し、さらに平成 19 (2007) 年度異動では本格実施した。

異動の方針としては、業務処理の効率化を図るため、適材適所を出来る限り客観的に進めてきた。平成 17 (2005) 年度から女子職員の管理職への登用等を積極的に推し進めている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

現行の就業規則では採用、昇任、異動に関する具体的な規程は存在しない。実際の昇任・異動については、基本方針に則り理事長の指示のもと、事務局長、事務局次長が自己申告及び管理職評価を参考に原案を作成し、理事会での決定を経て実施している。

また、採用に関しては、旧来は本学及び学園内短期大学の新規卒業生を採用するケースが多かったが、近年は新聞や本学サイトに募集記事を掲載して公開公募を実施し、また既卒の社会経験者をも募集対象として、広く社会を見据えることのできる職員を擁した即効力のある組織作り、職場の活性化を図っている。

(2) 6-1 の自己評価

少子化の影響は本学への入学者数にも現れ始めており、それに応じた職員体制の刷新が

急務である。

そこで平成 18（2006）年度から、組織のスリム化に着手し、平成 18（2006）年度には大学教務部及び短大教務部を教務部として一本化した。また、退職者不補充を軸とした職員総数の圧縮を基本方向としているが、職員能力向上や抜本的な機構改編と同時並行的に進める必要があり、その適正規模、適正組織について検討を進めている。

特に職員の採用計画については、組織機構の改編も見据えながら客観的に進める必要性があり、昇任、異動についても職員の能力向上と職場の活性化を促すため適材適所主義を貫き、時代に適合する効率的な業務処理体制の整備が喫緊の課題となっている。

（3）6-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学事務局体制の役割とその充実向上は、近時の大学経営環境の激変の中でその重みを急速に増している。

少子化の進行に伴う大学間競争の激化の中にあっては、教学部門と管理部門の緊密・強力な協調体制なくしては、大学の目指す建学の理念に基づく社会で求められる人材の育成は極めて困難となり、これがひいては大学の存立すら危機にさらすことになる。

特に近年大学の経営ならびに運営面に求められる業務内容は著しく高度化し、複雑さを増しており、これらを円滑に処理すべき能力の多くが管理部門に求められる。

こうしたことから管理部門の業務を行う事務局体制は、これ迄にない業務処理能力、判断力、実行力、知識力等を兼備した職員により構成されることが強く求められる。

本学においても、現状を分析し今後速やかにその充実に努めていく。

その一つが学園内の中・高等学校と連携して、学園職員全体の統一的な組織規程を制定することであり、その中で職員の採用・昇任・異動についても方針を明確にし、公正で機能的な人事を遂行していくシステムを構築する必要がある。そして、昇任・異動を積極的に展開して時代にあった組織作りをし、同時に、職員の意識をも高く維持させるとともに、各人が大学・学園の運営について総合的に理解し、また同時に自らの職務に自覚と責任を持ったスペシャリストの集合としての能力向上を目指す。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

（1）事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD 等）の取組みが適切になされているか。

専任職員を減員し組織をスリム化する動きの中にあって、職員に対する教育はもっぱら OJT（On the Job Training）により、実務に携わる中で行っている。また、各部署に懸案や情報を持ち寄り討議する場を設け、各部署の状況や知識の共有とスキルアップの機会を確保することに努めている。

また、他大学との交流・研修の場を利用して、社会や周辺大学の置かれた状況を把握し、本学を取り巻く環境の変化に機敏に対応できるように努めている。

さらに、設備什器、研究機材等の極めて専門的な知識・技術が要求される一部の分野は派遣職員により対応する。

（2）6-2 の自己評価

現時点において、職員の資質及び能力は大学が求め望んでいる水準に相当に到達していると考えている。しかし、社会情勢とりわけ大学等の教育研究機関を取り巻く環境は日に

日に変化し続けており、職員も同時に先を見据える洞察力と行動力が求められている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

事務局体制の強化が強く求められている中で、職員の資質向上は最も重要且つ基本的部分である。

職員の資質向上については、各自の能力向上の研鑽努力とともに職域における研修等に組織的に取り組む。

本学においてはOJTを中心とした職場研修を中心としてきたが、より専門的な知識の附与と外部環境の理解認識、知識の習得を更に高めるために外部研修に積極的に参画させる。

また、研修等について年間・年次的計画を策定し、人事異動等と関連させた能力向上、能力開発を進めていくこととしている。一人ひとりが他の業務を経験しそれに精通していく過程で、自己啓発を繰り返し、もって資質能力をより向上することを期すものである。このため自己啓発用の書籍や視聴覚教材を附設の図書館に設置し、計画的に順次增量、更新していく。

働く環境の整備による意欲の向上、職員全体のレベルの底上げ、戦略的リーダーの育成を計画的に実施することにより、職員の資質向上を図る。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

本学では教育研究支援の一端として教務部長（当時）を中心に「教育研究支援プロジェクトチーム」を平成18（2006）年度に立ち上げた。その活動目的は、競争的資金獲得のための基礎的支援をすることにある。また学生に対する支援としては、各施設をアクセスしやすく設置し、特に図書館、情報センター及びキャリアセンターには常勤の職員を配置して学生の多種のニーズに対応している。同時に図書館を始め学内のネットワーク、情報データベースを充実させ、研究者の論文作成やデータ解析のサポートに努めている。

教授会、研究科委員会には事務局長や管理部門の構成員も出席し、教学部門との情報の共有、問題点の解明・解決等に向け協力しながら前向きに取り組んでいる。

そのほか、学生に対してはこれまで日的な面でサポートもしてきたが、平成18（2006）年度からはさらに一步踏み込んだ「職員アドバイザ制度」を開始した。

(2) 6-3 の自己評価

近年、増加する中途退学者の問題に対する一つの方策としてスタートした「職員アドバイザ制度」であるが、これには教員と職員との連帯感及び緊張感を共有させるという副次的な効果もたらしている。

情報センターは、現代人には避けて通れない情報社会を、大学という社会の縮図の中で体験させ、その一員として生きていくための技能を身につけさせる役割を担っているが、この存在は本学学生のみならず教員にとっても不可欠なものとして定着している。

職員による情報提供等は、教員の教育研究活動支援において重要な役割を果たしている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「職員アドバイザ制度」は職員が学生をサポートするばかりでなく、学生側からも貴重なフィードバックを得られるものと確信している。教職員と学生のジェネレーション・

ギャップを感じ取り、理解することから、ただ迎合するのではない、よりよき関係・よりよき大学が築けるものと考えている。またこれに資するため、アドバイザーたる職員にはキャリアカウンセラー等の資格取得に向けて学園の制度を整備していく。

近年、公的資格の取得を希望する学生が増加する傾向にあるが、これから社会情勢を見据えて、有用な資格、及びその取得につながるようなカリキュラムを研究・策定させるためのプロジェクトをキャリアセンター内に設置し、次代への足がかりとする。

教員に対する支援についても、「職員アドバイザー制度」と「教育研究支援プロジェクトチーム」を中心に整備する。

なお、現在のところ、職員の減員に加えてそれぞれの果たすべき役割が大きくなってきたことから、日常業務の負担も増大したので、より効率的な事務処理制度を構築していく。

[基準6の自己評価]

近年の、大学教育をめぐる厳しい社会情勢に対するため、平成18年（2006）年度から学内諸制度の改革に着手し平成19（2007）年度は事務局の組織にも改革のメスを入れた。現時点では、まだその効果を見極められる状態ではないが、一つひとつの事項を着実に機能させるべく業務内容の精選を主眼においてさらなる改革を推し進める予定である。

職員の採用・昇任・異動についてはその方針を明確にした規程が存在しない。平成19（2007）年度は女性職員を含めた大規模な昇任・異動を実施したが、これは各自のモチベーションにもつながり、資質を向上させるという意味でも十分に適切な措置であったと判断できる。

ただ、職員の資質向上も含め、人事関係の規程整備を急がねばならない。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

大学を巡る社会情勢が今後ますます多様化していくことを考えると、大学側の組織・体制はかなりの柔軟性が求められる。職員の採用・昇任・異動を含む人事諸制度を細かく規定し、それに沿った形でSD（Staff Development）研修を実施していく。そうすることにより職員一人ひとりが自分の将来像を描くことができ、業務にもより一層の意欲と積極性を持ってあたることができ、資質の向上にもつながる。そのため人事関係の規程整備を推進する。

また、必要に応じて外部からの人材を求め、組織の緊張感を高めながら、共通の認識のもと、常に改革する精神で社会のニーズに対応していく。

基準 7. 管理運営

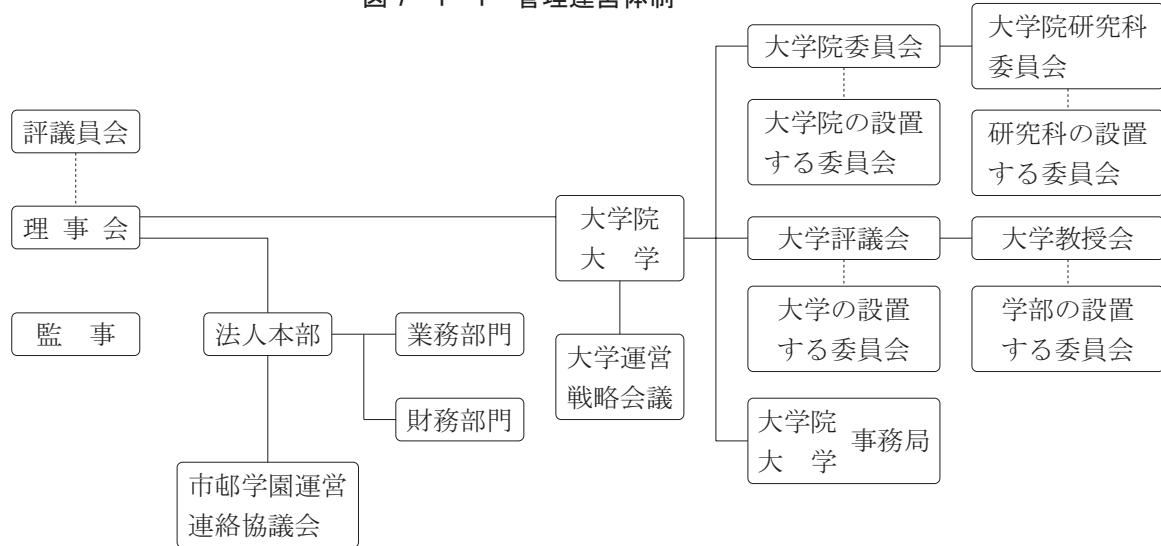
7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学の管理運営体制は次のとおりである。

図 7-1-1 管理運営体制



管理運営に関する基本方針は、「学校法人市邨学園寄附行為」「同施行規則」及び「市邨学園職務規程」「同経理規程」をはじめとした一連の諸規程等の中に反映されており、大学に関する部分においても名古屋経済大学及び同大学院学則の外、関係する諸規程等において定めている。

本法人の場合、理事長が学園長及び学長を兼務し、理事会及び評議員会にも大学院副学長、大学副学長、及び大学事務局長が理事及び評議員として出席していることもあり、管理運営方針の定めるそれぞれの意義目的について、法人・大学部門を通じ共通の理解と認識のもとに運営にあたっている。

本学の管理運営は「学校法人市邨学園寄附行為」に基づく議決機関である理事会及び諮問機関である評議員会にそれぞれ付議され、審議並びに議決された各規程や事項に従って行われている。

最高議決機関である理事会は理事 12 人で構成し、会議は定例会を奇数月に開催し、寄附行為に定められた重要事項その他主要な事項について審議・決定を行っている。また議題の内容によっては臨時会を適宜開催している。理事会には原則として監事が列席する。

評議員会は、評議員 34 人で構成し、法人の業務に関する重要事項で寄附行為で定める事項その他の主要な事項を審議し、理事会に付議される事項につきあらかじめ意見を述べることとなっている。会議は年度決算を審議する定例会を除き毎回理事会に先立って開催している。評議員会には原則として監事が列席する。

法人の運営体制は、理事長が主宰する理事会の下に学園事業・法人業務を統括する業務

名古屋経済大学

部門及び学園財務を統括する財務部門から成る法人本部を置いている。

大学部門の管理運営体制については、学長（理事長・学園長兼務）のもとに、大学副学長、経済、経営、法学、人間生活科学各学部長の外、人間生活科学部に教育保育、管理栄養各学科主任教授を置いている。また、大学院には法学研究科科長、会計学研究科科長及び人間生活科学研究科科長を置いている。

事務局には事務局長の下に事務局次長をおき、総務部、学務部、入学広報部、情報センター、図書館、キャリアセンター及びサテライトキャンパス事務部に部長を配している。

この教学部門の組織運営のために大学においては「大学評議会」及び「各学部教授会」を設けている。

この外、それぞれの目的に応じた各種委員会等を設けており、また学部設置委員会として、教務、学生、図書、入試、就職及び教育実習についてそれぞれ設置している。

大学設置の委員会の概要については以下のとおり。

表 7-1-1 大学の設置する委員会

委 員 会	設置年月日	委 員 数
大学自己点検評価委員会	H 7. 3. 8	31
入試対策委員会	H 13. 5. 18	14
就職対策委員会	H 20. 4. 1	13
入試選考委員会	H 14. 4. 1	30
入学前教育委員会	H 20. 4. 1	9
セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会	H 12. 4. 1	4
情報センター委員会	H 13. 4. 1	10
ホームページ委員会	H 16. 4. 1	10
広報編集委員会	H 20. 4. 1	9
インターンシップ推進委員会	H 14. 4. 1	12
インターンシップ実習委員会	H 14. 4. 1	10
資格取得支援講座運営委員会	H 20. 4. 1	7
国際交流委員会	H 15. 12. 10	11
学長賞候補者選考委員会	H 11. 1. 1	8
FD 委員会	H 16. 4. 1	14
個人情報保護委員会	H 17. 4. 1	14
大学運営戦略会議	H 17. 2. 10	19
学部学科等充実改編検討委員会	H 19. 4. 1	34

他方、大学院においては、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を協議する機関として、「大学院委員会」を、また各研究科に関する主要事項について審議を行う「研究科委員会」をそれぞれ設置している。

この外、大学院が設置する機関としては以下の通りである。また、研究科設置機関として、教務、学生、就職、入試、図書の各委員会を設置している。

表 7-1-2 大学院の設置する委員会

委 員 会	設置年月日	委 員 数
自己点検評価委員会	H 7. 3. 8	11
セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会	H 16. 4. 1	5
FD 委員会	H 18. 3. 9	5

7-1-② 管理運営に関する役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員に関する定数、選考方法、選考区分等については「学校法人市邨学園寄附行為」において明示されている。

理事については定数を 12 人とし、その選出区分は学園長の外、本法人の設置する学校の長、評議員、学識経験者等から選任される。

監事については定数を 2 人とし、法人の理事、教職員又は評議員以外の者のうちから、評議員会及び理事会の同意を経て、理事長が任命する。

評議員については定数 34 人とし、その選出区分は学園長の外、本法人の設置する学校を卒業した者、理事、法人職員、在学生の保護者、学識経験者等から選任される。

(2) 7-1 の自己評価

本法人の管理運営に関しては、理事会、評議員会及び監事がそれぞれの機能を一体的に発揮していることに特徴がある。これは両会議を隔月毎の同日にそれぞれ開催していることによる。開催回数については、臨時会も併せれば高い頻度で開催しており、これは評価できる。その結果外部理事、外部評議員及び監事に対しても学園運営上の情報がより綿密に提供される。実態に対する理解を一層的確になし得ることになっている。

管理運営上の政策決定については理事会を中心に進めているが、日常的には理事長以下の内部理事に中学及び高校又は大学等の管理職を加えた協議若しくは月 1 回の市邨学園運営連絡協議会などの協議などにより適切に行われている。

また財務関係については、法人本部の財務部門が学園全体の財務運営を所管しており、定期的な監事による内部監査とともに監査法人による外部監査を受け、経理、財産運用等の正確性や有利性の追求に努めている。

以上のとおり管理運営については総体的に適切に進めてきている。しかし、法人の管理運営は理事会、評議員会及び理事長直轄の法人本部を中心に行っており、臨時の業務については、適宜理事長以下関係役職員等による協議・決定により進めてきた。大学・大学院共に拡充を重ね、加えて高等教育機関を取巻く環境が複雑且つ急速に変化し推移する現状にあっては、特に意思決定機能の迅速化・明確化等について組織体制のより一層の充実を図っていく必要がある。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に関わる管理・運営については、教育と研究の両立を実現するべく研究環境の充実に加え、学生の満足度を高めるための体制の整備を進める。

現在の管理運営上の組織や手法を総合的に見直し、教学部門と管理部門とによる大学運営上の課題と改善策について、共通認識を得るためのルールの整備を行う。

この点については、法人本部と大学・大学院との間においても同様の施策を進める。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

本学の場合、管理部門は学園長及び学長を兼務する理事長の直轄する学園法人本部であり、業務部門は学園事業・法人業務を統括し、財務部門は学園財務を統括する。

教学部門においては、理事長、学園長を兼務する学長のもと、大学副学長を置き、その下に大学評議会、学部教授会を設け、また大学院においては大学院副学長を置き、その下に大学院委員会、大学院研究科委員会を設けている。また教育業務の執行に関し大学及び学部設置の各種委員会並びに大学院設置になる各種委員会を設けている。これらのうち重要議題の付議される会議については、学長兼務の理事長及び副学園長が出席するとともに、理事会においては副学長、事務局長が理事として出席するなど連携は十分に図られている。別に、日常業務の調整と情報の共有を目的として学部長連絡会及び大学院・大学・短期大学部連絡会を開催している。

(2) 7-2 の自己評価

管理及び教学両部門の連携については、それぞれの案件に応じ必要な教職員による協議や調整を重ねており、概ね適切である。

両部門の連携が円滑に図られてきた背景には先にも述べたように法人では理事会・評議員会の頻繁な開催や、理事長が学園長及び学長を兼ねていることがある。また、理事会・評議員会には教学部門から、大学評議会や大学院委員会及び学部教授会や大学院研究科委員会には法人の理事である役職者が構成員と定められており、こうした役員相互の密な連携が一般教職員の円滑な業務連携の基盤となっている。学部長連絡会及び大学院・大学・短期大学部連絡会の組織的位置づけが明確でないことに問題がある。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後においては急速に変化する大学環境に的確に即応していくため、特に管理及び教学部門に共通する企画政策立案機能の強化やその前提となる情報収集・分析能力の向上を、両部門連携の中で積極的に進めていく必要があり、適切な組織体制の改編・整備を早急に進めていかねばならない。学部長連絡会及び大学院・大学・短期大学部連絡会については組織的位置づけを明確にする。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

平成3（1991）年度の大学設置基準の改正に伴って、自己点検・評価が義務付けられたのと同時に、本学では同年の臨教審の答申に基づく基本問題委員会を発足させ平成5（1993）年度には「名古屋経済大学自己点検評価委員会規程」を整備し、「名古屋経済大学自己点検評価委員会」を設置した。

この委員会は、学長を筆頭に学部長、各学部より選出された委員等を以って構成し、平成9（1997）年度に『名古屋経済大学の現状と課題』と題する自己評価・検討報告書を刊行した。

また加えて、大学基準協会への加盟を進めるにあたり、大学自己点検評価委員会による点検・評価報告書の作成を行い、平成13（2001）年に正会員への加盟・登録が認められた。

その後、自己点検評価の重要項目であるFDにつき平成16（2004）年度にFD委員会を設置した。平成19（2007）年度には、学長の下に認証評価受審業務を担当する大学改革室を設置した。FD委員会は毎年3回程度の会議を持ち、授業評価アンケート等について協議を重ね細部の調整を行って平成19（2007）年度に実施し、分析を行い調査結果をまとめている。

この外、平成16（2004）年度に大学が所掌する諸課題のうち、特に緊急度が高く且つ戦略的な課題に対処するため、全学を挙げた推進体制として学長を議長とし教員及び事務部門の主要な管理者から成る「名古屋経済大学運営戦略会議」を設置した。

併せて、この事業を推進するため、大学運営全般にかかる分野ごとに教員及び事務職員から成るワーキンググループを結成し、特に戦略的に進めるべき課題を選定抽出し、39項目からなる「運営戦略会議実行プログラム」を策定し成果を得ている。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

自己点検・評価を含むその後の進展と成果を概括するものとして、『名経大広報』（平成8年5月7日号）に「“大学いきいき”に向かって—自己点検・評価の1年—」を掲載した。

『名経大広報』は、学生の保護者（保証人）及び関係機関等に送付した。

続いて同委員会が、平成9（1997）年度に刊行した自己点検・評価『名古屋経済大学の現状と課題』を大学白書として、また、大学基準協会会員への入会審査に際し、『平成13年度点検・評価報告書』を刊行し、それぞれ大学関係機関に配布した。平成19（2007）年度には『平成18年度自己点検・評価報告書』を、平成20（2008）年度には『研究者要覧』を刊行した。これら直近の刊行物は学内及び学外関係機関に配布するとともにその内容をホームページで公表している。

以上のとおり、点検・評価等の結果等の内容は、印刷物として取りまとめ、一部を除き内外に公表し、また、広報紙においても適宜紹介をしてきている。

大学運営戦略会議については、実行プログラムを冊子としてまとめ、学内で配布している。

(2) 7-3の自己評価

自己点検・評価の作業は、早い時期から取組んできた。大学基準協会への加盟が契機ともなったが、学内での啓発に、大きな意義を持たせたものであった。

自己点検評価委員会、FD委員会、大学改革室とを設置しており、この点は評価できる。

また、大学運営戦略会議は、管理部門と教学部門の連携強化を図ったものでありその結果、総合的な点検・評価に基づく改善・改革を推進してきた。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

本学においても当初自己点検評価委員会の掲げた「現状と課題」が、現在のFD委員会や運営戦略会議の課題としてなお存続し、また新たな課題が、追加提起されている中にあって、それらへの対応は全学を挙げて進めなければならないものである。

本学では、これらを実現するために推進システムの構築を図りながら着実・強力にそれぞれの役割を果たし高めていく努力を継続していくこととしている。

[基準 7 の自己評価]

本学の管理運営は、運営体制も含めて総体的には適切に行われてきている。

管理部門及び教学部門との連絡調整、連携についても緊密に行ってきている。

しかし現下の高等教育機関を取巻く厳しい環境の中では、時代の趨勢を見据えつつ、真に学生の満足度を高めるもの、社会の要請に応えるための方策に優先順位をつけ、積極的に提供をしていく体制に改め努めていかねばならない。

[基準 7 の改善・向上方策（将来計画）]

管理部門・教学部門を通じ管理運営については透徹した視点・洞察力の裏付けの下に、更に効率性の高い組織運営体制を求めていかねばならない。このためには、透明性・公開性・健全性を一層高める。このことは、大学の社会的責任を果たすために不可欠である。

自己点検・評価については、各種第三者評価を受け、大学運営活性化の方策とする。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

少子化の進行による入学者数の減少は、本学においても財政運営上深刻な課題となっている。入学金、授業料等の学生生徒納付金は、在籍学生数の減少に比例して遞減傾向にあり、平成 17（2005）年度の人間生活科学部（入学定数 130 人）の新設を加えても在籍学生数は伸び悩みの状況にある。こうしたことから大学における消費収入支出差額の状況は、平成 16（2004）年度以降支出超過に転じ、その額は増加傾向にある。また、大学を含む法人全体の消費収入支出差額の状況も同様の趨勢にあるが、平成 18（2006）年度は、旧名古屋経済大学高蔵高等学校・高蔵中学校の移転による跡地の売却に伴い、当該年度における法人全体の收支は黒字転換をしている。

表 8-1-1 大学及び法人全体の消費収支差額と消費支出比率

項目		平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	備考
消費収支差額 (千円)	大学	62,549	△141,081	△509,934	△529,896	△683,063	18 年度の（ ）は 旧高蔵跡地 売却を除く
	法人	△1,079,993	△950,704	△1,119,908	3,477,671 (△1,392,492)	△1,280,615	
消費支出比率 (%)	大学	97.7	121.1	120.6	120.8	127.6	
	法人	119.1	116.1	119.4	70.0 (124.1)	128.1	

このように大学、法人全体とともに財政運営は現時点では赤字基調にあり収支バランスを損った状況となっている。こうした傾向をこれ迄受容してきた背景には、現在程度の支出超過差額は過去の蓄積を充てることによって十分に補い得る余裕を有しているという事情がある。特に土地及び施設設備等固定資産の保有状況、僅少な借入金の状況、各種引当金の外、基金の保有状況等比較的潤沢な資産や積立金等に裏打ちされてきた実態があった。

しかしながら、現時点で直ちに学園の存立に影響を及ぼす状況にはないとはいえ、保有資産には当然に限界があり、何より財政運営上のアンバランスは速やかにその解消に対処せねばならない。従って平成 16（2004）年度に設置した「運営戦略会議」において、改善改革すべき課題を抽出し、特に入学生の増加対策をはじめとして、学生満足度を高めるための環境整備、人件費を中心とする経費支出の圧縮等に教職員を挙げて全学的に取組むこととした。そして平成 17 年度にはこれを推進するための「運営戦略会議実行プログラム」を策定し、銳意進捗に努めており、できるだけ速やかに消費収支の均衡がとれるよう全力をあげて取組んでいる。

なお、教育研究分野については、収支の悪化が進む中にあっても、一層の充実と振興を図るよう努めており、その決算額の推移は次表のとおりである。

表 8-1-2 教育研究経費の推移

	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	備 考
帰属収入	2,667,939	2,498,846	2,476,482	2,541,903	2,474,428	
教育研究経費 (千円)	635,444	596,332	604,680	600,897	691,092	17 年度は 人間生活 科学部設置
教育研究経費 比率 (%)	23.8	23.9	24.4	23.6	27.9	

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学園の会計処理は、学校法人会計基準、本学園経理規程及び経理規程施行細則に準拠し、適切に行われている。

予算執行に関しては、予算が理事会で承認された後、直ちに学長、大学・短大副学長及び事務局長を通じて、学内各部局等へ示達し、それぞれ事業目的に沿って執行することとなる。予算支出については発注業務は、原則として各部局が行い、発注に応じた納入・調達が完了し必要な諸検査が終了した後、各部局は支払命令（伺）伝票を発行し、具体的な支払業務は総務部経理課が行って終結する。

収入についても、収入事由の生じた各部局が収入伝票を発行するが、大部分の収入予算是総務部経理課で収入手続を行って完了する。

会計処理システムについては、大学総務部経理課と学園本部財務部とはオンライン化し、大学総務部経理課の収入支出予算の処理手続きは直ちに本部で会計処理を行い、資金管理を含めた全学園のシステムの中で適切に運用される。

なお、会計処理に関して疑義を生じたり、判断に困難を招くような事例が生じた場合には、本学を担当する監査法人等への照会や相談協議を行い指導助言を受ける態勢が経常的にできており、会計処理は適切に行われている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

会計監査は、監査法人による外部監査と監事による内部監査を行っている。

外部監査は監査法人による法定監査を受けており、定期的に現地調査も実施されている。

内部監査は、学内で選任された監事 2 名により行われるが、決算期を除く期間は隔月開催する理事・評議員会に出席し、大学の運営状況等を理事・評議員とともに報告を受けながら、必要な場合には意見を述べることとなっている。決算期には、本学担当の監査法人とそれぞれ独自の立場で計算書類等について意見交換を行いそれぞれの監査報告書が作成されている。なお、決算監査終了後、監事及び監査法人から法人関係者に対し、報告会を開催している。

(2) 8-1 の自己評価

本学園は予算編成から予算執行上の会計処理、決算に至るまでを関係法規あるいは本学園の関連規程・同細則等に基づき、綿密適切に処理を行ってきている。このことは内部監査人である監事及び外部監査法人の法定監査における監査報告書にも記述のとおりであり、この外日本私立学校振興・共済事業団の調査や会計検査院の実地調査においても会計処理の適正性については確認がなされている。

しかし、一方財務内容については近年の入学者数の減少を反映し、各種の財務指標は悪化の傾向が顕著となっている。これに対し、本学では学部の新設や入学定数の増減調整、カリキュラムの見直し等を進めている。

また、運営戦略会議の策定した実行プログラムの中心となるものとして、「学生数 4000 人体制実現に向けての改革案」があり、これは本学の在籍学生数を収容定数である 4000 人体制に戻そうとするもので、計画達成を平成 23（2011）年度前後とし、現在鋭意進めつつあるものの、進捗には難渋を極めている。本学の財政が収支バランスを欠き、消費収支比率も悪化の傾向にあるのは、在籍学生の定数充足率が向上しないこと、支出項目のなかで人件費等の固定費的要素の強い経費の存在であり、この圧縮が課題となっている。

今後、学生在籍数の確保と人件費等固定性経費の圧縮を含む改善策を目標年度に向けて計画的に進めるため、抜本的且つ強力な是正策に取り組みつつある。

(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

帰属収入の中で最も大きな比率を占める学生生徒納付金収入を安定的に維持するためには、入学者の定員確保以外にはない。先に記した在籍学生 4000 人を確保しようとする目標の達成は、大学入学希望者数と大学入学者定員とがほぼ同数となる時代の中にあってはその実現は容易ではない。

また、同時に経費支出の面においても、教育・研究に必要な業務について更なる充実を図りながら、片や必要度の低い経費の削減圧縮は勿論、新たな視点に基づく改革改善を積極的に取り入れ、大学運営の一層の効率化・スリム化を求めていかねばならない。そして本学の均衡を欠く財政運営から可及的速やかに脱却を図ることを目指して綿密且つ具体的な計画に則り責任ある推進体制をさらに強化していく。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務情報の公開については、広報誌『名経大通信』に決算概要の頁を設け、財産目録、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び決算概要を掲載し、教職員、学生・保護者、高等学校等に配付している。また、『名経大通信』の最新号、バックナンバーをホームページに掲載し、学外のより多くの人にも閲覧可能にしている。

また、教職員に対しては監査説明会の後、大学においては大学評議会、短大においては短大教授会、大学院においては大学院委員会、事務局員に対しては部長会を通じ説明会を実施し、周知を図っている。

(2) 8-2 の自己評価

財務情報の公開については、上記のとおりであるが、広報誌の掲載頁の限界等もあって、必ずしも十分な説明とは云い難いところもあるため、平成 17（2005）年度以降の決算の公表については、更に注記的な説明も加えるよう努めている。

また、事業報告及び監事の監査報告は掲載することとしているが、公表の内容については、学外、学内教職員、学生及び保護者等によってその必要の程度に差があるため、これ迄の一律的な公表のあり方について再検討をしている。

(3) 8-2 の改善・向上方策（将来計画）

財務情報の公開状況は公表の範囲、対象者の理解度、公表媒体の持つ限界等から必ずしも適切とは云い難い部分を持っている。このため学外へも送付するものの頁数に限界のある広報誌に加えて、より詳細な説明を必要とする教職員、学生等向けには別途『学内報』を発行し、積極的な公開に努めている。ホームページへの掲載についても従来の広報誌の一部分としての掲載によるものを改め、独自の項目を設けて公開していく。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

本学における外部資金の主なものは、文部科学省の私立大学経常費補助金と私立大学教育研究高度化推進特別補助である。平成18（2006）年度はこれらに加え、学園が創立100周年を迎えたことによる寄附金を募り、相当額の外部資金の導入を図ることができた。

また、競争的研究資金である科学研究費補助金、質の高い大学教育推進プログラム、社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム等の外部資金を獲得すべく、職員による「教育研究支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、研究資金制度の周知徹底を図り、関係する必要な情報の収集、提供に努め、より採択件数の増大を目指している。

(2) 8-3 の自己評価

ここ数年来、学生数が定員に達していない学部が増える傾向にあり、補助金の減少が懸念されることとなっている。また、競争的研究資金制度の中で、もっとも多様に獲得すべき資金とされる科学研究費補助金において、申請件数の増加を図るべく全学的な取組みを強く促してきたが、現時点では必ずしも満足できる水準には達していない。

(3) 8-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育支援プロジェクトの活動を大学全体の活動と捉え、教職員の認識を高め、科学研究費補助金を始めとする民間も含めた多様な競争的研究資金の獲得を目指す。また、本学の学生に対する真摯な教育への取組みを学生・保護者、本学卒業者、民間企業等に理解を求め、教育研究充実のための資金としての経常的な寄附を募ることを検討することとする。

さらに、本学が所有している施設等について、有効活用を図るべく、地域連携を通じた開放や外部研究機関等への賃貸、学生生活の充実、利便のための民間業者等への賃貸を進め、外部資金導入の増額を図っていく。

[基準8の自己評価]

本学の財政状況を特徴的に記せば、ストック面は充足安定的であるがフローフェーストでは不安定な運営状況にある。特に収支のアンバランスにより生じる消費収支超過支出については、更に収入及び支出に内在する要因の完全な排除により一刻も早く計画的に正常な姿に戻さねばならない。

特に収入において学生生徒等納付金は最大の割合を占め、在籍学生数に比例するものであるため、入学者の増大と退学者の抑制を、教育研究機関本来の使命と役割を着実に果たす中で具現化していかねばならない。また、競争的外部資金の導入や研究委託費等導入には財政的側面もさることながら、教育研究機関としての本質的な存在意義をより高めるた

めの認識のもと全学的に強力な取組みを進めていく。

また、支出については人件費の占める割合が最大課題となるが本学の置かれている大学運営上、財政上の実態に即した水準を早期に客観的に求めていく必要性をより一層教職員個々人が理解し調整に取組まねばならない。同時に他の支出経費についても費用対効果を常に考慮する意識を全学的により強く定着させていく。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

収入については、入学金、授業料等に見合う満足感や達成感を実現することが定員の確保につながる。

支出の大半を占める人件費や教育研究費、管理費等においても、在籍学生数や本学の実態に即した合理性のある水準を常態的に求めていかねばならない。本学の将来に向けての財政見通しは、平成17（2005）年度に運営戦略会議の実行プログラムに基づく平成24（2012）年度までのものを策定しているが、更に計画年度の推移に応じたものを現在策定している。大学を取り巻く環境が著しく変化する中での財政収支予測は極めて困難を伴うが、そうした環境であればある程、最も根幹となる学生収容定員数と定員充足率の将来推計を基盤に、これと関連する教職員数、施設設備管理等の動向予測を短中期的に捕捉し適正水準を導き出すこととしている。また、併せて財政構造の改善、弾力化を図るため、業務内容の見直しによるアウトソーシングや収益事業の導入等を積極的に進めていく。

基準9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

図9-1-1 施設配置図

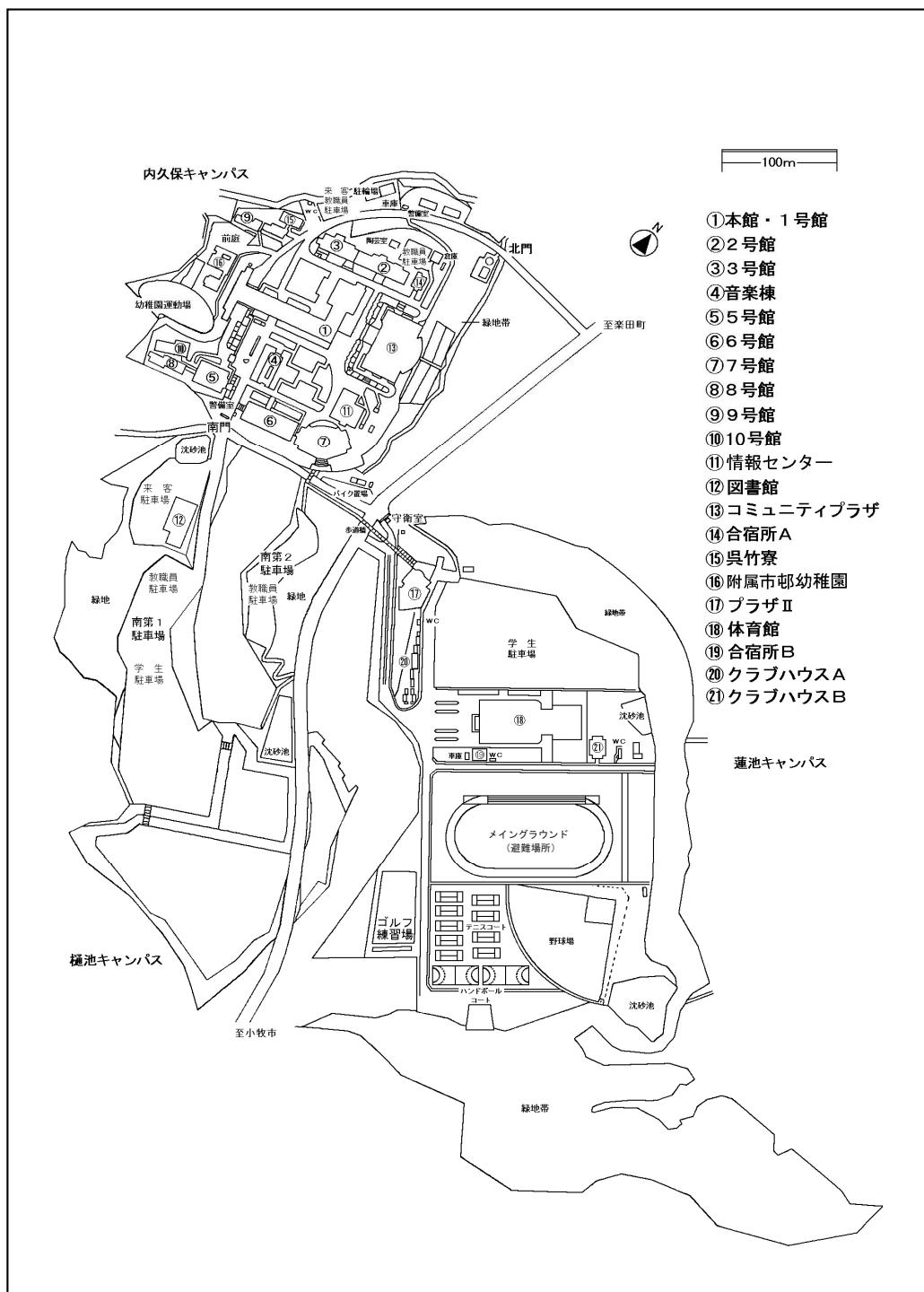


表 9-1-1 施設一覧

名 称	建物面積 (m ²)	地上 (階)	地下 (階)	主 要 施 設
本館・1号館	12266.542	4	1	学長室、副学園長室、大学副学長室、短大副学長室、事務局長室、次長室、学部長室、臨床栄養センター、英語教育センター、教員研究室、非常勤講師室、総務部、管財部入学広報部、学務部、実習室、実験室、演習室、講義室
2号館	2152.828	4		情報処理室、LL教室、放送実習室
3号館	2757.725	4	1	教員研究室、講義室、絵本ライブラリー、発達臨床センター
音楽棟	676.560	2		レッスン室、ピアノ演習室
5号館	4706.530	6		教員研究室、学部長室、情報処理室、非常勤講師室、講義室、演習室、実験室、消費者問題研究所、学術研究センター、企業法制研究所
6号館	5433.490	6		デッサン室、美術室、木工室、版画室、インテリアデザイン室、講義室、演習室、教員研究室
7号館	7342.819	6		キャリアセンター、医務室、学生相談室、講義室、演習室
8号館	1969.800	7		教員研究室
9号館	660.470	3		研究科長室、院生研究室、資料室、演習室
10号館	829.783	3	1	研究科長室、院生研究室、講師控室、図書室・院生自習室
情報センター	1734.636	4		情報処理室、MOS試験場
図書館	5039.970	5		閲覧室、開架書架、開架書庫、研究個室、グループ学習室
コミュニティープラザ	4261.240	2		書店、売店、教職員食堂、カフェテリア、学生ラウンジ
大学合宿所	86.120	1		
呉竹寮	971.920	2		
附属市邨幼稚園	1229.960	1		保健室、園長室、会議室・図書室、遊戯室、保育室
プラザII	1379.676	2		
体育館	5931.604	2		武道場、卓球場、サブアリーナ、メインアリーナ、トレーニングルーム、教員室、講義室
短大合宿所	156.270	1		
クラブハウスA	814.000	2		大学自治会室、短大自治会室、大学学祭室、短大学祭室、活動室、ミーティングルーム
クラブハウスB	585.650	2		
栄サテライト キャンパス	1258.240	5~8		講義室、演習室、事務室、教員控室、図書室・院生自習室、院生控室
合 計	62245.833			

本学は観光都市のみならず、文化都市へと脱皮する犬山市の最南端、小牧市と境を接し、楽田地区の丘陵地 40 万 90 平方メートル（実測面積 15 万坪）を有する、緑豊かな自然環境に恵まれたキャンパスである。

通学する多くの学生は、名古屋市営地下鉄に直結した名鉄小牧線（15 分間隔で発着）を利用している。最寄駅は「田県神社前駅」で、乗車時間 7 分程度の本学シャトルバスとスクールバスを運行し学生への通学の便を図っている。

また、自動車で通学する学生に対しては、駐車場を学生駐車場（1,100 台駐車可能）と図書館の南側に南第一駐車場（約 500 台駐車可能）を設けている。一方、教職員や来客には十分なスペースの駐車場（4 箇所）を確保し、通勤等の便に供している。

（1）校舎等

本学では、平成 11（1999）年度・12（2000）年度の在籍学生数 4,214 人に応じた校舎等の整備がされている。18 歳年齢人口の減少に伴い、校舎、駐車場、学生食堂等にゆとりが生じている。中でもプラザ II（学生食堂）は学生数の減少に伴い営業を停止しているため、その有効利用を現在検討している。

本学では、1 年次から 4 年次までの演習を中心に少人数授業を行っている。

（2）図書館

図書館の蔵書数は 337,262 冊、雑誌タイトル数は 1,276 誌である。学生の年間利用者数は 37,741 人、学生の年間貸出冊数は 13,596 冊であり、学生 1 人当たりの年間平均入館回数は 15 回、年間平均貸出冊数は 5.5 冊となっている。学生数の漸減傾向から絶対数は伸びていないものの、利用状況は向上している。

①館内システム設備

利用者のサービスの向上と業務の効率化のため、平成 9（1997）年度より図書館資料情報管理システム（CALIS）が導入されている。このシステムにより、検索、貸出・返却などの事務処理が合理的にできるようになった。平成 20（2008）年 9 月には、より利便性・効率性にすぐれ利用度の高い新システムを導入することにしている。

②情報発信機能を拡充した機器

学内 LAN の整備により、所蔵資料検索、判例・法令検索など 10 種類のインターネット・データベースが利用できることとなり、また総合情報システムともリンクしているため、館外からでも所蔵検索ができるようになっている。

③開館時間の延長

平成 13（2001）年度以降開館時間を延長し、月曜日～金曜日は 9 時 10 分～20 時、土曜日は 9 時 10 分～16 時 30 分とし、現在に至っている。

④大学院 栄サテライトキャンパスに図書分室を開設した。（平成 12（2000）年度から）

大学院の図書分室は、収容スペースに限りがあるため、大学院生が最低限必要とする専門領域の図書と製本雑誌 3 千冊を重点的に配架している。本学図書館の所蔵資料を栄サテライトキャンパスの端末から検索でき、貸出依頼もネットワークを介して行えるようしている。

⑤図書館の効率的運営

図書館 1 階フロアのスペースを有効利用した「展示」を平成 18（2006）年度から本格的に始め、これまで、近隣の個人・団体などの協力により通算 23（平成 18（2006）・

19（2007）年度）回実施した。

また、大学祭では、学園創立100周年を記念した催し「おめでとう絵手紙展」と体験絵手紙教室を開催し、好評を得た。

⑥図書館の地域住民への開放

図書館の地域住民への開放のため、登録を済ませた高校生以上の市民に、33万冊余の蔵書の閲覧・貸出しのサービスを提供している。その結果、視察・見学者を含め学外からの来館者が年々多くなり、貸出数も増加している。また、犬山市役所による「走る市政教室」の一環として、毎年60数名の市民が来学し、図書館見学会を実施している。

(3) 情報センター

情報センターは、平成13（2001）年度に設置された。規程には「センターは、総合情報システムを中心とした情報利用環境の構築・整備及び事務システムの開発・運用を行い利用者にこれを提供することにより、高度情報社会に対応した教育・研究を支援すること並びに『情報社会としての大学』づくり及び地域社会との関係づくりに資することを目的として組織された機関です。」と目的が掲げられている。

情報センターが管理運営している「総合情報システム」（愛称は「メロス」）は、学生、教員、職員が日々の学園生活を送る上でなくてはならない存在である。愛称の「メロス」の英語名“MELOS”は、「互いに信頼を深める学園仲間の絆」という意味の英語、“Mutually Enhancing Links Of School Mates”的それぞれの頭文字を表している。この名の通り「情報社会としての大学」の仲間を有機的に結びつけているシステムである。

情報センターの役割は以下の4つに集約される。

①住民づくり

入学初年度の前期に入学生全員が受講可能な教育環境づくりを支援する。また、ホームページづくりなど種々の講習会を開催して情報社会に住む人たちの情報リテラシーの向上を目指している。

②街づくり

情報社会での情報インフラの構築・維持・管理をする。情報センター2階に自由使用パソコンを110台設置し、学生ホールと1号館ピロティに無線LANの環境を整えた。また、中国などからの留学生が母国語で情報のやりとりを可能とするための多言語対応パソコンも用意されている。

③関係づくり

情報センターが地域の情報ハブの役割を果たし、地域の人たちとの新しい関係づくりを目指している。このため、犬山市子ども大学への協力、地域のITインストラクター向けの講習会、さらに情報センター主催の連続講演会「情報社会とは」というテーマで地域向けの活動を行っている。

④ルールづくり

まったく新しい社会では、今までにない新たな課題や問題の出現が予想される。この典型的な例は、ネットワーク犯罪で、過去に経験したことのない問題点である。そのため、新しい環境の中でのルールづくりは今日の大きな課題の一つである。大学全体の「セキュリティポリシー」また「個人情報保護」に関して中心的な役割を果たしている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設整備等が、適切に維持、運営されているか。

施設設備備品等資産管理は総務部管財課が総括している。中でも情報機器等については、情報センター委員会主導の下、教員及び関係事務部門と調整しながら年次計画を立案し、更新、改修、改善等適切な維持管理に努めている。

(2) 9-1 の自己評価

大学設置基準を十分に満たす広大な校地、校舎を有しております、施設、設備両面において質量共に教育研究の場として十分であると判断している。また、主要な講義室には近代的な視聴覚機器を設置し教育効果の向上に資する。平成 12 (2000) 年度に竣工した図書館は地域の情報源として、また、教育研究活動の推進を目的に設置され、設備、内容共に非常に充実している。平成 9 (1997) 年度に学内ネットワークを構築し、各棟に情報インフラを敷設することにより、常態としてインターネットに接続することが可能である。情報センターの管理下、事務系ネットワーク、学術系ネットワークという具合にネットワークを物理的、論理的に分離し、高いセキュリティを確保することにより、機密情報の漏洩に留意している。

講義室の稼動率が高く、今後の動向に注意する必要がある。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生、教職員のニーズに合わせた施設、設備の整備を進める。

視聴覚設備の拡充や情報インフラの強化、改善及びそれらを活用した e ラーニングの導入を目指す。講義室の稼動状況に対応した施設計画を立案する。

9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

平成 18 (2006) 年度から毎年学内施設設備等の安全点検を実施し、指摘された事項の改善を総務部管財課の責任のもと迅速に行っている。また、エレベーター、空調、消防設備、電話、水道等生活に密接に関係する設備についても専門業者に管理を委託し、関係法令に則って適切に対処している。また、全館建物内を禁煙化することにより、万が一にも火災が発生しないよう留意している。校舎の耐震診断を平成 17 (2005) 年度に実施した。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 夜間照明設備の新設

部活動の振興を図るため、野球場とメイングラウンド（ラクビー部、サッカーチーム、タッチラクビー部使用）に平成 18 (2006) 年度に夜間照明設備を整備した。

(2) 課外活動による施設の利用状況

体育館、総合グラウンド、野球場、テニスコート、ゴルフ練習場、活動室が課外活動で活用されている。

(3) 学生が憩う場所

本学では、学生が憩える場所として、コミュニティ・プラザ（食堂、書店）、6 号館学

生ホール、1号館学生自習室、2号館1階ホールなどの屋内と、屋外の中庭にベンチ、樹木の下にガーデンテーブルと椅子を設置した。平成18（2006）年度に6号館学生ホールにコンビニエンス・ストア「ローソン」と「たこ焼店舗」を設置した。

(4) 合宿所のリニューアル

コミュニティ・プラザ北側にある短大合宿所を改装し、二段ベッドを27台設置した。平成18（2006）年度からは大学の学生も利用できるようになった。

(5) バーベキューhaus新設

平成18（2006）年度に体育館南側にバーベキューhausがオープンした。寮の歓迎会、クラブの懇親会など多数の団体が使用し好評を得ている。

(6) 街路灯増設、校舎内照明

本学は女子学生が多く在籍するため、キャンパス内に街路灯増設、校舎内の照明消灯時間等にも配慮した。

(7) バリアフリー化

基本的には整備され、障害のある学生を受け入れている。

(8) ATMの設置

学生の要望に応えて、平成20（2008）年度より設置した。

(2) 9-2 の自己評価

学生サービスの向上と安心安全な学習環境の提供を目指し整備してきた。また、建物の開館時間の延長や照明設備を増設することにより学生にとって居心地の良い環境となっている。不特定多数の者が入校するので、警備委託業者による入校チェックや、施設内巡回の強化を図り、学内の安全の確保に努めた。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまで以上に学内の安心安全な環境の保全に努め、更なる学生サービスの向上を目指す。計画に則った耐震補強工事を実施し、一層のバリアフリー化を推進する。学生の憩いの場としての学生ホールの拡充やラウンジ、食堂の改善を図る。

[基準9の自己評価]

教育研究活動の目的を達成するために必要な施設設備は、基本的には整備されており、適切な維持運営と活用もなされている。

施設設備の安全性については恒常的に維持管理を行っている。快適なアメニティとしての教育研究環境は、基本的に整備されている。

講義室の稼働状況が高いのでこれへの対応が課題である。

耐震診断に基づく耐震工事の実施が課題である。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

教育研究活動の目的を達成するための施設設備については、維持管理と安全点検を計画的に推進するとともに、視聴覚設備の拡充、情報インフラの強化を行う。

教育研究環境については、快適性・利便性を向上させるため、学生食堂の改善、学内街路灯の増設、学生が憩う場の充実等を検討する。

講義室の稼働状況に対応した施設計画を立案する。

耐震診断に基づく耐震工事の実施に向け実施計画を策定する。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

〈大学施設の開放〉

(1) 図書館

本学は平成 13（2001）年度に図書館学外者閲覧内規を制定し、広く地域の人々に開放している。利用できる学外者は「高等学校在学者又は 16 歳以上の者」としており、利用者を登録の上、「図書館利用証」を発行している。平成 13（2001）年度からの累積登録者数は、256 名（平成 19（2007）年度新規登録者数は 35 名）である。平成 19（2007）年度の学外者入館者数（延べ）は 2,382 名であり、多くの人に利用されている。

特に本学図書館が、毎年犬山市の「走る市政教室」の見学場所になっていることもあり、学外者の利用は毎年増加傾向にある。

(2) 体育施設

本学の体育施設のうち、メインアリーナ、野球場、テニスコート、グラウンドを開放している。主に犬山市、小牧市、春日井市の地域スポーツ団体等からの利用申し込みが多く、できる限り開放している。

キャンパスの学外者への貸し出し

①大学祭に近隣地域のバレー ボール大会を毎年誘致し、近隣の方々が大学を訪れる機会となっている。平成 18（2006）年度には犬山市と江南市のバレー ボールチームを招待した。

②平成 19（2007）年度の体育関連施設の貸出日数は、体育館メインアリーナが 24 日、野球場が 41 日、テニスコートが 28 日、総合グラウンドが 9 日である。

(3) 情報センター

「犬山市子ども大学」の一講座として開講される「子どもパソコン教室」の会場として、情報センターが利用されている。この講座は平成 14（2002）年度から犬山市教育委員会が企画・実施していた事業が、その後特定非営利法人（NPO 法人）「犬山市民活動支援センターの会」（略称：「犬山しみんていの会」）に委託され今日に至っている。

(4) 教室等の学内設備

名古屋経済大学附属市邨幼稚園と本学幼児教育研究会が共催する「親子ふれあい教室」の一環で、調理科学実験室をクッキング講座の会場として利用している。また当日「絵本ライブラリー（約 1500 冊）」図書室も開放し、幼児や保護者に好評を得ている。

〈公開講座〉

(1) 学術研究センター

「犬山オープンカレッジ 2007」（主催は本センター、後援は犬山市、犬山市教育委員会、犬山商工会議所）を開催した。会場として、犬山国際観光センターと本学教室を利用している。

(2) 「小牧市民大学講座」の講師を本学教員が担当している。

(3) 消費者問題研究所

昭和 56 (1981) 年度より毎年公開講演会を開催し、ゲストスピーカーのほかに、本学教員がシンポジウムパネラー、コーディネーターを担当している。

(4) 企業法制研究所

平成 3 (1991) 年度から毎年公開講演会を開催し、ゲストスピーカーのほかに、本学教員が講演を行っている。

(5) 英語教育センター

平成 15 (2003) 年度に発足した英語教育センターは、本学教員が講師となって「市民開放講座」を実施している。

(6) 臨床栄養センター

平成 17 (2005) 年度に設立された臨床栄養センターは、市民を対象としたヘルスチェックや健康・栄養相談を行う活動を実践している。(特記事項参照)

(7) 発達臨床センター

平成 18 (2006) 年度に設立された発達臨床センターでは、障害をもつ子どもの療育指導並びにその保護者の発達相談を行っている。(特記事項参照)

〈愛知県現任保育士指導者養成研修〉

愛知県の業務委託を受け、平成 15 (2003) 年度・16 (2004) 年度の「愛知県現任保育士指導者養成研修」を本学にて実施した。

(2) 10-1 の自己評価

〈大学施設の開放〉

図書館利用については、毎年着実に登録者数が増えており、併せて、貸し出し冊数やリファレンス件数も増えている。平日は夜 8 時まで、土曜日は 4 時 30 分まで開館しており、利用しやすくなっている。また図書館では、1 階ロビーを市民（団体を含む）の写真展や絵画展等のギャラリーとしても利用できるようにしており、その企画は定着してきている。

体育施設をはじめ、学内の施設についても、利用者数が増えてきており、特に犬山市、小牧市の企画と連携する形で、本学の施設が活用されるとともに、本学の教員の参画が増えてきている。

〈公開講座〉

公開講座は、本学の学術センター主催による「犬山オープンカレッジ」が 10 年目となり、着実に実績を積み重ねるとともに、市民の認知度も増大してきている。会場は、犬山市の公共施設だけでなく、大学祭の開催日に合わせて本学の教室を活用し、大学の施設の地域への開放を推進している。

また、消費者問題研究所、企業法制研究所、英語教育センターも公開講演会を開催し、好評を得ている。ただし、これらの情報を一元的に集約する体制の整備が課題である。

(3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

（自治体との協力）

犬山市、小牧市、大口町など近在の自治体との協力関係を一層緊密とし、市民の利用を増やす方策の一つとして、自治体の広報誌などを通じて本学の施設利用を呼びかける。

（情報の集約）

社会的活動については大学側が情報を集約できる体制を整備する。また、人的資源のリ

名古屋経済大学

ストとして、『研究者要覧』を自治体側に積極的に提供していく。

(情報の発信)

学内や学外に向けて、ホームページや広報誌等の媒体を利用して資源提供に関する情報を積極的に発信していく。

現在は本学の総務部、学務部、図書館等がそれぞれの情報の集約拠点となっているが、将来的には、情報の集約と発信及び広報企画を一体的に行う部署を設置することも検討課題である。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

〈企業連携〉

「企業・行政実習」（基準4-4-②参照）の実施のため、企業との連携を行っている。「インターンシップの受け入れに関する覚書」を締結している事業所は下の表のとおり17事業所である。他に地域連携の一環として、犬山市及び小牧市並びに両市の商工会議所と産官学の協定を結んでいる。（特記事項参照）

表 10-2-1 インターンシップ受入れ事業所

2008/5/1

事業所名
特定非営利活動法人 いぬやま e-コミュニティーネットワーク
犬山市役所
小牧市役所
扶桑町役場
石原機械株式会社
エザキ株式会社
大崎晴由司法書士事務所
小栗・石畔法律事務所
株式会社白川園本舗
株式会社丸栄
株式会社レンタリース東海 バジエットレンタカー
後藤好弘税理士事務所
菱源株式会社
光岡朗公認会計士事務所
安江総合事務所
吉田化学株式会社
渡邊基成税理士事務所

〈大学間連携〉

(1) 愛知学長懇話会・単位互換事業

本学は愛知学長懇話会に加盟し、単位互換事業に参加している。この参加に当たって「単位互換に関する包括協定書」「単位互換に関する包括協定書についての覚書」に調印し実施している。

(2) 中部地区大学院単位互換制度

本学を含む中部地区の大学院（対象校：6校）は、社会の最前線にたつ人材を育成するために単位互換協定を結んでいる。本学大学院は、法学研究科で実施しており、平成19（2007）年度は2名の学生を受け入れている。

(3) 海外の提携大学および研究機関

東北大学（中国・遼寧省）、耽羅大学（韓国・济州島）、国家と法研究所（ベトナム・ハノイ）と国際交流に関する協定を締結している。

(2) 10-2 の自己評価

〈企業連携〉

「企業・行政実習」の連携先を本学独自の努力で開拓していることは評価できる。問題点は連携先が行政と会計事務所に偏っていることである。

産官学の協定を結んでいることは、先駆的な試みと自負している。協定の実質化が今後の課題となる。

〈大学間連携〉

大学・大学院ともに単位互換制度に参加し連携を推進する意欲はある。ただし大学については提供科目数、受け入れ学生数、派遣学生数、が少ない。その要因として郊外にあるという立地の悪条件もあるが、それを克服する工夫が必要である。

大学院については、参加が法学研究科に限られている点が問題である。

海外の大学・研究機関との連携については協定を締結している段階にとどまっている。協定内容の実質化、交流の活性化が課題である。

(3) 10-2 の改善・向上方策（将来計画）

〈企業連携〉

「企業・行政実習」の連携先として一般企業を開拓するとともに、そこに学生を派遣するため、制度の周知徹底をはかる。

産官学の協定に基づき、産業界・行政との協力体制を構築する。

〈大学間連携〉

大学間の単位互換については、受け入れ学生数増のためにも、提供科目を増加させる。派遣学生数増のためには、居住地近辺の大学での科目履修・単位取得が可能といった利便性も含めて、制度の趣旨を周知徹底させる。

大学院については、法学研究科に加え会計学研究科も参加へ向けて働きかける。

海外の大学・研究機関との連携については、「国際交流委員会」において、学術交流・学生交流の計画策定および新規の協定校の開拓をおこなう。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

本学は、犬山市域の南端に位置し、小牧市域の北端に接しているため、地域社会との交流は官民を通じて近隣の市町村域に及んでいる。中でも本学の所在する犬山市とは市郷学園短期大学の設置を企画した時期より、進出に当たっての協議に始まり幾多の面で緊密な関係を保ってきた。

平成13（2001）年4月には、犬山市との間で多角的な交流を目指した「名古屋経済大学と犬山市との交流に関する覚書」を学長と市長の間で交した。この合意内容は、地域及び大学の発展のためにより良いパートナーシップを築くことである。両者は相互交流を通じて持てるノウハウを活用し、ネットワーク、そして施設の活用やまちづくりなど、幅広い分野において大学と地域の交流促進と市民福祉の増進に寄与するものとした。また、交流の実を挙げるために「名古屋経済大学と犬山市との交流推進計画」を併せて策定し、着実に具現化が図られ徐々に成果をあげている。

交流の具体例

- (1) 犬山市消防本部の協力により、毎年、地震災害想定避難訓練を実施している。この訓練には消防車輌等の参画と消防署員の指導及び消防署長の講評を受け、学生、教職員の防災意識の啓発に役立っている。
- (2) 経済学部の専門科目「地域調査」のフィールドワークとして犬山市の協力により地域安全マップの作成をするなど、地域住民と密着した交流と協力が生れてきている。（特記事項参照）
- (3) 犬山市議会常任委員会委員及び市幹部の学内視察や市民代表者による「走る市政教室」の大学見学など、本学が地域文化の殿堂として存在感と役割が理解されるなど連携の強化が進んでいる。
- (4) 本学用地の接する小牧市とも住民との交流が自然発的に生じてきており、市の各種審議会等への教員の参画や、市の関わる青少年育成団体や女性団体への積極的な関与など実績が積み重ねられている。

表 10-3-1 地方公共団体審議会等委員一覧表（東海三県）

No.	委員等委嘱	委嘱団体	氏 名
1	犬山市保育行政検討委員会委員	犬山市	石川 昭義
2	犬山市次世代育成支援推進協議会委員（会長）	犬山市	石川 昭義
3	犬山市公の施設指定管理者選定審議会委員（会長）	犬山市	石川 昭義
4	犬山市要保護児童対策協議会委員（会長）	犬山市	石川 昭義
5	犬山市社会教育審議会委員	犬山市	伊藤 利明
6	犬山市男女共同参画推進委員会委員（委員長）	犬山市	吉田 啓子
7	小牧市情報公開・個人情報保護審査委員会委員	小牧市	石井 文廣
8	小牧市公民館運営審議会委員	小牧市	伊藤 健次
9	小牧市社会教育委員会委員（委員長）	小牧市	伊藤 健次
10	小牧市生涯学習推進会議委員（会長）	小牧市	伊藤 健次
11	小牧市情報教育 IT 推進委員会委員	小牧市	柴田 良一
12	小牧市行政改革推進委員会委員	小牧市	萩原 聰央
13	春日井市ごみ減量推進協議会委員（副会長）	春日井市	岡本 秀昭
14	西春日井郡春日町情報公開審査委員	西春日井郡春日町	萩原 聰央
15	西春日井郡春日町教育委員	西春日井郡春日町	牧野 香三
16	名古屋市産業教育審議会専門委員	名古屋市	小木 紀之
17	名古屋市消費生活対策審議会委員（会長）	名古屋市	小木 紀之

18	岐阜市個人情報保護審議会委員	岐阜市	萩原 聰央
19	愛知県消費生活審議会委員	愛知県	牧野 香三
20	愛知県消費者苦情処理委員会委員	愛知県	牧野 香三
21	愛知県個人情報保護審議会委員	愛知県	若原紀代子
22	愛知県事業認定審議会委員	愛知県	若原紀代子
23	岐阜県消費生活安定審議会委員（会長）	岐阜県	小木 紀之
24	岐阜県入札監視委員会委員（委員長）	岐阜県	中山 武憲
25	岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員	岐阜県	萩原 聰央
26	小牧岩倉衛生組合情報公開・個人情報保護審査委員会委員	小牧岩倉衛生組合	石井 文廣

【「地域社会研究会」の活動】

本学の教職員（評議員）を正会員とし、学生会員、一般会員によって構成される「名古屋経済大学地域社会研究会」は、学外者の投稿も受け入れる地域に開かれた研究組織として、以下の活動を展開している。

- ・研究誌『地域社会』の発行（年2回）、通巻58号（2008年3月）
- ・木曽川流域都市の「都市化に伴う地域社会の変貌」総合調査

本学が立地する犬山市は木曽川中流域に位置し、歴史的に木曽川流域の諸地域・社会と密接な関わりを持ってきた。河川流域圏の体系的・総合的研究という学術的視点、および本学が周辺地域に貢献するという観点にたって、「都市化に伴う地域社会の変貌」を共通テーマに、関係諸都市の調査・研究を進めてきている。

- ・「都市化に伴う地域社会の変貌」に関する研究報告書の出版
犬山市編（1994年）、各務原市編（2000年）、可児市・可児郡編（2006年）
- ・「都市化に伴う地域社会の変貌」に関する研究報告会の開催

上記諸都市の「都市化に伴う地域社会の変貌」の調査・研究に協力いただいた各市役所、商工会議所、企業、商店街、住民組織などの関係者をお招きし、以下に掲げる都市で公開報告会を開催した。犬山市（1994年）、各務原市（2000年）、可児市（2006年）

【学生主体の地域との交流】

- ・地域行事（小学生対象の「楽田やどかり塾」など）へのスタッフとしての参加
- ・犬山こども大学への協力
- ・新入学生と楽田コミュニティ推進協議会員との昼食会および交流会
- ・地域行事への各種クラブへの参加

(2) 10-3 の自己評価

本学創立以来、年月の経過とともに地域交流は相互理解の進化とともに着実に連携を深めている。その連携は地域内での本学の存在意義、存在感が行政だけにとどまらず、公民館、町内会及び企業等の関係者との交流やコミュニケーション等を通じ実感として受け止めている。

今日、本学の学部構成は社会科学系3学部（経済学部、経営学部、法学部）から平成17（2005）年度に自然科学系を含む人間生活科学部（教育保育学科、管理栄養学科）を設置し交流の形態が多様になったため、その内容と成果については、ハード・ソフト面により充実したものが期待できる環境が整った。

新設の人間生活科学部は、学部学科の内容が幼児教育や管理栄養などの食育を内容とするところから、住民とは今後より一層の交流と地域貢献の機会が増えると期待される。現在、大学及び犬山市、健康施設との間でその活動・展開手法について模索が始まっている。

最近は本学の教員に対して、周辺自治体から各種審議会の委員、講師等の委嘱が多くなり、地域内において高く評価されるようになってきた。今後は交流の実体が特定部門に留まらず、多面的かつ包括的に計画性を持って進められることが重要と認識している。

また、地域住民、公共団体等の関係者や職員個々人により、交流に対する評価は多様で、関係者による温度差が存在することを認めざるを得ない。

こうした背景から今後の留意事項は、次のことが考えられる。

- ①以前は学内の交流事業を担当する部署、担当者が明確になっていたため、スムーズな展開が行われなかった。そのため地域交流の意義、基本的姿勢や交流の具体的目標、実態等の学内的理解が進まなかった。
- ②犬山市及び大口町との交流推進計画の進行管理も殆どなされていなかったため、交流項目間の進捗にばらつきがあり、全く緒についていない項目も存すること。
- ③それぞれの協定者間で定期的な協議の機会が設定されていなかったため、計画的な進捗や新たな交流対象事業への展開が図られにくいこと。
- ④本学が交流する範域の適正規模について再検討の必要があること。本学の教職員数、学生数を考えた場合、最低限中核市（人口30万人以上）程度の人口規模であり、生活圏を積極的な交流対象地域としなければ交流の意義とその成果を十分発揮できないこと。

(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）

関係市町村と緊密な協議を重ねながら、真に地域社会や産業界が本学に何を求めており、何を期待しているかを相互が的確に理解し、計画的、組織的に推進していく。

今後、こうした連携をよりスムーズに発展させるため、地域社会・地域経済との連帯意識が本学全体に醸成され、組織的に機能するよう下記のことを確立していく。

- ①教職員・学生を含め「地域連携とは何か」を的確に理解するとともに、本学に何が求められているかを相互の共通認識として学内外に明らかにする。
- ②地域連携を進めるための学内組織及び地域と協働のための推進組織の構築と運営手法について十分な協議のうえ確立する。
- ③地域連携の事業内容について、地域住民を含む関係者、関係団体と共に共通の認識を持ち、できるだけ計画的に推進し、定期的にその成果を確認し合う。
- ④設置する学部の目標の一つに、社会貢献、地域連携の意義を明確にして、知の拠点としての存在感、役割を一層高める。
- ⑤各種の調査・研究は、地域のニーズをより適切に反映させるため、協議組織を機能させ研究成果を地域に還元させる方法を協議する。
- ⑥地域の各種行事への参加については、可能な限り企画段階から参画し、地域の一構成員として学生に自覚させる。

[基準 10 の自己評価]

大学の持つ物的・人的資源の社会への提供については、積極的な努力がなされているが、これに関する情報収集と提供につき、一元的な体制の構築が課題である。

企業や他大学との連携については、種々の方策を模索中である。

地域社会との協力関係は緊密に構築されている。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

近隣自治体との協力関係をいっそう強化し、情報集約の体制を整備する。

産官学連携および単位互換制度を両輪とした企業連携・大学間連携の強化策を検討し、国際連携については「国際交流委員会」において計画策定を行う。

地域連携による社会貢献が本学の使命及び目的の基本であることを、構成員全体に一層周知徹底させ、「地域連携推進委員会」の統括のもとに学内外の体制整備を進める。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

大学の組織倫理確立の基本として「学則」のほか、教職員の組織倫理について定めた以下のようないくつかの規則、規程及び内規を制定している。

- ・就業規則
- ・名古屋経済大学専任教員服務内規
- ・名古屋経済大学院セクシュアル・ハラスメント防止規程
- ・名古屋経済大学院セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程
- ・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止規程
- ・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程
- ・名古屋経済大学・名古屋経済大学短期大学部情報センター規程
- ・名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部個人情報の保護に関する規程
- ・名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学及び名古屋経済大学短期大学部教員の科学者としての行動規範

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「大学院委員会」「評議会」をはじめ、教学部門と管理部門とも、組織倫理に関する諸規程を基本に運営している。

セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会は、セクシュアル・ハラスメントは人権の侵害であり、学生及び教職員が研究、勉学、業務、その他大学生活を営むうえでの環境を悪化させるものとの認識に立って、この防止・排除のために、「セクシュアル・ハラスメント防止規程」及び「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程」に則り、学生、教職員の心理的・身体的安全が守られる環境の維持に努めている。また、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設けており恒常に相談に応じることができるようにしてある。

個人情報保護については、規程に基づき「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報の収集、管理、利用、開示及び提供について、技術的、組織的な対策を講じ、規程にしたがつて厳格に実施している。またこの問題について学生の理解と協力を求めるため、『大学院要項』及び『学生生活ハンドブック』に「個人情報保護に関する本学の取り組み」を掲載している。

個人情報の取り扱いについては規程を遵守し適切に運用している。また、科学者の行動規範については研究者として社会的責任に関して一層の自覚を促すため、周知徹底を図っている。

(2) 11-1 の自己評価

大学の基本としての「学則」に基づいて、組織倫理に関する規程が定められており、基本的な運営・機能の整備をなし確立している。また、各規程については、文部科学省の指

導にしたがいながら大学を取り巻く社会環境の変化に合わせて隨時、見直している。

構成員の間で組織倫理に関する情報共有をさらに推進することが課題である。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学として適切な運営体制は整っているが、組織の運営をスムーズに行う上において、さらに各機関の調整及び連携強化を図る体制を具体的に整える。また、組織倫理の確立を高めるため、情報共有の方策を検討する。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学では平成 17（2005）年度まで、明確な危機管理体制が整備されていなかったため、平成 18（2006）年度より危機管理に関わる業務を校務分掌として総務部に位置づけ、総務部を中心とする全学的な危機管理体制を構築しつつある。

平成 17（2005）年度には『地震対策マニュアル』を作成し、学生に配布した。このマニュアルは以後毎年新入生に配布している。

また、平成 18（2006）年度に地震・火災を想定した避難訓練を全学一斉に行った。はじめての訓練であったが学生、教職員に防災意識の啓発と向上を図る貴重な場となった。避難訓練を年間計画の中に位置づけ、地元消防署と連携し毎年訓練を積み重ねている。

とりわけ平成 19（2007）年度には直下型地震の発生を想定した「尾張東部 5 市合同消防訓練」が本学において実施され、その一環として「自衛消防隊」の編成と訓練がなされた。

(2) 11-2 の自己評価

規程・制度などの整備が不十分であったため、平成 17（2005）年度以降は積極的にその整備対応をすすめてきた。しかし、その進捗状況は十分でなく、したがって学生、教職員などに防災意識が浸透したとはいえない。

学生の交通事故防止に対しては、学生委員会、学生課を中心となり春の交通安全運動、秋の交通安全運動のそれぞれの期間に、交通安全意識の向上を働きかけている。

学内警備においては、日日の警備上の特記事項の報告や一定期間の警備状況を集約した警備情報を的確に把握し、派生する諸問題を未然に防ぐように努めている。

危機管理について一元的な情報集約及び指揮命令統をもった体制の構築が課題である。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

避難訓練など構成員全体に防災意識を啓発する施策を継続するとともに、今後は一元的な危機管理体制を構築し、加えて日常及び緊急時に機敏に対処できる危機管理マニュアルを作成する。

しかし、危機管理マニュアルは、マニュアルを作成すること自体が目的ではない。緊急事態が発生したとき、的確に機能するかを避難訓練等によって確認・点検し、順次マニュアルの改訂を行う。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学では、教育研究成果を広報誌などの印刷物をはじめ、大学紹介のホームページ・DVDなどを使用して広報活動を行っている。

本学では、教育研究の組織・施設など、全体を紹介するための広報誌としては入試広報部が中心となって発行している大学案内がある。そこには本学の建学の精神や各学部の教育目標・方針などが掲載されており、本学の教育内容や特徴をコンパクトにまとめている。

『名経大通信』は、平成13（2001）年度に、費用対効果という視点から広報誌を見直すこととし、以前、学内で発行されていた複数の広報誌を一元化して創刊された広報誌である。そのために広報編集委員会が設立され、そのメンバーも各学部学科・短期大学部から選出された教員と、事務局長・部長から構成され、学内外に配布している。

さらに、構成員全体の情報共有を目的に平成19（2007）年度より『学内報』を発行している。

本学では、教員は、7研究会、3センター、2研究所のいずれかに所属しており、そこで理論的・実証的な学術研究を行っている。その研究成果は、毎年発行される論集・研究所報に発表している。それら論集や研究所報は、学内の学生・教員はもちろんのこと、学外の教育・研究・行政機関などにも寄贈されている。

研究会で発行されている論集としては、次のとおりである。

- ・『経済経営論集』（経済・経営研究会）・『名経法学』（法学会）
- ・『人文科学論集』（人文科学研究会）・『自然科学研究会会誌』（自然科学研究会）
- ・『地域社会』（地域社会研究会）・『比較文化研究』（比較文化研究会）
- ・『幼児教育研究紀要』（幼児教育研究会）

センターで発行されている通信としては、次のとおりである。

- ・『学術研究センター通信』（学術研究センター）
- ・『名経大臨床栄養センターNEWS』（臨床栄養センター）・『MELC通信』（英語教育センター）

研究所で発行されている所報としては、次のとおりである。

- ・『研究所報』（消費者問題研究所）・『企業法研究』（企業法制研究所）

各種媒体による教育研究成果の公表にあたっては、それぞれ編集・校正等の過程で文言等の公正性・適切性についてチェックしている。

(2) 11-3 の自己評価

本学では、広報編集委員会を設置して『名経大通信』や『学内報』を発行するなどの広報活動を行い、また学術研究センターを創設してオープンカレッジを開催するなどして教育研究成果を学内外に公表している。その他にも、講演会やイベントなどの告知はラジオ、新聞、雑誌などの広告媒体を利用するなどの広報活動を行っている。広報活動が「広報編集委員会」や「学術研究センター」などで積極的に実施されていることは評価できる。今後は広報活動に関する一元的体制の整備が必要である。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究機関・組織ごとに別々に発行・郵送している所報・論集・広報誌等の管理を1か所に集中させる部署の設置を検討する。

公正かつ適切に広報活動するため、学内でのチェックについて各部署の意思疎通を図る体制を整える。

[基準 11 の自己評価]

基本的な組織倫理の確立、研究成果・広報活動の体制の整備は適切になされている。社会状況の変化に応じ、改善への取組みを行っている。しかし、細かな整備と未然防止体制構築に向けた改善を図る。

危機管理体制の整備は十分でない。

また、地域社会とのつながりを求められるなか、広報活動のあり方を踏まえた上で、地域との連携・共存を視野に取り組んでいる。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

基本的には、本学の建学の精神・教育理念に則した組織倫理の確立、研究成果・広報活動の体制の整備はなされており、この体制を維持し、厳格に運用していく。危機管理については、避難訓練など継続的に実施し、緊急時の適切な対処に努める。防災意識の向上に資するとともに緊急事態の発生に備え一元的な危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを作成する。

また、学内外への公正かつ適正な広報活動のより一層の積極的な展開とチェック体制の整備を行う。

IV. 特記事項

1. 教育研究システム

経済学部 地域社会特別研究室

経営学部 会計特別研究室

法学部 学習支援室

人間生活科学部 臨床栄養センター

発達臨床センター

2. 社会連携

IV. 特記事項

1. 教育研究システム

経済学部 地域社会特別研究室

経済学部地域社会特別研究室の活動は、本学部における教育内容・方法の工夫において特色ある実践の1つとして位置づけられる。

当研究室は、1) 地域社会活性化に貢献する人材（公務員など）の養成、2) 学部全体を活性化させる「核になる学生」の育成を目的として、平成16（2004）年4月に設置された。ここには地域社会特別奨学生（平成17（2005）年度より）に加えて、2年次以上の各演習担当者から推薦された単位修得状況が良好で、勉学意欲の高い学生が地域社会特別研究生として所属している。その数は、年々学生や教員の間での認知が高まるにつれて増加しており、直近平成19（2007）年度で40名である（平成16（2004）年度：20名、平成17（2005）年度：32名、平成18（2006）年度：36名、平成19（2007）年度：40名）。

活動内容としては、第1に地域社会研究に関連する実践的活動がある。具体的には、地域社会で活躍している方に講演を行ってもらう「特別講義」を年に2～3回開催したり、夏季休暇中に地域へ体験学習に出かけたりしている（平成17（2005）年度：滋賀県東近江市、同草津市、三重県伊賀市、平成18（2006）年度：長野県飯田市、同松本市、平成19（2007）年度：三重県紀北町・大紀町）。これらの活動は、地域社会への関心を喚起することを意図したものであるが、喚起した問題意識をさらに深めるために、特別講義についてはレポート作成し提出することを課し、体験学習については大学祭での報告会を課して、学生には自分たちが見聞したことを整理し考察することを促している。とりわけ体験学習の報告については、多くの時間をかけて準備を行う。主張の明確化、報告内容の構成の吟味、PowerPointを用いたスライドの作成、効果的な発表の仕方などについて、学生間で協力しながら、あるいは教員から指導を受けながら、時には夜遅くまで残って報告を準備を行う。

第2に、当研究室所属の学生が中心となって、新入生歓迎行事「経済学部 フレッシャーズ・ウォーク」の実行委員会を立ち上げ、その企画・運営にあたっている。平成19（2007）年度は新入生歓迎に加えて、「地域との交流」を企画の趣旨として、本学近隣の楽田地区でハイキングを行い、当該地区コミュニティのセンター（楽田ふれあいセンター）を借り、地元の人々との交流を行った。また、平成20（2008）年度（実行委員は平成19（2007）年度生から構成）は、「地域を知る」をテーマに犬山の城下町を散策した後で、地元食材をふんだんに利用した食事を賞味した。このように大人数が参加する行事を企画運営することは容易ではないが、本学部の中核的存在である特別研究生が、地域とのつながりを意識しながら取り組んだことは、きわめて意義のあることである。

また地域とのつながりでいえば、地域コミュニティが主催する行事に参加して地域住民との交流を図る積極的な学生もいる。例えば、前述の楽田コミュニティが主催する児童向け企画「楽田やどかり塾」や「クリスマス会」に参加したりしている。

第3に、このような実践的な活動ばかりでなく、資格取得や公務員試験等対策のための勉強会を開催している。特別奨学生には週2回、正規授業とは別に特別研究室での授業が課せられており、この時間が勉強会にもあてられている。勉強会には特別奨学生に加えて

名古屋経済大学

有志の学生が集まり、切磋琢磨しながら共通の目標に向けて勉強している。その成果は、日本漢字能力検定2級や日本文章能力検定準2級の合格に現れている。また所属学生には、Microsoft Office Specialist (Word, Excel) といった情報関連資格も積極的に取得するよう指導している。

なお、特別奨学生向けの授業は資格取得を目的としたものだけではない。広く社会への関心をもち見聞を広めること、またコミュニケーション能力を高めることを目的として、定期的に読書報告会を開いている。そこでは、参加学生が各自の関心に合わせて読書を行い、それが読んだ本についての内容を紹介し感想を述べあい、討論を行うというものである。各学生は4年間で100冊の本を読破することを目標に取り組んでいる。

以上のようなさまざまな活動は、それぞれ教育効果をもつと考えられる。視察研修や行事の企画・運営は、さまざまな地域の人々とのコミュニケーションを通して地域社会への関心を高めることになる。また、視察研修の報告会は、分析能力やプレゼンテーション能力を高めることに寄与する。これらは、本学の使命および目的に含まれる「地域社会、地域経済の各分野に溶け込み責任ある活動ができる人格ならびに技能を備えた人物の実学的養成」を実践するものである。さらに、行事の企画運営への積極的参加は、企画力を涵養する場であると同時に、実行委員会という組織の中での役割分担と協力の重要性を学ぶという意味で社会人基礎力を身につける機会にもなっている。他方で各種勉強会は、社会人としての基礎学力を育成すると同時に、資格取得等の目に見える成果があがることでさらなる勉学への意欲がわくことが期待できる。

ただし、いくつかの問題点も指摘できる。第1に、こうした地域社会への関心喚起のための授業や企画への積極的な参加があるにもかかわらず、公務員等の地域社会へ直接的に貢献する職業へ進路選択する学生が少ないとある。もちろん地域社会への貢献はさまざまな形をとりうるが、今後検討を要する課題であろう。例えば特別研究生の選抜基準が、現在は取得単位数のみであるが、むしろ成績条件を緩め、公務員等の職業に関心をもつ学生をいっそう積極的に受け入れる方向性が考えられる。第2に、当初の目的通り、当該研究室に所属する学生は本学部の「中核を担う学生」になっている。しかしそうであるがゆえに、数少ない彼ら／彼女らに広報誌等のインタビューや寄稿などの依頼が集中し、それらをこなすために本来の勉強ができなくなる恐れがある。今後「中核的学生」をさらに増やしていく方策が必要である。

経営学部 会計特別研究室

経営学部経営学科では、特色ある教育の一施策として会計特別研究室を平成15(2003)年に開設した。本学園の創立者市齋芳樹が述べた「一に人物、二に技倅」という建学の精神を踏まえ、人物教育と技術的専門知識教育を統合し、今日の社会・経済状況が求める教育の在り方を追求する経営学部の一機軸として当研究室は計画され、運営されている。

当研究室では、将来会計専門職業人として活躍できる人材の育成を目標としている。会計・経営の分野における高度な専門的知識の修得と専門職業人としての深い倫理の涵養をはかり、大学4年間にわたる一貫したプログラムにより少人数のゼミ形式クラスを編成し、上記目標の達成を目指している。具体的には、税理士試験の会計学2分野（簿記論および財務諸表論）の合格を目指すプログラムを中心に展開している。このプログラムは、経営

学部のカリキュラムと密接に関連づけることによって高いシナジー（相乗）効果をあげることを企図している。また、本学の特色である4年間一貫した少人数による演習体制は、専門職業人・社会人としての知識・教養・常識の涵養に資するところが大きいと期待され、総合的かつ複合的な学修により研究室生の人格面での成長をはかることも本研究室の目指すところである。

当研究室への入室要件としては、日本商工会議所簿記検定試験2級以上の取得者でかつ学業に真剣に取り組む経営学部生であることを原則としている。しかし、本学他学部あるいは本学大学院に在籍している者で、同要件を満たしている学生についても、これを受け入れることとしている。平成20（2008）年度始めにおいて、経営学部生15名（内訳は、1年生5名、2年生2名、3年生7名、4年生1名）、他学部生2名（経済学部1年生）および大学院生3名（法学研究科）の計20名が当研究室に在籍している。なお、コアとなる本学部生のうち、13名が会計特別奨学生として学内の特別奨学金の支給を受けている。

当研究室の運営については室長として専任教員を配置し、専任教員2名と現役の税理士2名が指導にあたっている。会計学2分野の講義を基礎、展開、応用および税理士試験対策の各講座に細分化して開講し、3年次の段階で税理士試験を受験できるようカリキュラムを組んでいる。また、研究室生には独習用に専用の学習室が用意され、デスクおよび書架が充てられている。会計および税務に関する定期購読誌とともに必要な参考文献が完備されており、学習環境面においても配慮がなされている。また、半期に一度、会計業務にたずさわる実務家による特別講義を設けている。アカウンタントの職域、役割、社会的責任および業界事情等を聴講することにより、研究室生の会計専門職業人への関心・モチベーションが高まるよう努めている。さらに研究室生は、3年次の夏期休暇中に、愛知県、岐阜県、三重県下の提携先会計事務所等を中心に、インターンシップ（会計事務所等研修）を行なっている。会計・税務業務の現場体験が可能となるため、研究室生にはおおむね好評であり、研究生のモラール向上に資するものとなっている。

当研究室開設後、残念ながら税理士試験合格者を輩出するまでには至っていないが、たとえば、BATIC（国際会計検定）のSubject1「英文簿記」を受験し、得点364点（400点中）を獲得した研究室生もあり、関連領域においては徐々にではあるが成果を上げている。また、平成15（2003）年4月の会計特別研究室発足時に入室した第一期研究室生7名のうち5名が、平成18（2007）年3月卒業時に、学業優秀賞を受賞していることからも他の一般学部生の模範となっていたことが推察される。過去2年間の研究室生の卒業後進路をみると、公認会計士事務所1名、一般企業4名、高校商業科教員2名、公務員1名、大学院進学2名であり、一定の成果を上げているといえよう。

今後本研究室の活動実績を向上させるため、より実践的なアカウンタント養成モデルを確立すべく、名古屋経済大学会計人会（本学大学院を修了し、税理士となった者および税理士の有資格者となった者より構成、現在50名程度在籍）の協力の下、既存のインターンシップとは別に、1年次生を対象とした「会計事務所短期研修制度」を検討している。また、特別奨学金支給要件審査対象を新入学生のみから、本学部在学生を審査対象とするよう平成19（2007）年度より制度の見直しがなされ、在学生の学習意欲向上に努めている。これらの当研究室の活動について学内外に広く伝えるべく、「会計特別研究室ニュース」として平成20（2008）年より定期発行することが決定されている。

法学部 学習支援室

法学部では、特色ある教育に関する一つの試みとして、法学部「学習支援室」（以下、「支援室」とする。）の設置に向けた取り組みを平成 19（2007）年度より開始した。支援室設置の主たる理由として、学生の学力低下への対応ならびに学習を中心とする学生を支援するための取り組みの要請が挙げられる。すなわち、大学全入時代の到来とともに学生の基礎学力低下にいかに対処するかは今日の大学教育における新たな課題の一つとなっているが、法学部もその例外ではない。また目的意識を持って入学してきた学生であっても、当初の目標達成のために必要な学習の前提となる基礎学力が不足しているため、学習についていくことができず、途中で断念する例も存在している。このような状況を鑑みた場合、本来の法学教育の使命である「リーガルマインドの養成」を果たすことが困難となることはもとより、基礎学力の不足した学生をそのまま社会に送り出すといった危惧すべき状態の存在までも懸念されるところである。

このような状況に対応するべく、法学部ではこれまで、学生の学習を支援するためいくつかの取り組みを行ってきた。具体的には、学生の基礎学力を向上させるための方策として、「読む」・「書く」・「話す」能力の向上を図るための演習Ⅰにおける指導、演習Ⅰと連携しながら、学生に目的意識を持たせ、学習意欲を喚起することを目指した法学入門の活用を行ってきた。さらに目的意識が明確であり学習意欲のある学生に対する方策として、法学検定試験の受験指導のほか、法学部特別研究室を設置することにより、勉強する場を学生に提供してきたところである。しかし、これらの取り組みは学生自身の自発的な努力をサポートするものに過ぎず、成果が上がっていると思われる事例の多くは、意欲があり、かつ学力のある学生が呼応してくれた場合である。いわゆるモチベーションの低い学生や基礎学力の足りない学生については、これらの取り組みに積極的に参加することが少なく、効果が上がっていないのが実情である。

そこで法学部としては、学生の基礎学力向上および学習意欲の喚起・持続・向上を図るための施策として、支援室の設置を平成 19（2007）年度に構想し、その具体的な取り組みを平成 20 年度から開始した。まず支援室の設置に関しては、平成 19（2007）年 11 月 30 日法学部教授会において支援室設置にかかる計画が承認された。また平成 20（2008）年 2 月 15 日法学部教授会では、支援室の運営を行うための組織として、7 名の法学部教員により構成される学習支援室運営委員会を設置することが承認され、ならびに支援室による活動の一環として、新入学生の学習意欲の喚起・向上を図るための試みとしての「フレッシャーズ・セミナー」の実施が承認され、平成 20（2008）年 4 月 3 日・4 日にその実施を行ったところである。

このように、支援室の設置および活動はまだ始まったばかりであるが、現在法学部としては、支援室設置の趣旨、目標、任務については、次のように考え運用していく予定である。まず支援室設置の趣旨は、学生の基礎学力向上および学習意欲の喚起・持続・向上を図ることにある。したがって支援室では、法学教育を通して学生に習得してもらいたい能力として、「基礎学力」、「法学基礎力」および「社会人基礎力」という三つの基礎力を想定し、入学から卒業までの間、これら三つの基礎力を組織的・計画的に教育するための取り組みを実施していく予定である。また法学部では 第一に法学部における 4 年間の大学生活の動機付けを行う、第二に学習指導の充実を図る、第三に学習意欲の維持を支援する、

第四に個別学習プランを学生と教員が一緒に考える、第五にキャリア支援の充実を図る、第六に検定・資格試験情報を迅速かつ的確に提供する、第七に法学検定試験から資格試験へのステップアップ支援を行う、第八にきめ細かい指導・サポートの充実を図る、といったことを支援室の目標として掲げている。そして学習支援室運営委員会においては、これらの目標を達成するために、支援室が取り組むべき任務として、(1) 4年間の学生生活の指針やスケジュールの提示および目標設定の支援、(2) 学習指導および学習方法のアドバイス、(3) 学習意欲の維持、(4) 個別学習プランの提案、(5) 学生による自主的なキャリア形成のための施策の企画立案・実施および支援、(6) 試験情報の収集・提供、(7) 検定試験から資格試験へのステップアップ支援、(8) 学習カルテの作成などを挙げ、実現に向けた検討を進めているところである。

すでに述べたように、支援室の設置および活動はまだ始まったばかりであるため、支援室の施策をより実効性のあるものとするための体制づくりやその充実が今後の大きな課題として挙げることができる。この点については今後も学習支援室運営委員会を中心に、(1) 運営委員会の設置、(2) 支援室の整備、(3) 指導員の確保、(4) 参考資料の収集などについて議論を重ね、具体策を提示する方針である。

なお支援室に関する取り組みについては、本年度「質の高い大学教育推進プログラム」に申請している。

人間生活科学部 臨床栄養センター

実際に強い管理栄養士養成を目指し、従来の教育方法に不足していたと考えられる臨床栄養に必要な実技教育と体験学習の充実を図るため、大学附属施設として臨床栄養センターを設置した。臨床栄養センターは病院等の医療施設には属さないが、生活習慣病・メタボリックシンドロームを中心とする栄養療法が必要な疾患やその予備群、また食事摂取が困難な患者の栄養管理に関する他医療機関からのコンサルテーションを受けられるように、臨床栄養の実務経験者、臨床医などのスタッフで構成されている。地域社会と大学の垣根を取り除き、大学の責務として医療・福祉分野で社会貢献を行う一方、学生が地域社会の中で実務体験を行える環境を整え、より良い素養と高度な臨床栄養技能を備え栄養の専門家として社会の役割を担うことができる管理栄養士の育成を目指す。また、地域病院、開業医等々の医療機関等とのネットワークのもとに、以下の活動を行うことを目的とする。

- (1) 健康増進・維持・疾病予防のために外来栄養指導等の栄養教育を通じた、地域住民に対する栄養管理の支援
- (2) 医療機関における医師、看護師、薬剤師等と連携し、地域に密接した在宅栄養サポートチーム（NST）の組織編成に協力する。それによって合併症の予防、生活の質（Quality of life, QOL）の向上及び医療費削減などの医療経済的效果の向上を図る。
- (3) 学生及び社会人を対象とした生涯教育、臨床栄養業務の研修
- (4) 臨床栄養学向上のための基礎及び臨床研究の実施

臨床栄養センターが設置され3年経過したが、センター上記活動目的のうち(1)および(3)を管理栄養学科3年次、臨床栄養学・公衆栄養学実習授業の一環として実施し、(2)、(3)および(4)を本学に事務局がある臨床栄養療法研究会（CNP研究会）と協力して実施しているのが現状である。

公衆栄養学実習、臨床栄養学実習において、学生同士の模擬症例で学習をした後に、地域住民に対する学内（来客授業）および学外（出前授業）の授業を行い、病院を併設していないものの臨床栄養センターと連携を取りながら実践の中で生きた教育を行っている。

公衆栄養学実習では、身体計測を中心に健康チェックを行い、栄養疫学調査や解析の方法、考察のし方について習得させている。

臨床栄養学では、問診や食事調査、栄養相談を基に栄養診断から栄養管理計画の立案、記録の書き方、さらに症例カンファレンスを行い、在学中により多く実務経験ができるよう配慮し、臨床栄養技能の向上を図っている。

学生が地域社会の中で実務体験を行える環境を整えることにより、より良い素養と高度な臨床栄養技能を備え栄養の専門家として社会的役割を果たすことができる管理栄養士の育成を目指している。

人間生活科学部 発達臨床センター

本学発達臨床センターは、平成 17（2005）年 4 月の人間生活科学部幼児保育学科の設置にあわせて構想、設置され、平成 18（2006）年度から本格的に活動を開始して今日に至っている。発達臨床センターは、発達の障害や混乱のある子どもへの定期的な外来指導、子育ての悩みや問題についてのカウンセリング、子どもの教育・保育担当者へのコンサルテーション、各種講演会や講習会の実施、発達臨床に関する基礎的研究などを通して、教員と学生が教育・研究を行っていく。大学は従来の教育・研究にとどまらず、大学の物的および人的資源を積極的に活用して、地域貢献していくことが求められるようになってきている。発達臨床センターは、このような事業内容を実行することによって、時代の要請に応えるとともに理論と実践を架橋した活力ある教育・研究活動を意図して設置された。

平成 18（2006）年度以降、当センターへの外来通所ケース（原則として週 1 時間を 1 セッションとする）、相談ケース（1 から 2 回程度の相談）数ともに年次を追うごとに増加しており、平成 19（2007）年度末現在、外来通所ケースがおよそ 20 ケース、相談ケースがおよそ 20 ケースという実績を示すに至っている。これらのケースでは、臨床心理学系科目を担当する教員の厳密なスーパービジョンのもと、ゼミナール活動を中心に学生や発達臨床系科目の履修学生が参加している。この間、平成 19（2007）年 4 月には本学大学院人間生活科学研究科幼児保育学専攻（修士課程）が設置された。開設初年度より、現職保育園長や保育士、児童相談所ケースワーカー 3 名の社会人入学学生を迎えて、当センターを核とする学部学生との活動交流など教育・研究面での効果をもたらしている。現在、大学院サテライトキャンパスを会場として当センターが主催する「名経大事例検討会」も行われており、特別支援学級担当教師、保育士、施設職員などが毎月 1 回集まって、指導困難事例について検討を行っている。なお、この間の活動状況の報告を平成 18（2006）年 11 月の「全国保育士養成協議会中部ブロック第 12 回セミナーにおいて「保育士の質的向上をめざした養成校の取り組み～臨床能力の向上をめざした保育士養成～」と題して実践報告している。

当センターの今後の課題は、現在実施している各種事業を確実に継続的に実施していくことが最重要であると考えられるが、今後数年間の短期的課題として以下のような事項が考えられる。

(1) 外来指導ケース及び相談ケース増加に伴う対応策

平成 19（2007）年度に入り、急速に外来指導ケース、相談ケースが増加してきている。この傾向は、今後も一層顕著になることが予想される。発達臨床活動は、人間生活科学部所属の教員がその中心的役割を担っており、対応する件数によっては、必ずしも地域ニーズに十分応えられない状況も予想される。そこで、指導関係の原則に則り外来通所指導や相談を行う場合には有料化していき、指導のための非常勤職員を採用していくことも検討される必要があろう。なお、本センターの教育的側面として、学部学生のゼミナール活動とリンクした発達臨床については今後も根強く実行していくばかりでなく、大学院人間生活科学研究科（幼児保育学専攻）院生との学習活動とも深く関連付けていく必要がある。

(2) 発達臨床に関する基礎研究

現在、発達評価のための検査ツールの開発、障害児のための指導プログラム開発に向けた準備を行っているが、今後は予算的、人的問題を解決し、基礎的研究を実行していく計画である。

(3) 各種講演会、講習会、研究会に実施

各種講演会、講習会、研究会の実施は、本センターを周知させるためには有効な手段であり、地域ニーズにも応えて行くことにもなる。「名経大事例検討会」の開催回数と参加者層についても拡大できるよう一層の努力が必要である。

2. 社会連携

地域との連携については、本学との間に新たな形態の協調体制が生まれてきている。

[自治体等との協定]

自治体との協定については、基準 10 で述べたように愛知県犬山市及び大口町との間で締結を行い、それぞれ相互に連携を図りながら、事業の展開を図ってきた。しかし、これ迄の経過を顧みた場合、進めてきた事業の内容は本学或は市・町の有する計画に必ずしも沿ったものではなく、また、事業項目によっては、その進捗度合に大きな格差を持つなど総合的・計画的な取組みには欠落する部分を内包していた。また、同時に地域における様々な課題への取組みを進めるにあたっては、単に学及び官のみでは、十分且つ適切には対応し得ない部分も生じ、産業面からの参画が強く求められることとなった。

こうしたことから、本学、犬山市、犬山商工会議所においては平成 19（2007）年 4 月から地域社会の充実及び発展ならびに市民福祉の増進に寄与するための連携協定に向けて検討協議を重ねてきた。そして同年 12 月、三者が有する知識、情報及び技術等の活用並びにこれを達成するために必要な事項について連携交流を行うこととし、「犬山市、犬山商工会議所及び名古屋経済大学の連携交流に関する協定書」の締結を行うとともに、連携事項の円滑な推進を図るため、連携推進協議会を置くこととした。

この協定締結への動きを契機として、犬山商工会議所とは平成 19（2007）年度入試から同所会員子弟の本学への推薦入試制度を導入するとともに本学卒業生の会員事業所への就職受入れへの配慮について合意がなされている。

また「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」への応募に際し、商工会議所の協力など、より有効性の高い内容の事業の連携が進みつつある。

産官学の三者交流については、現在では多くの地域で進められつつあるが、犬山市に隣接する小牧市においても同市が中心となって同様の方向性を求めてきた。本学とも交流を前提とした協議を平成19（2007）年8月以来重ねてきたが、同市の場合は、小牧市内の2大学のみならず隣接する市に存する3大学も含めた交流を望んで調整が進められてきた。そして、平成20（2008）年1月市及び小牧商工会議所と各大学との連携協定の合意が成立し、本学とも「小牧市と小牧商工会議所及び名古屋経済大学の三者による連携強化に関する協定書」の締結を行った。協定内容には、三者が相互に連携して協力と支援を行うものとして、住民生活の各般にわたる12項目が掲げられ、これの推進組織として産学官連携推進連絡会議を設けた。

小牧市とは、これを契機にこれ迄の市行政の極く一部に関わってきた姿勢を見直すとともに犬山市と同様に「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」への参画を小牧商工会議所にも促している。更に全国でも有数の産業集積があり、市の強力な財政力を背景に向上発展が見込まれるだけに、大学の持つ知的資源等の提供を積極的に行っていくこととしている。

犬山市の西隣に隣接する大口町についても交流協定の締結はしているものの、具体的な交流事業を行うまでには至っていない。一方、同様に近接する扶桑町とは交流協定は締結してはいないものの、商店街活性化プロジェクトにゼミ授業の一環として取組んでいる。協定の有無に拘らず、経済生活圏として包括される周辺市町も視野に入れたより広域的な地域交流が求められている。

[計画性と実行性の担保]

これ迄本学においても、こうした連携は協定の締結が自己目的化し、その実行性については締結者自身も強く求めることなく、いわば儀礼的、儀式的な取扱いで済まされることが少なくなかった。しかし現在の本学は地域貢献、社会貢献を重要な目的としている。大きく重要な意義を持ち、中心的な位置付けにならなければなくなってきた。

従って、連携や協定は単なる形式的なものではなく、その内容の明確化と実行性の確保について、それぞれが最大の責任をもって取組まなければならない。

本学は犬山市に対しても小牧市に対してもそれぞれの商工会議所を含め協定事業内容の精査に併せ推進組織の設置を強く求めてきた。今般のそれぞれの協定書に掲げられた事業項目は総括的となっているが、この推進に当たっては、推進組織が中心となって優先度に応じた事業内容を絞り込み、これに基づく事業計画を年次計画的に進めていくことを目指している。

学内的には、学長以下教学及び管理部門の役職者からなる地域連携推進委員会を設け、地域連携の方針を明確にしながら、積極的に責任ある役割を担っていくこととしている。

また曖昧となっていた審議会委員等への参画者の選任等については、学内の窓口の一本化と共に選出過程を明確にする外、関係する事業についても学外に対して責任ある対応を取れるような体制をとっていくこととしている。